

平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

児童養護施設等への入所措置や里親委託等が
解除された者の実態把握に関する調査研究
報告書

平成31年3月



三菱UFJリサーチ&コンサルティング

目次

第 I 章 調査研究の構成	1
1. 調査研究の実施概要.....	1
(1) 背景・目的.....	1
(2) 実施内容.....	1
2. 検討委員会の概要.....	2
(1) 体制.....	2
(2) 開催状況.....	2
3. リサーチ・クエスチョン.....	4
(1) 基本的認識.....	4
(2) リサーチ・クエスチョン.....	4
(3) 調査設計.....	12
第 II 章 調査研究の実施内容	13
1. 文献調査.....	13
(1) 調査概要.....	13
(2) 先行調査研究レビューの調査結果.....	14
(3) 小括.....	19
(4) 海外の参考事例.....	22
2. インタビュー調査.....	29
(1) 調査概要.....	29
(2) 調査結果.....	31
(3) 小括.....	39
3. アンケート調査.....	42
(1) 調査概要.....	42
(2) 調査結果.....	43
(3) 小括.....	76
第 III 章 調査研究の総括	79
1. リサーチ・クエスチョンに対する考え方.....	79
(1) 実態把握の必要性.....	79
(2) 制度的枠組みとの連動.....	80
(3) 対象者.....	80
(4) 調査項目.....	81
(5) 倫理上の問題.....	82
(6) 調査デザイン.....	82
2. 今後の実態調査に関する示唆.....	84

(1) 包括的な制度的枠組みのあり方	84
(2) 目的に応じた調査手法の組合せ	85
(3) 当事者の関わり	86
3. 今後検討が望まれる事項.....	87
(1) ベストプラクティスの共有とガイドライン（案）の策定.....	87
(2) 実態把握が困難な施設退所者等の実態把握	88
(3) 退所後のケースマネジメントのあり方.....	88
(4) 現有データの分析に関する検討	89
(5) 実態調査以外の情報経路の確保	90
第 IV 章 資料編	91
1. 参考文献	91
(1) 第 I 章	91
(2) 第 II 章	91
(3) 第 III 章	92
2. 自治体へのアンケート調査 調査票	93

第 I 章 調査研究の構成

1. 調査研究の実施概要

(1) 背景・目的

社会的養護においては、児童養護施設等への入所措置や里親委託等が解除された者（以降では「施設退所者等」と略記）に対し自立支援の充実を図ることが求められている。平成 28 年の児童福祉法改正では、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）について 22 歳の年度末までにある大学等就学中の者が対象に追加された。また、平成 29 年 8 月の「新しい社会的養育ビジョン」の中でも「自立支援（リービングケア、アフターケア）」の重要性とともに、ケア・リーバー（社会的養護経験者）の実態把握の必要性も指摘されている。

国では、平成 29 年 3 月に「社会的養護自立支援事業等の実施について」（雇児発 0331 第 10 号）により社会的養護自立支援事業を創設し、施設退所者等のうち、適当な場合には、居住に関する支援、生活費の支給、生活相談、就労相談などの支援を行うこととしている。これを受けて、社会的養護自立支援事業の事業実施主体となる児童相談所設置自治体（以降では「自治体」と略記）のうちいくつかの地域では事業を開始または開始準備をしている。

しかしながら、施設退所者等の実態把握については、これまでに全国規模で実施し公開されているものは存在せず、施設退所者等が社会に出てから抱える課題や、それに対する支援ニーズの実態については明確になっていない。そのため、本調査研究では施設退所者等の実態把握を全国規模で行うために必要な調査方法等を検討し、施設退所者等の実態把握に資することを目的として実施した。

(2) 実施内容

① 文献調査（既往調査研究の収集・検証）

施設退所者等を対象とした実態把握のための既往調査研究（公開されたもの）を整理した系統的レビューを基に、さらに文献収集を行うことで、本調査研究の趣旨に合致する先行文献を収集した。その上で、各々の調査の調査手法等（調査地域、対象の抽出方法、抽出数、回答率）を整理するとともに、必要に応じて調査実施主体に確認し、各調査のバイアスリスクの評価を行った。

② 自治体・支援者等へのインタビュー調査

社会的養護自立支援事業を実施している自治体の社会的養護担当者や生活相談支援担当職員、アフターケアを担っている児童養護施設や当事者団体といった、施設退所者等の支援の現場を担う支援者にインタビューを行った。この中で、各々の施設退所者等への関わり方を把握するとともに、実態調査に関する意見を聴取し、調査手法等のあるべき姿を検討した。

③ 自治体へのアンケート調査

施設退所者等への実態調査の調査設計における検討材料として、全国の自治体を対象に、施設退所者等の実態把握の状況、自立支援関連施策の実施状況、実態把握に関する課題等について質問紙

を用いた調査を行った。特に、施設退所者等に関する各種情報の蓄積状況や活用状況を把握し、自治体における情報収集体制のあり方を検討した。

2. 検討委員会の概要

(1) 体制

本調査研究を実施するにあたり、6名の有識者からなる調査研究委員会を設置した。

【構成員】

- ・大橋 和弘氏 社会福祉法人和泉乳児院 児童養護施設和泉幼児院施設長
- ・影山 孝氏 東京都児童相談センター児童福祉相談担当課長
- ・川瀬 信一氏 千葉県生実学校星久喜中学校分教室教諭
- ・高橋 温氏 新横浜法律事務所弁護士
- ・永野 咲氏 昭和女子大学人間社会学部福祉社会学科助教
- ◎松本伊智朗氏 北海道大学大学院教育学研究院教授

(50音順、◎は委員長)

【オブザーバー】

- ・竹中 大剛氏 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課課長補佐
- ・河尻 恵氏 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課社会的養護専門官
- ・島 玲志氏 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課児童福祉専門官
- ・西郷 民紗氏 株式会社 HITOTOWA ディレクター

【事務局 三菱UFJ リサーチ&コンサルティング】

- ・家子 直幸 社会政策部 主任研究員
- ・古賀 祥子 社会政策部 研究員
- ・松井 望 社会政策部 研究員
- ・山田 美智子 研究開発第1部（大阪） 主任研究員
- ・八木 涼子 研究開発第2部（大阪） 副主任研究員

(2) 開催状況

調査研究方針の検討・実施・報告書のとりまとめ等について専門的助言を得るため、2018年8月～2019年3月にかけて、会合を4回開催した。

図表 I-1 検討委員会の開催状況

日程	回数	主な検討事項
2018年8月15日	第1回	本調査研究の実施方針／調査研究における問い ／調査の実施内容
2018年10月10日	第2回	文献調査の実施状況／インタビュー調査の実施状況 ／アンケート調査票（案）
2019年2月5日	第3回	文献調査の実施結果／インタビュー調査の実施結果 ／自治体アンケート調査の実施結果（暫定）／取りまとめの方向性
2019年3月18日	第4回	報告書（案）

3. リサーチ・クエスチョン

(1) 基本的認識

本調査研究は、今後、施設退所者等の実態把握を全国規模で行う可能性があることを念頭に、施設退所者等の実態把握に資する検討を行うことを目的としていた。そのため、次項に示す6つの観点からなるリサーチ・クエスチョンを設定し、各種調査を通じてこれらを詳しく考察することにより、施設退所者等の実態把握の実施方法を検討することとした。

その際、以下の基本的認識を前提として検討を進めることとした。

- ・6つの観点は相互に影響し合っており、独立して検討すべきものではないことから、各々の観点を検討する際は、他の観点への影響も考慮する。
- ・6つの観点のうち、「実態把握の必要性」を他の5項目に優先して検討する。
- ・リサーチ・クエスチョンは、本調査研究期間中、見直しを図る可能性がある¹。

(2) リサーチ・クエスチョン

本調査研究では、6つの観点をリサーチ・クエスチョンとした。また、調査研究の開始に先立って、これらの観点をリサーチ・クエスチョンとして設定した背景を整理した。

図表 I-2 本調査研究におけるリサーチ・クエスチョン

○実態把握の必要性

調査の目的や調査結果の具体的な活用方法について、どのように考えるか。

○制度的枠組みとの連動

実態把握は、どのようにして制度・事業と連動させようか。

○対象者

実態把握を行う対象者は、どのような範囲に設定するか。

○調査項目

実態把握を通じて、どのような項目を明らかにするか。

○倫理上の問題

調査対象が施設退所者等であるという特性を踏まえ、調査倫理上、どのような課題があると考えるか。

○調査デザイン

調査を全国規模で実施するとした場合、どのような手法が適切か。

¹ 佐藤（2015）は、このように「データの収集と分析を同時並行的に進めながら、一方では、基本的な問題設定を練り上げ、他方では一つひとつのリサーチ・クエスチョンとそれに対応する仮説を徐々に明確なものにしていく」ことを「漸次構造化アプローチ」と位置付けている。

① 実態把握の必要性

i. 目的と結果の活用方法

1) 施設退所者等及び児童の福祉の保障

施設退所者等を対象とした実態把握は、第一義に、調査対象となる施設退所者等の福祉の保障を目的としたものである。特に、把握した結果を踏まえて政策・実践の両面から施設退所者等の最善の利益が考慮され、アフターケアの充実が図られることが望まれる。

ただし、把握した結果は、社会的養護下にある児童の処遇改善（インケア）にも活用しうるものである。施設退所者等の実態把握を通じて社会的養護制度の更なる充実を図ることは、「将来の施設退所者等」である児童の福祉の保障にもつながりうると考えられる。

2) アカウンタビリティの要請

社会的養護制度では、児童福祉法による措置権を行使することにより、児童や保護者等の居所や行動を制限することがある。このような強力な行政の事務事業を伴うことに対しては、当事者をはじめとする国民への説明責任（アカウンタビリティ）の観点から、他の政策以上に高い水準で政策の評価を行うことが要請されるのではないかと考えられる。また、その評価方法は、政策評価法に基づく年度ごとの政策評価等にとどまらず、中長期的な事後評価としての振り返りも求められる。

なお、厚生労働省子ども家庭局長通知（子発 0706 第 1 号）「「都道府県社会的養育推進計画」の策定について」（平成 30 年 7 月 6 日）では、「(9) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組」の中で、評価のための指標例として「代替養育経験者等のフォローアップの状況」が盛り込まれている。

ii. 国レベルでの必要性への言及

施設退所者等の実態把握の必要性は、これまでも有識者による検討会等の場で言及されている。

まず、新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会「報告（提言）」（平成 28 年 3 月 10 日）では、自治体による「マネジメント機能」を発揮する必要性が指摘されており、実態把握についても、この機能の一環として位置づけられると考えられる。

9. 社会的養護の充実強化と継続的な自立支援システムの構築

(5) 社会的養護の対象となった子ども等に対する自立支援のあり方

（中略）継続的な自立支援が実効性を持つためには、個々の子どもについて、社会的養護への措置から措置解除の支援まで全体を通じた自立支援計画を作成し、その計画が着実に実行されるシステムづくりが前提となる。このため、自立支援計画の策定と実行、評価と見直し、終結の過程における機関連携と共同関与、特に都道府県等の支援マネジメント機能を担う機関と社会的養護機関（里親を含む。）の共同関与を強化するための仕組みの整備が必要である。自立支援計画には、施設入所や里親委託による支援を継続する方法だけでなく、施設等への入所措置が解除された後も、地域で必要な支援が公的責任下で提供されるという観点を含む必要がある。

このため、市区町村・児童相談所に担当部署・ワーカーの配置を検討すべきである。この部署は、支援のマネジメント・関係機関連携とあわせて、児童福祉法による支援の終結後、必要に応じて成人を対象とした他施策・機関との連携を行うべきである。

また、新たな社会的養育の在り方に関する検討会「新しい社会的養育ビジョン」（平成 29 年 8 月 2 日）では、冒頭の要約編で以下の記述が見られる。

(7) 自立支援（リービングケア、アフターケア）

代替養育の目的の一つは、子どもが成人になった際に社会において自立的生活を形成、維持しうる能力を形成し、また、そのための社会的基盤を整備することにある。

そのため、平成30年度までに、ケア・リーバー（社会的養護経験者）の実態把握を行うとともに、自立支援ガイドラインを作成し、概ね5年以内に、里親等の代替養育機関、アフター・ケア機関の自立支援の機能を強化するとともに、措置を行った自治体の責任を明確化し、包括的な制度的枠組み（例えば、自治体による自立支援計画の策定など）を構築する。

これにより、代替養育の場における自律・自立のための養育、進路保障、地域生活における継続的な支援を推進する。その際、当事者の参画と協働を原則とする。

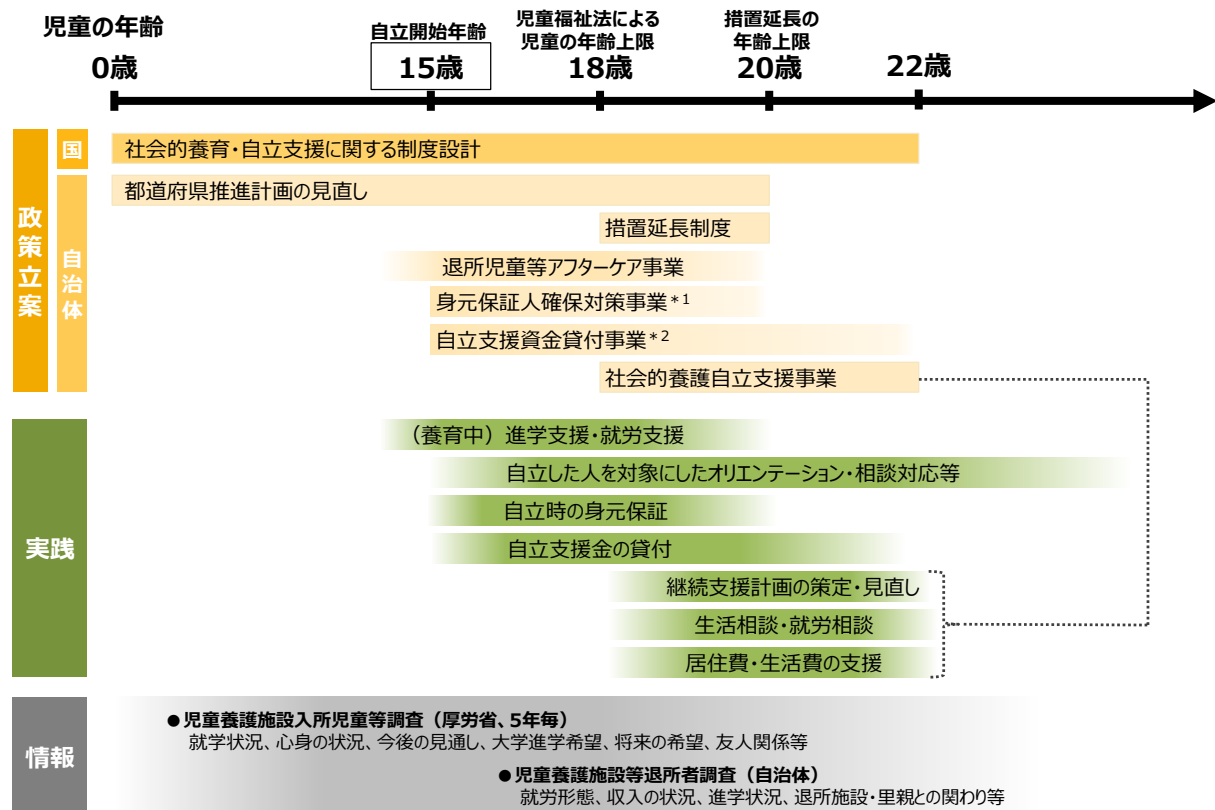
これら自立支援方策を具体化するための検討の場を設ける。

② 制度的枠組みとの連動

前述の資料中に示されている「継続的な自立支援システム」ないしは「包括的な制度的枠組み」では、実態把握の結果を政策・実践に反映することが企図されている。その際、実態把握をはじめとする情報収集の責任主体としては、いずれにおいても自治体が担うものと位置付けられている。

また、情報収集と政策・実践は一体的に運用されるべしとの方向性が、「システム」「制度的枠組み」といった言葉に込められていると考えることができる。下図では、情報・政策・実践を一つのシステムの下で運用することを想定した場合に、特に関連する事業等を整理している。

図表 I-3 施設退所者等の自立支援に関する取組



*1：児童養護施設等を退所する際に支援

*2：児童養護施設等を退所後、就職者は2年間、進学者は正規就学年数で支援

図表 I-4 社会的養護の自立支援に焦点を当てた年表（1990年代後半～現在）²

1994年	国連が採択した「児童の権利に関する条約」が日本国内で批准・発効される
1995年	全国児童養護施設長協議会・制度検討特別委員会が「養護施設の近未来像」発表
1996年	「措置解除後、大学等に進学する児童への配慮」が通知され、大学等進学後の施設生活継続への配慮が認められる（食費は実費徴収）
1997年	児童福祉法改正 「児童養護施設における児童福祉施設最低基準等の一部を改正する政令の施行に係わる留意点について」通知 「養護施設等退所児童自立定着指導事業」通知
1998年	それまで法外施設として独自に展開してきた自立援助ホームが「児童自立生活援助事業」と位置付けられ、児童福祉施設に加わることが通知される 「児童養護施設等における児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令の施行に係る留意点について」、「児童養護施設等における入所者の自立支援計画について」通知 「入所児童の自立支援」として、1施設あたり年額197万5,970円が措置費一般分保護単価に算入される 児童養護施設への心理療法担当職員配置が制度化される
1999年	「児童養護施設等に対する児童の権利擁護に関する指導の徹底について」通知 東京都社会福祉協議会児童部会が「リービングケア委員会」発足
2000年	「児童虐待防止法」が制定され、「子ども虐待対応の手引き」が改訂される 「地域小規模児童養護施設の設置運営について」通知
2001年	「被虐待児童の一時帰宅等への適切な対応について」通知 全国児童養護施設協議会制度検討特別委員会小委員会が、「児童養護施設近未来像Ⅱ報告書」を発表する
2003年	社会保障審議会児童部会「社会的養護のあり方に関する専門委員会」が、「年長の子どもや青年に対する自立支援について」を提出 全国児童養護施設長協議会・制度検討委員会が「児童養護施設の近未来像パートⅡ」を発表
2004年	児童福祉法改正、児童養護施設等の目的の中に、「退所した者に対する相談その他の援助」が付け加えられ、退所後3年間の支援と、自立支援計画の策定が義務化される 児童養護施設への家族支援専門相談員（FSW）の配置制度化 施設退所児童等に対する就職・就学促進のための「生活福祉資金貸付制度」が制度化される 全養協が「全国児童養護施設退所児童自立支援事業」を創設
2005年	児童自立支援計画研究会が「子ども自立支援計画ガイドライン」を公表
2006年	措置児童が大学等へ進学するための「大学進学等自立生活支度金」が予算化される 家族療法事業の対象施設が児童養護施設にも拡大される
2007年	厚生労働省が「今後目指すべき児童の社会的養護体制に関する構想検討会中間とりまとめ」を発表 「身元保証人確保対策事業」通知
2008年	厚生労働省が施設退所者へのモデル事業として「地域生活・自立支援事業」を全国5か所で開始
2009年	措置児童の内、中学生の塾の月謝が、国と地方自治体が半額ずつ、合わせて全額保障される 児童福祉法改正により、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）について、都道府県にその実施を義務付け、費用を負担金で支弁することになる
2010年	「地域生活・自立支援事業」が「施設退所児童等アフターケア事業」と名称を変更して実施。その後、要綱等に基づかないNPOとして活動する当事者団体が増え始める 山形県が「子どもの自立サポート推進事業」を開始。退所者への相談機関として「自立サポートセンター」を開所、県内全児童養護施設に「自立サポート相談員」が配置される
2011年	群馬県の児童相談所を発端に、民間人の匿名による児童福祉施設への寄付活動、「タイガーマスク運動」が全国展開したことにより、社会的養護の議論が活発となる 厚生労働省が「児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会」を立ち上げ、「すぐにでもできる改革」実施。その後、「社会的養護の課題と将来像」を発表 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」に基づき、児童福祉施設最低基準の地方移譲が推進される 「児童養護施設等及び里親等の措置延長等について」通知
2012年	「家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」通知 東京都が「自立支援強化事業」により、自立支援コーディネーターの各児童養護施設への配置を始める 未成年後見人の報酬を公費で負担する「未成年後見人支援事業」が制度化される
2013年	「児童養護施設の退所者等の就業支援事業の実施について」通知
2014年	「児童福祉施設における施設機能強化推進費について」通知 「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定。児童養護施設等の退所児童等のアフターケアの推進、身元保証人確保対策事業の施設関係者への周知が盛り込まれる 通院・在宅精神療法、心身医学療法の20歳未満加算の見直しが行われる
2016年	児童養護施設退所者等に対する自立支援資金の貸付事業が制度化される 児童福祉法等の改正により、児童は自立を保障される権利を有することが明確化され、自立援助ホームの年齢制限が大学等就学中の者は22歳の年度末まで対象となる

² 大村（2017）

③ 対象者

i. 要件

永野（2017）では、インタビューを実施した施設退所者等のタイプ分けの軸として以下の3点を挙げており、理論的には①②③の掛け合わせによる8パターンが想定されるとしている。

①入所前の環境（家庭からの入所／乳児院からの入所）

②再入所の有無（再入所なし／再入所あり）

③退所先の環境（家庭・親類宅への退所（家庭復帰）／社会への退所（自立退所））

厚生労働省「社会的養護自立支援事業実施要綱」（平成29年3月31日）では、同事業の対象者は「18歳（措置延長の場合は20歳）到達により措置解除された者」とされている。これは、永野（2017）が示したタイプ分けの軸のうち③の「社会への退所（自立退所）」のみを対象要件としている、と行うことができる。

1. 目的

社会的養護自立支援事業は、里親等への委託や、児童養護施設等への施設入所措置を受けていた者で18歳（措置延長の場合は20歳）到達により措置解除された者のうち、自立のための支援を継続して行うことが適当な場合について、原則22歳に達する日の属する年度の末日まで、個々の状況に応じて引き続き必要な支援を実施することなどにより、将来の自立に結びつけることを目的とする。

ii. 年齢

1) 上限の年齢

前掲の社会的養護自立支援事業では、年齢に関する事項として「原則22歳に達する日の属する年度の末日まで」とされている。

新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会「報告（提言）」は、社会的養護自立支援事業の創設の契機となったものである。この中では、諸外国の類似事業は25歳または28歳といった年齢制限が定められており、その背景として、「一般家庭の子どもを対象とした精神的、社会的、職業的、経済的自立の年齢に関する調査研究の結果」が用いられていると指摘している。

6. 支援の対象年齢

産業構造の変化や、それに伴って求められる労働能力の高度化により、子どもの社会的および経済的自立が可能となる年齢は高くなってきている。（中略）また、里親委託等の措置を受けていた者について、18歳（措置延長の場合は20歳）到達後も、少なくとも22歳に達した日の属する年度末まで、その自立した生活につなげるため、引き続き必要な支援を受けることができるようにする仕組みを整備する必要がある。

9. 社会的養護の充実強化と継続的な自立支援システムの構築

(5) 社会的養護の対象となった子ども等に対する自立支援のあり方

（中略）なお、支援の継続を何歳まで、また、利用者がどのような状態になった時点まで継続するかに関しては、現時点でこれを定めるための明確な根拠はない。米国の一部の州では、社会的養護の出身者に対する社会的支援の上限を、一般家庭の子どもを対象とした精神的、社会的、職業的、経済的自立の年齢に関する調査研究の結果に基づき、28歳と定めており、英国では25歳となっている。わが国でも、早急に同様の調査を実施し、社会的養護の利用者等に対する継続的な支援の仕組みを整備する必要があり、具体的な制度に関する検討を開始すべきである。

2) 下限の年齢

松本（1990）は、児童養護施設退所（卒園）時の学歴に着目して分析した結果、生活困難に対する自己認識が異なることを明らかにしている。

4. まとめにかえて

（中略）2）自己の生活問題に対する認識は、実際の生活の不安定性が高いと思われるものほど低いという形で階層性があると考えられる。すなわち相対的に低位な生活を強いられると考えられる中卒のものでは、高卒のものに比較して自己の生活困難に対する自己認識は低く、卒園後の生活困難の経験も自らの生活に対する不安として意識化されるものは少ない。一方相対的に安定していると考えられる高卒のものは比較的生活困難に対する自己認識も高く、卒園後の生活困難の経験を意識化しているものが多い。しかし後者にしても「アフターケア」に対してはむしろ否定的なものが多く、自らの社会関係を豊富化する形で困難を乗り越えるという方向にはかならずしも無いと考える。

また、宮地（2017）では、18歳以上退所と18歳未満退所の2群で比較すると、前者が学歴など幾つかの項目で圧倒的に優位であること、後者が連絡先不明等となる割合が高いことを指摘している。

抄録：（中略）18歳以上退所では、比較的低年齢時に入所し、長期養育され、高校卒業まで施設ケアを受けている傾向にあること、学歴、資格取得、正規雇用、初職継続に関して圧倒的に18歳未満退所よりも優位であることが把握された。（中略）自立支援に関しては、退所者との連絡状況において18歳未満退所の方が退所直後から連絡先不明や連絡不通となりやすいことが把握された。

④ 調査項目

i. ケアの提供状況

1) アフターケアの提供状況

実態調査では様々な調査項目が想定しうるが、「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」では、「(9) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組」の評価のための指標例として、以下の3点が例示されている。

- －社会的養護自立支援事業の実施率
- －代替養育経験者等のフォローアップの状況
- －自立援助ホームの実施か所数、入居者数

2) インケアの提供状況

前述の永野（2017）でも示唆されているように、退所前の社会的養護（インケア）の状況は、施設退所者等の実態把握を行う上では重要な調査項目であるものと捉えうる。ただし、ここでの「インケアの提供状況」とは、措置をはじめとする行政としての福祉サービスの提供を想定しており、施設等で提供される個別具体的なケアの提供は想定していない。

また、日本財団（2017）では、社会的養護の提供状況に関する指標例として、例えば以下の項目を挙げている。

措置回数、措置期間、入所回数、在所期間、退所後の一時保護や社会的養護の再利用率（再措置率、再通告率）／等

ii. 施設退所者等の退所後の状況

「新しい社会的養育ビジョン」では、「代替養育の目的の一つは、子どもが成人になった際に社会において自立的生活を形成、維持しうる能力を形成し、また、そのための社会的基盤を整備することにある」としている。また、日本財団（2017）では、国連「児童権利宣言」を参考として、過去に研究者・行政機関・児童福祉施設関係団体等により実施された先行研究を基に、代替的養護下にいた子ども退所後の状況に関する項目を整理しており、以下はその一部である。

疾病状況、身体発育状況、入院率、死亡率、子どもの行動チェックリスト（CBCL）、発達障害スクリーニング（SDQ）、愛着尺度、知能指数、学業成績、退所時の進路、中学卒業後の進路、高校等卒業後の進路、最終学歴、高校進学率、専門学校・短大・大学進学率、高校中退率、専門学校・短大・大学中退率、就学方法、結婚、子ども、離婚・死別、職業、有業者率、就職率、中卒後の就職の定着率、雇用形態、月収、年収、公的年金の加入、医療保険の加入、生活保護受給率、ホームレス、困った時に相談できる友人、抱える問題、入所後の学校への適応状態 / 等

ただし、施設退所者等に関する退所後の状況を把握するための調査項目については、統一的な見解はこれまでのところ示されていない。

⑤ 倫理上の問題

i. 支援を受ける権利

アフターケアをはじめとする自立支援の提供は、都道府県推進計画でも「社会的養護自立支援の推進に向けた取組」の記載が求められるなど、自治体の責務である。自立支援計画の作成等を通じ、施設退所者等は個々の状況に応じた個別の支援を受けることができる。

これらの支援を地域レベルでみて、地域資源整備や体制構築等の必要な施策を講じるために、施設退所者等に関する実態把握は必要不可欠だと考えられる。

ii. 干渉されない権利

施設退所者等の中には、インケアで施設等との関係性を絶つことで自立に向かおうとするケースもあるとの指摘がある。全国社会福祉協議会・全国退所児童等支援事業連絡会（2017）では、2年前に児童養護施設を退所した児童の16.6%が施設から連絡が取れなくなっているが、そのうち10.9%が「本人から断られた」、25.0%が「転居等で連絡が取れなくなった」とされる。

施設退所者等は、退所した後は「干渉されない権利」を有しているとも考えられる。そのため、回答拒否表明・手続き（オプトアウト）を可能としておくことが想定される。

⑥ 調査デザイン

i. 調査手法

1) 想定しうる調査デザイン

施設退所者等の実態把握を目的とした調査デザインは、以下の5種類の調査手法のうち1種類または複数種類の組合せによって設計されると考えられる。

図表 I-5 実態把握を目的とした調査手法と特徴

調査手法	特徴
自記式調査	施設退所者等が直接、質問紙やウェブサイトを通じ回答するもの。アフターケアや自立支援事業等を通じて実施され、施設職員等が調査の実施に協力することもある。
他記式調査	アフターケアや自立支援事業等に携わる施設職員が、施設退所者等の状況を把握している限りにおいて、質問紙や様式を用いて回答するもの。
インタビュー調査	対面または電話で質問するもの。個別に実施する場合（個別インタビュー）と、グループで実施する場合（グループインタビュー）がある。
行政の保有する情報の分析	都道府県等や児童相談所が保有する、個々の施設退所者等に関する情報を分析するもの。行政サービスの利用実績や児童相談所の相談記録等が該当し、個人情報を含む。
支援機関が保有する情報の分析	児童福祉施設やアフターケア実施団体等が保有する、個々の施設退所者等の状況やケアの内容等を分析するもの。個々の利用者の相談記録等が該当し、個人情報を含む。

2) 各調査手法のメリットとデメリット

施設退所者等の「自記式調査」は、生活状況等も含めた詳細な実態を把握できる可能性がある一方、他の調査手法に比べて強度のリスクバイアスが避けられないと考えられる。例えば、永野（2017）は、第一に調査票配布割合と回答率には限界があること³、第二に、より安定した施設退所者の層に回答が偏る可能性があること、の2点を指摘している。

「他記式調査」は、自記式調査のように詳細な調査項目は設定できないが、より高い回収率が期待できるため、リスクバイアスは比較的減される。ただし、その場合でも、職員等が施設退所者等と徐々に連絡が取れなくなる傾向にあるため現状が把握しづらいこと⁴に加え、現在の体制では回答に協力する施設・職員等に負荷が生じることも考慮する必要がある。

「インタビュー調査」は施設退所者等の直近の状況や心理・意識に関する事項を詳細に把握するのに適しており、個々のストーリーを立体的に示す際などには特に有用な情報となる。ただし、多数に実施するには不向きな調査手法であるため、回答者の確保における系統的な誤差（選択バイアス）が生じやすく、インタビュー調査の結果を一般化・普遍化するのには困難である。

「行政が保有する情報の分析」及び「支援機関が保有する情報の分析」は、現存する支援記録・データ等を調査実施主体が回顧的に分析するものである。回答者や調査協力者を必要としないため心理的な負担を生じることなく実施可能であり、かつ対象者を悉皆で把握できる点でリスクバイアスは極小である。ただし、分析内容は支援記録・データ等として残されている情報に限られること、個人情報を取り扱う場合は利用範囲・情報へのアクセス・匿名化処理等の考慮事項が発生することに留意が

³ 例えば、東京都福祉保健局（2011）では全対象者（期間内の退所者総数）の20.4%、埼玉県福祉子ども安全課（2013）では6.2%にとどまる。

⁴ 全国社会福祉協議会・全国退所児童等支援事業連絡会（2017）では、1年前の退所児童のうち連絡が取れる児童は84.0%であったものが、2年前になると75.2%、3年前になると69.5%と漸減している。

必要である。

ii. 実施頻度

自治体のうち特に先行して実施された調査として、東京都では平成 22 年 12 月～平成 23 年 1 月に初めて施設退所者等を対象とした自記式のアンケート調査を実施し、平成 27 年 12 月～平成 28 年 1 月（5 年後）に 2 回目を実施している。

(3) 調査設計

本調査研究では、リサーチ・クエスチョンの検討のために、文献調査（既往調査研究の収集・検証）、自治体・児童養護施設等・施設退所者等へのインタビュー調査、自治体へのアンケート調査、の 3 種類の調査を実施した。これらと 6 つの観点それぞれとの関係性について、関連するものに「○」、その中でも特に関連が強いものに「◎」、調査内容に関連事項を含まないものに「－」を記した。

図表 I-6 本調査研究における調査手法とリサーチ・クエスチョン

調査研究の観点	文献調査（既往調査研究の収集・検証）	自治体・児童養護施設等・施設退所者等へのインタビュー調査	自治体へのアンケート調査
実態把握の必要性	－	◎	○
制度的枠組みとの連動	○	◎	○
対象者	◎	○	○
調査項目	○	○	◎
倫理上の問題	－	◎	－
調査デザイン	◎	○	○

第 II 章 調査研究の実施内容

1. 文献調査

(1) 調査概要

① 背景

施設退所者等を対象とした既往調査研究（公開されたもの）は、これまで自治体・研究者・児童福祉施設・支援団体といった主体により、ある時点での実態を把握するために質問紙や対面でのインタビュー等により実施されてきた。これらの既往調査研究は、調査地域、対象の抽出方法、抽出数、回答率などが大きく異なるほか、質問紙の場合は回答者が施設退所者等本人（自記式）の場合と施設職員等（他記式）の場合が使い分けられているなど、実施方法に様々な工夫が加えられており、施設退所者等の実態を知る上で数少ない貴重な資料となっている。

その一方で、いずれの既往調査研究においても、施設職員・里親・支援団体等の支援者が施設退所者等との連絡手段を有しているか、現況を把握しているケースのみに調査対象が限られるため、調査としてのバイアスリスクが避けがたい点に限界があるとの意見も多い。特に、追跡調査が可能な対象者のみの実態把握となっているため、より多くの困難を抱える施設退所者等の実態は把握できていないのではないか、との指摘がなされている。

② 目的

施設退所者等を対象とした既往調査研究について、調査実施方法や回答率等の観点から批判的吟味を行い、バイアスリスクを評価することで、施設退所者等の実態を把握するための工夫や、あるべき調査設計等について検討した。

文献調査に関連するリサーチ・クエスチョンは以下の通り。

○制度的枠組みとの連動

実態把握は、どのようにして制度・事業と連動させうるか。

○対象者

実態把握を行う対象者は、どのような範囲に設定するか。

○調査項目

実態把握を通じて、どのような項目を明らかにするか。

○調査デザイン

調査を全国規模で実施するとした場合、どのような手法が適切か。

③ 先行調査研究レビューの実施方法

i. 手順

施設退所者等を対象とした既往調査研究を整理した系統的レビューを参考にしつつ、新たにハンドサーチを加えて文献収集を行い、本調査研究の趣旨に合致する先行調査研究を収集した。その上で、各々の調査の調査方法等（対象者、対象の抽出方法、抽出数、回答率／等）をマトリクス形式で整理した。その際、調査方法等に不明な点があれば、必要に応じて調査実施主体に確認を行った。最後に、それぞれの調査研究のバイアスリスクを評価した。

ii. 文献を分類する視点

実施主体（行政か、関係団体や研究者等の行政以外の主体か）、回答方法（自記式を含むか、含まないか）、調査対象（家庭復帰したケースを含むか、含まないか）の3軸から8パターンに分類し、それぞれに合致する調査研究を収集した。なお、本調査研究では、「家庭復帰を含まない」を「対象者の退所先が家庭以外、または対象者が就職・進学のために措置解除となったケース」と定義し、パターン分けの軸として用いた。

各パターンでは複数の調査研究を取り上げることとしたが、件数が多い場合は実施規模が大きいもの（全数調査等）を優先して取り上げた。

図表 II-1 先行調査研究レビューにおけるパターン分け

	実施主体 (行政/行政以外)	回答方法 (自記式を含む/含まない)	対象 (家庭復帰を含む/含まない)
パターン1	行政	自記式を含む	家庭復帰を含む
パターン2	行政	自記式を含む	家庭復帰を含まない
パターン3	行政	自記式を含まない	家庭復帰を含む
パターン4	行政	自記式を含まない	家庭復帰を含まない
パターン5	行政以外	自記式を含む	家庭復帰を含む
パターン6	行政以外	自記式を含む	家庭復帰を含まない
パターン7	行政以外	自記式を含まない	家庭復帰を含む
パターン8	行政以外	自記式を含まない	家庭復帰を含まない

④ 海外の公的実態調査に関する情報収集

上記の先行調査研究レビューとは別途、実態調査実施上の工夫を把握するため、施設退所者等への公的支援が充実しているとされるアメリカとイギリスを対象として、公的な主体が実施している実態調査に関する情報収集を行った。

このうちアメリカについては、文献やインターネットを通じた情報収集（デスクリサーチ）とともに、公的実態調査である National Youth in Transition Database (NYTD) に従事している Eric Warner 氏と Brian Morgantini 氏にインタビューを実施した。イギリスについては、デスクリサーチのみを行った。

(2) 先行調査研究レビューの調査結果

合計で20件の調査研究をマトリクス形式で整理し、バイアスリスクの評価を行った。詳細は次頁の通り。回答数は有効回答数しか記載がないものについては有効回答数を記載しており、調査項目数は概算として記載したものである。なお、パターン4とパターン6に該当する調査研究は、本調査研究の中では把握できなかった。

その上で、リサーチ・クエスチョンの調査項目ごとに調査結果を分析した。

No.	実施主体	公表年月	調査名	実施年月	対象者	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	自立援助ホーム	児童自立支援施設	里親	ファミリーホーム	母子生活支援施設	対象の属性	対象外の範囲	対象数	抽出数	回答者	回答数	回答率	捕捉率 (回答数/対象者数)	調査項目数	バイアスリスクの評価コメント (主に標本抽出等)
(1) 行政×自記式を含む×家庭復帰を含む																							
1	大阪市	2012年3月	施設退所児童支援のための実態調査報告書	2011年6月	児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設の経験者	○	○	○	○				○	概ね過去5年間に退所した施設生活経験者等	施設を退所し、別の施設へ入所したもの	不明	634名	本人	161名	25.4%	-	-	・回答率が25.4%である。 ・児童養護施設等経験者の調査では、回答者のうち、「本人以外」による回答が20.0%である。
				2011年10月	児童養護施設、母子生活支援施設退所者		○								○	◇下記の条件を満たす方 ・アンケート調査対象者 ・インタビュー調査に協力可能な方 ・大阪府内在住 ・概ね18歳以上 ◇アンケート調査対象者以外で、調査協力が可能な施設退所者	-			・個別インタビュー19人 ・グループインタビュー5人(1回)			
2	埼玉県	2013年1月	埼玉県における児童養護施設等退所者への実態調査報告書	2012年9月	埼玉県所管の児童養護施設、児童自立支援施設及び自立援助ホームの退所者		○		○	○				埼玉県所管の児童養護施設(20か所)、児童自立支援施設(1か所)及び自立援助ホーム(3か所)を過去10年間に退所した方(2,359人)のうち、施設が連絡先を把握している方(612人)	-	2359名	612名	本人	148名	24.2%	6.3%	-	・施設が連絡先を把握している退所者に限定される。 ・回答率が24.2%、捕捉率が6.3%である。
3	京都市	2017年11月	児童養護施設等退所者の生活状況及び支援に関する調査報告書	2017年7月	京都市内の児童養護施設、自立援助ホーム、ファミリーホームの退所者		○		○				○	施設等を過去10年間に15歳以上で退所した人(327名)。うち、施設等が対象者の連絡先を知っており、かつ郵送することができた人(217名)	-	327名	217名	本人	93名	42.9%	28.4%	32	・施設が連絡先を把握している退所者に限定される。 ・捕捉率が28.4%である。 ・回答者のうち、「本人以外」による回答が4名(4.4%)、「無回答」が2名(2.2%)である。
				2017年7月	京都市内の児童養護施設、自立援助ホーム、ファミリーホームの退所者		○		○			○			○	調査対象者のうち、施設等職員と関係性のある28名	-			インタビュー調査(28名)			
4	兵庫県	2015年3月	兵庫県における児童養護施設退所者に係る実態調査報告書	2015年2月	兵庫県所管の児童養護施設の退所者		○							2008年から2012年までの5年間に退所した義務教育修了後の児童	-	279名	166名	本人	84名	50.6%	30.1%	53	・施設が連絡先を把握しており、アンケートを送ってもよいと判断した退所者に限定される。
				2015年2月	兵庫県所管の児童養護施設の退所者		○									アンケート調査で協力意思を示した者	-			出身施設職員による半構造化インタビュー(15名)			
(2) 行政×自記式を含む×家庭復帰を含まない																							
5	東京都福祉保健局	2017年2月	東京都における児童養護施設等退所者の実態調査報告書	2016年1月	東京都内における児童養護施設、自立援助ホーム、児童自立支援施設、養育家庭及びファミリーホームの退所者		○		○	○	○	○		2005年4月から2015年12月の間の退所者で下記の条件を満たす者(3,932人)のうち、施設などが連絡先を把握している方(1,965人)。 児童養護施設、養育家庭及びファミリーホーム：高校卒業又は中途退学を機に就労又は進学のため施設等を退所(措置解除)した者。 児童自立支援施設：中学卒業を機に就労又は進学のため措置解除となった者。 自立援助ホーム：退所した者すべて。	-	3932名	1965名	本人	637名	32.4%	16.2%	-	・回答率が32.4%、捕捉率が16.2%である。前回調査に比べて微減。 ※退所した施設等によって対象要件が異なる。
6	大阪府	2017年3月	児童養護施設退所児童等の実態調査	2016年8月	大阪府、大阪市、堺市が所管する児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、自立援助ホーム、里親、ファミリーホームの退所者		○	○	○	○	○	○		中卒以上で自立退所した5年以内の者	家庭復帰による退所者	不明	353名	本人	155名	43.9%	-	41	・対象者は中卒以上の自立退所者であるが、施設が住所等を把握している自立退所者に限定される。

No.	実施主体	公表年月	調査名	実施年月	対象者	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	自立援助ホーム	児童自立支援施設	里親	ファミリーホーム	母子生活支援施設	対象の属性	対象外の範囲	対象数	抽出数	回答者	回答数	回答率	捕捉率 (回答数/対象者数)	調査項目数	バイアスリスクの評価コメント (主に標本抽出等)	
7	名古屋市	2017年3月	名古屋市における児童福祉施設退所児童の実態調査報告書	2016年7月	児童養護施設、自立援助ホーム、児童自立支援施設の退所者及び里親・ファミリーホームの委託を終了した者		○		○	○	○	○		2006年4月から2016年3月の10年間に自立生活に移行した(親ることができる親や親族などがなく、一人で社会生活を始めた)うち、連絡先が明らかな者	-	353名	176名	本人	77名	43.8%	21.8%	43	・施設等が連絡先を把握している退所者に限定される。 ・捕捉率が21.8%である。	
				2016年9月	児童養護施設、自立援助ホーム、児童自立支援施設の退所者及び里親・ファミリーホームの委託を終了した者		○		○							アンケート調査で協力意思を示した者のうち、性別・年齢・進学・就職・転職回数・婚姻の有無・子どもの有無を加味して有意抽出	-	出身施設以外の自立支援担当職員による個別半構造化インタビュー(9名)						
8	神戸市	2017年	児童養護施設退所者に関する実態調査報告書	2017年6月	神戸市が所管する児童養護施設の退所者		○							2007年4月から2017年3月までの10年間に中卒以上で自立退所した者	-	不明	292名	本人	77名	26.4%	-	90	・施設が連絡先を把握している退所者に限定されており、「現在、施設との交流がある」が71.4%と高い。 ・回答率が26.4%である。	
				不明	神戸市が所管する児童養護施設の退所者		○									アンケート調査で協力意思を示したうち、連絡・日程調整が可能だった者	-	1対1の半構造化インタビュー(3名)						
(3) 行政×自記式を含まない×家庭復帰を含む																								
9	東京都福祉保健局	2005年3月	「東京の児童相談所における非行相談と児童自立支援施設の現状」一子どもの健全育成と立ち直り支援の取組(第2編 児童自立支援 第2章アフターケアの分析)	-	東京都内の児童自立支援施設の退所者									2000年度から2002年度までに東京都の2か所の児童自立支援施設を退所した子ども全員	-	334名	334名	施設職員	334名	100.0%	100.0%	11	・アフターケアを「実施していない」との回答が17.4%(複数回答)ある。	
(4) 行政×自記式を含まない×家庭復帰を含まない																								
該当なし																								
(5) 行政以外×自記式を含む×家庭復帰を含む																								
10	滝川	2006年	児童虐待における援助目標と援助の評価に関する研究—情緒障害児短期治療施設におけるアフターフォローと退所後の児童の状況に関する研究—【調査A】	2006年7月	情緒障害児短期治療施設を退所した子ども			○						滝川他(2001)及び滝川他(2005)の縦断研究の対象となった17施設の退所児童571名	・滝川他(2005)で新たに対象となった新設5施設137名は、本研究の目的が退所後の状態像の把握であるので調査対象外 ※571名のうち、入所中の対象児18名と調査AB両方の回答が得られなかった4名、2000年9月以前に退所している4名、計26名を分析対象から除外。対象の545名中、各施設の判断によって送付しなかったものが143名(26%)、不達で戻ってきたものが78名(14%)	-	571名	545名	本人・家族	136名	25.0%	23.8%	11	・各施設の判断で送らなかったものが143名(26%)、非被虐待児で成長によって退所となった事例が比較的多く、中断事例では不達・不達が53%。 ・回答率が25.0%、捕捉率が23.8%である。 ・回答者は本人より父母の割合が高い。 ※調査A・Bの一致率は、客観性の高い情報は高く、主観的判断が必要なものは低いとの記載あり。
				2006年7月	情緒障害児短期治療施設を退所した子ども			○								滝川他(2001)及び滝川他(2005)の縦断研究の対象となった17施設の退所児童571名	-	571名	571名	施設職員	567名	99.3%	99.3%	10
11	特定非営利活動法人ふたばふらっとホーム	2012年3月	社会的養護施設および里親出身者等実態調査概要報告書	2012年2月	全国の児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、自立援助ホーム、里親・ファミリーホームの出身者		○	○	○	○	○	○		里親や施設などの出身者	-	不明	1405名	本人	949名	67.5%	-	-	・対象者の要件が社会的養護出身者であること以外、詳細な記載がない。 ・回答者の年齢は10代-40代以上を含み、年齢・退所時期に大きな差がある。	
12	特定非営利活動法人杜の家	2014年3月	施設児童退所支援のための実態調査 調査報告書	2014年2月	岡山市内の児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホームの退所者		○	○	○			○		15歳以上で退所し、概ね10年以内のもの	-	不明	185名	本人	50名	27.0%	-	14	・対象者は社会的養護の施設経験者であるが、連絡先が不明な者は含まれていない可能性がある。 ・回答率が27.0%である。	
				2014年3月	岡山市内の児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホームの退所者		○	○	○				○			15歳以上で退所し、概ね10年以内のもの ・正社員として就職しており、親の支援がない方 ・正社員として就職しており、親の支援がある方 ・アルバイトで働いており、親の支援がない方 生活保護の方	-	1対1の構造化インタビュー(4名)						

No.	実施主体	公表年月	調査名	実施年月	対象者	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	自立援助ホーム	児童自立支援施設	里親	ファミリーホーム	母子生活支援施設	対象の属性	対象外の範囲	対象数	抽出数	回答者	回答数	回答率	捕捉率 (回答数/対象者数)	調査項目数	バイアスリスクの評価コメント (主に標本抽出等)
(6) 行政以外×自記式を含む×家庭復帰を含まない																							
該当なし																							
(7) 行政以外×自記式を含まない×家庭復帰を含む																							
13	国立武蔵野学院・国立きぬ川学院	2003年3月	児童自立支援施設入所児童の自立支援に関する研究～退所児童に関するアンケート調査を視点にして～	2002年12月	全国の児童自立支援施設を1999・2000年度に自立支援を達成して退所した全児童					○				57施設のうち回答は44施設(77.2%)で、対象者数は1360名	-	57施設	57施設	施設職員	44施設	77.2%	-	92	・対象児童ごとのフェイスシートに記入する調査方法を取っているが、回答のあった調査票数についての記載がない。
14	九社連児童養護施設協議会	2013年3月	九社連児童養護施設協議会自立支援の実態調査報告書	2011年度-2012年度	九州ブロックの児童養護施設(89施設)の中学3年生・高校3年生児童		○							2006年3月から2010年3月までの5年間の卒業生(特別支援学校の卒業生の現状調査については2008年度から2010年度の3年分)	-	89施設 2,089名	89施設	施設職員	89施設	100.0%	-	14	・退所後の経過年数に比例して消息不明児童の割合が上昇している(2006年度の高卒就職児童の16.1%、高校進学児童の8.3%、高校中退児童の26.7%が消息不明)。
15	有村他	2013年	児童養護施設におけるアフターケアの専門性と課題に関する研究	2013年2月	児童養護施設の退所者		○							571か所の児童養護施設(東日本大震災の被災3県を除く)で2009年度～2011年度に入・退所した人(3年度間の退所児合計6,155名:男子2,542名、女子3,613名)	-	不明	571施設	施設職員	290施設	50.8%	-	18	・過去3年間の退所で連絡が取れる退所者の割合は男子69.9%(2,864名)、女子72.2%(2,609名)とされる。
16	全国社会福祉協議会	2017年3月	社会的養護施設等の退所児童に関する支援の実態把握等調査研究等事業報告書	2016年8月	全国的社会的養護施設の退所者	○	○	○	○	○			○	2013年度から2015年度中に社会的養護施設を退所した児童	-	1186施設	1186施設	施設職員	910施設	76.7%	-	8	※退所についての情報も一部含まれるが、主に施設のアフターケアの状況に関する調査である。
(8) 行政以外×自記式を含まない×家庭復帰を含まない																							
17	村井	2006年3月	要保護年長児童の社会的自立に関する研究-自立援助ホーム利用者の実態と地域小規模児童養護施設調査結果から-【自立援助ホーム利用者調査】	-	全国の自立援助ホームを利用した在籍者及び退所者					○				自立援助ホームを2005年に利用したもの(利用者)すべてで、12月末日時点で在籍しているもの(在籍者)、12月末日時点で退所しているもの(退所者)	-	34施設	34施設	ホーム職員	30施設	88.2%	-	16、在籍者20	・前年の退所者(163名)のうち、現在の状況が不明の割合は24.5%。
18	村井	2007年3月	要保護年長児童の社会的自立に関する研究-自立援助ホーム利用者の概要と生活問題2-【自立援助ホーム利用者追加調査研究】	2006年12月	2005年度に行われた「自立援助ホーム利用者調査」において調査票が回収されたもの					○				「利用者調査」に回答があった自立援助ホーム29箇所310名	-	29施設 (310名)	29施設 (310名)	ホーム職員	24施設 (269名)	82.8%(86.8%)	-	3	・退所者(142名)のホーム利用の根拠が「任意の契約(21.1%)」「援助措置(38.0%)」「補導委託(16.2%)」「一時保護(15.5%)」「里親委託(2.1%)」「その他(7.0%)」と多様である。 (自立援助ホーム利用経験者事例検討報告) 2箇所の自立援助ホームで半構造化面接によるインタビュー(4名)
19	神奈川県児童福祉施設職員研究会	2013年2月	神奈川県児童養護施設等退所者追跡調査	2012年5月	神奈川県内の児童養護施設、自立支援施設、自立援助ホームを退所した者		○		○	○				2006年度から2010年度に退所したもので、退所時の年齢が15歳以上であり、退所先が家庭(親族含む)ではない場合	退所先が家庭(親族含む)の退所者	36施設	36施設	施設職員	30施設	83.3%	-	-	・最終確認の職業が不明であるケースは22件(13.8%)、最終的な住居が不明であるケースは26件(7.5%)、住居と職業の両方が不明であるケースは22件(6.3%)。
20	NPO法人ブリッジフォースマイル	2018年11月	全国児童養護施設調査2018 社会的自立と支援に関する調査	2018年8月	児童養護施設の退所者		○							「退所者」とは、高校(特別支援学校、および定時制や高等専門学校の4年生も含む)を卒業後に施設を退所した人と定義。卒業後、措置延長などで実際は施設内に留まった児童を含む。※退所者の進路と現況については、2013年度(2014年3月まで)から2017年度(2018年3月まで)の退所者を対象に調査	-	620施設	620施設	児童養護施設職員	180施設	29.0%	-	-	・回答率が29.0%である。 ※退所者2,399名についての情報は、回答のあった施設の退所者に限られる。

(3) 小括

ここではまず、収集した文献の特徴について概観した。その上で、リサーチ・クエスチョンごとに収集文献から得られた情報を整理した。

① 収集した文献の特徴

本調査研究では、実施主体（行政／行政以外）、回答方法（自記式を含む／含まない）、対象（家庭復帰を含む／含まない）の3軸でパターン化したが、行政が実施主体である調査研究であるパターン1～4に関しては、対象者数が比較的多いと考えられる都市圏で、パターン1（行政・自記式を含む・家庭復帰を含む）またはパターン2（行政・自記式を含む・家庭復帰を含まない）に該当する調査研究が実施されていた。行政が実施する調査研究のうち、回答方法が「自記式を含まない」であったものは少なく、パターン3が1件のみで、パターン4は本調査研究では把握できなかった。

パターン5～8は実施主体が行政以外であるが、具体的には、児童福祉施設関連団体、支援団体、研究者だった。児童福祉施設関連団体が実施した先行調査はいずれもパターン7・8の「自記式を含まない」ものであり、施設職員が回答者となっていた。研究者が実施主体であったものは、全国規模で実施された実態調査が複数あった。

なお、収集した文献として記載したうち行政が実施主体である調査研究の中には、紙媒体でのみ公表されているものも含まれる（本調査研究の自治体アンケート調査を通じてご提供いただいた行政実施の調査研究3件をハンドサーチとして追加）。

② 制度的枠組みとの連動

i. アフターケアとの連動

自記式調査の回答者は、アフターケアをはじめ、施設等と何らかの交流がある割合が高いことが示唆された。また、実態調査をきっかけにアフターケアにつなぐことを試みていた調査研究もあった。例えば、兵庫県（2017、調査研究 No.4）は調査票に記名欄を設けた上で、「(同じ) 施設出身者が作る OB 会のようなもの（お互いに支えあう会）があれば参加するか」という設問をつけていた。

ii. アフターケアの実施状況と回答率への影響

滝川（2006、調査研究 No.10）によれば、アフターケアをしている場合は自記式の回答率が高く、かつ調査票の不着率が低い一方、施設職員による不送率（何らかの事情があるため調査対象として適さないと職員が判断し、調査票を送付しない割合）も高いとされる。

これについて滝川は、「施設でアフターフォローしていると連絡先は正しく把握している状況にあるが、児童・家族の状況を詳細に把握しているため、「送らない方が良い」と判断したものが増えたと考えられる」と分析しており、アフターケアの実施状況が調査結果に影響していることが想定される。

③ 対象者

i. 退所後の期間

直近5年間または直近10年間の施設退所者を対象とした実態調査が比較的多かったが、直近1～3年間という調査研究もあった。10年以上前の施設退所者を対象とした調査研究は見当たらなかった。

一般に、退所以降の時間の経過とともに本人と施設等との接点が少なくなるため、施設退所者等の情報は得られにくくなっていくことが知られている。調査規模が最も大きかった全国社会福祉協議会（2017、調査研究 No.16）では、施設職員が「連絡が取れる児童数」は前年度の施設退所者のうち 84.0% だが、2 年度前は 75.2%、3 年度前は 69.5% と漸減していた。

ii. 里親家庭経験者への調査

児童養護施設はじめ施設退所者を対象とする調査研究は比較的多く把握でき、他記式（施設職員による記入）をとっていたものは回答率も高かった。他方、里親家庭経験者を対象とするものは比較的少なく、また回答数も多くないため全体に占める割合も低い（例えば、東京都（2017、調査研究 No.5）では 37 人、回答者全体に占める割合 5.8%）。

当然ながら、全国的にみても里親家庭経験者より施設経験者の絶対数が多いという面はあるものの、里親には特に負荷をかけづらいため調査票の発送自体が難しいことも背景にあると推察される。

iii. 家庭復帰ケースを含むか

文献を分類する視点でも述べたように、本調査研究では対象者に家庭復帰したケースを含むか、含まないか（自立退所のみ）を分類軸の 1 つとした。この点について、例えば大阪府（2017、調査研究 No.6）のように「家庭復帰による施設退所者については対象外」と明示されている調査研究もあった一方、家庭復帰のケースが含まれると解釈されるが明確ではない調査研究もあった。

なお、本調査研究では、「家庭復帰」と言っても様々なケースが想定されることから、「家庭復帰でないケース」を「退所先が家庭以外、または就職・進学のために措置解除となったケース」と捉え、「家庭復帰」はこれ以外のケースとして想定していたが、収集した文献では様々な定義が用いられていた。このように「家庭復帰」「家庭復帰以外」と分類したとしても、仮に「高校を卒業し、進学や就職をしたが、住居は家庭に戻った者」や「家庭に戻らず、行方不明状態で退所した者」をどのように考えるのかなど、考え方の整理も必要である。

○先行調査研究レビューでみられた「家庭復帰以外」の定義

- ・ 高校卒業又は中途退学のため施設等を退所（措置解除）した者
 - － 東京都（2017、調査研究 No.5）
- ・ 自立生活に移行した（頼ることができる親や親族などがなく、一人で社会生活を始めた）者
 - － 名古屋市（2017、調査研究 No.7）
- ・ 中卒以上で自立退所した者
 - － 神戸市（2017、調査研究 No.8）
- ・ 退所先が家庭（親族含む）ではない場合
 - － 神奈川県児童福祉施設職員研究会（2013、調査研究 No.19）

④ 調査項目

i. 調査研究の基本情報

マトリクス形式に整理した以外の調査研究に関して、調査実施に関する基本情報（実施時期、調査方法、対象者の詳細、対象数、抽出数、回答数、有効回答数、有効回答率、質問票、コーディング・無回答などの処理方法／等）に関する記述が明記されていない調査研究がみられた。

ii. 調査項目や用語のばらつき

調査研究間で類似する設問項目があっても、用語の定義や選択肢にばらつきがあるなど、設問や用語の標準化がなされていない。

例えば、「学歴・進学率」に関する調査項目がある調査研究でも、選択肢が「大学」となっている場合と「大学・専門学校等」となっている場合があった。同様に、「生活保護率」の項目で「世帯主の受給」を尋ねる場合と「世帯員としての受給」を尋ねる場合があったり、「中退率」の調査項目で「1年間の中退率」をみる場合と「入学から卒業までの3年間の中退率」をみる場合があったりした。

なお、表形式の設問も多いため、調査項目数は概算値として参考までに掲載したが、量的なばらつきも大きかった。

⑤ 調査デザイン

i. バイアスリスク

自記式調査では、本人の状況を把握している施設職員等による不送があるため、いわゆる「捕捉率」は調査方法による差が大きく、回答率も含めて全体として低い傾向がみられた（回答率：最小値 24.2%～最大値 67.5%、捕捉率：最小値 6.3%～最大値 30.1%）。また、本人に調査票を送付しても、家族など本人以外が回答しているケースも一定割合あることが指摘されていた。

他方、他記式調査ではすべての施設退所者等について（所在不明等も含めて）なんらかの回答が可能であり、自記式に比べて回答率は高かった（回答率：最小値 29.0%～最大値 100.0%）。また、自記式とは異なり、他記式では調査票を本人に送付するステップが生じないため、捕捉率の概念は当てはめづらい。ただし、施設退所者等の現況を「不明」とする回答が1～3割程度含まれるため、回答率が100%であっても必ずしも100%の対象者の状況を把握しているわけではなく、解釈に留意する必要がある。

ii. 定性的アプローチ（インタビュー調査）の併用

マトリクス形式に整理した調査研究の中には、調査票を用いた定量的アプローチに加えて、定性的アプローチでも実態把握を試みたもの（ミックス・メソッド）が複数あった。

調査方法としては、調査票の項目の1つでインタビュー調査協力可否を尋ねる等して候補者を募っていたケースと、アンケート調査とは切り離して施設職員等による声掛けをして対象者を集めていたケースがあった。名古屋市（2017、調査研究 No.7）では調査票の末尾に「用紙だけでなく、生の声も聞かせていただけたらと思います。インタビューに答えてもよい方がみえましたらお名前と連絡先をお教えてください。」と記載していたが、京都市（2017、調査研究 No.3）では本人へのアンケート調査とは別途、施設等職員が調査対象者に該当する施設退所者に個別に連絡してインタビュー調査を実施していた。

(4) 海外の参考事例

① アメリカ⁵

i. 背景

連邦政府の自立支援サービス事業 The John H. Chafee Foster Care Independence Program⁶に関連して、Administration for Children and Families (ACF : 児童家庭局) に対し、各州が自立支援サービスを提供したユース⁷の状況を測定するためのデータ収集システムを作るよう定めたことから、全米のユースに関するデータベースが構築されることとなった。

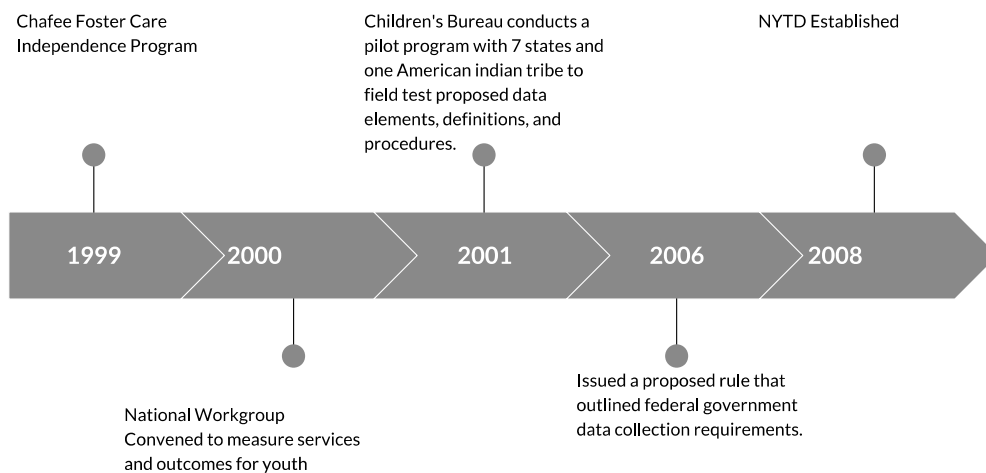
ii. ユースを対象とした実態調査 (NYTD) の概要

ACF ではデータ収集に関する規定を定めた上で、2008年に National Youth in Transition Database (NYTD) と呼ばれる、社会的養護からの移行期にあるユースのデータベースを創設した。これにより、各州は2つのデータ収集が求められるようになった。

- ・ 第一に、各州の自立支援プログラムを受けたユースの情報を集めること
- ・ 第二に、ある特定集団の社会的養護を経験したユースの基本統計と生活状況についての情報を繰り返し収集すること

この規定に従い、各州は2010年10月1日にNYTDのデータ収集を開始し、半年ごとにACFにデータを報告することとなった (ACF への初回のデータ提出は2011年5月)。これにより、各州が提供したプログラムの評価が可能となっている。

図表 II - 2 NYTD 設立の経緯



(資料) インタビュー当日提供資料

⁵ 記載にあたり、インタビュー及び関連ウェブサイトを参考にした。Children's Bureau (2012) "About NYTD" (<https://www.acf.hhs.gov/cb/resource/about-nytd?page=all>、2018年10月9日アクセス)

また、本調査研究委員である永野咲委員に多くの情報をご提供いただいた。

⁶ 1999年に連邦政府で成立した Foster Care Independence Act (フォスターケア自立法) で位置づけられた、社会的養護の自立支援プログラムを実施する際に州がフレキシブルに予算を使える事業。法律内で、各州にプログラムの評価が義務付けられている。

⁷ 本調査研究における「施設退所者等」と類義の、アメリカにおける呼称。

iii. NYTD サービス

この制度では、各州がユースに提供する 11 カテゴリーの自立支援サービスと支援を ACF に報告することが求められている

- 11 のカテゴリー：学業支援、大学進学支援、キャリア支援、雇用プログラムまたは就業訓練、財産・経済的管理、住居教育と住居管理訓練、健康教育とリスク予防、家族支援と健康的な結婚のための教育、メンター、自立した生活のためのスーパーバイズ

また、各州は提供した教育費や家賃等に関する経済的支援 (financial assistance) についても報告する。

iv. NYTD 指標について

各州では、6 つの指標についてユースに調査を行う。

- 経済的な自立度、ホームレスの経験、教育達成、大人との肯定的なつながり、高リスク行動、健康保険へのアクセス

各州ではこれらの指標についての情報を集めるために、社会的養護のもとにいるユースが 17 歳になった時に調査を行う（これを「ベースライン集団」と呼ぶ）。各州はこのベースライン集団が 19 歳になった際に再度調査を実施し、21 歳になった時にも再度調査する（これを「フォローアップ集団」と呼ぶ）。この時、各州による社会的養護や自立支援プログラムの提供が続いているかどうかは問わない。

各州の社会的養護を受けている若者の人口によっては、17 歳のベースライン集団をランダムサンプリングで選ぶこともある。全ての州で、3 年ごとに 17 歳のベースライン集団に対する調査を行い、報告する。

図表 II - 3 NYTD 指標

Academic Support <ul style="list-style-type: none"> Academic Counseling Educational Resource Assistance GED Preparation Secondary Literacy Training Secondary Study Skills Training Tutoring/Help with Homework Vital Documents Attainment 	Budget & Financial Management <ul style="list-style-type: none"> Balancing a Checkbook Consumer Awareness/Smart Shopping Skills Financial Asset Conversation Living Within a Budget Opening/Using a Checking/Savings Account Tax Form Completion 	Career Preparation <ul style="list-style-type: none"> Career Exploration/Planning Interview Skills Development Job Application Completion Assistance Job Referrals Job Retention Job Seeking/Job Placement Support Job Shadowing Resume Writing Vital Documents Attainment Vocational/Career Assessment
Employment Programs & Vocational Training <ul style="list-style-type: none"> Apprentice/Intern/Volunteer Employment Program Vocational Training 	Family Support & Healthy Relationship Education <ul style="list-style-type: none"> Domestic/Family Violence Prevention Healthy Relationship Ed/Info Interpersonal Skill Development Parenting Skills and Education Partner Communication Personal/Emotional Support Responsible Fatherhood Information Self Advocacy Skill Development 	Financial Assistance - Education <ul style="list-style-type: none"> Educational Tests (GED/ACT/SAT) Payment Textbooks/Other Supplies Purchased Tuition Assistance/Scholarships Tutoring Payment
Financial Assistance - Other <ul style="list-style-type: none"> Bus Passes Car Insurance Car Maintenance/Repair Clothing Document/Test Fees Groceries Misc Expenses Personal Effects Phone Bill Tools/Supplies for Employment 	Financial Assistance Room/Board <ul style="list-style-type: none"> Rent Deposit Start-Up Expenses Utilities 	Health Education/Risk Prevention <ul style="list-style-type: none"> First Aid Health Care Resources/Insurance HIV/STI/AIDS Prevention Hygiene Maintaining Personal Medical Records Medical/Dental Care Benefits Nutrition/Fitness/Exercise Pre/Postnatal Care Sex Education Substance Abuse Prevention/Intervention
Housing Education & Home Management Training <ul style="list-style-type: none"> Address Changes Community Resource Connections Food Preparation Home Maintenance/Repairs-Basic Housing Location/Maintenance Landlord Complaint Assistance Laundry/Housekeeping Meal Planning/Grocery Shopping Rental Application Completion Security Deposits/Utilities Tenants Rights/Responsibilities Vital Documents Attainment 	Mentoring <ul style="list-style-type: none"> Mentoring 	Post-Secondary Academic Support <ul style="list-style-type: none"> ACT/SAT Test Preparation College Tour College Tutoring ETV Application Support Fin Aid & Scholarship App Support Financial Aid/Scholarship Counseling Post-Sec Application Support Vital Documents Attainment
Supervised Independent Living <ul style="list-style-type: none"> Supervised Living Arrangement 	Youth Status <ul style="list-style-type: none"> Employed Engaged in Community Activities Expecting/Parenting Pursuing Education Stable Housing 	

(資料) インタビュー当日提供資料

v. ユースに関する情報

NYTD に報告される全てのユースについて、各州は Adoption and Foster Care Analysis and Reporting System (AFCARS : 養子縁組と社会的養護に関する報告システム) に使用する匿名化した識別番号と同じものを使用する必要がある。これによって、ACF は、AFCARS に報告されたユースのケアに関する情報と NYTD に報告されたサービスおよび/または指標情報とを紐づけて分析することができる。

各州はユースの性別、人種、民族、生年月日、社会的養護の状況を NYTD に報告しなければならない。自立支援サービスについて報告する際、各州は、ユースが連邦政府に認定されたインディアン部

族の一員であるかどうか、教育レベルはどうか、特別支援教育を受けたかどうか、非行の判決を受けたかどうかを特定する責務がある

vi. NYTD データ報告のための基準と罰則

各州のデータが NYTD 基準に準拠するためには、

- ファイルフォーマット要件を満たし、人口統計情報に関するエラーがない
- 他の要素のデータについては、90%以上のエラーのない情報が含まれている（情報の欠落、一貫性のない応答、無効な情報がない）
- 19 歳／21 歳のフォローアップ集団またはサンプルの情報の全部または一部を提供するか、または調査情報が入手できなかった理由（回答不能、死亡／等）を示す
- 州は、すでに社会的養護を離れた 19 歳または 21 歳のフォローアップ集団のユースの少なくとも 60%にアウトカム調査へ参加してもらうこと。19 歳または 21 歳でまだ社会的養護にいる若者の場合は、少なくとも 80%の結果参加率を達成する必要がある

これらの基準を満たさない州があった場合、次の報告期間の終わりまでに訂正データを送信することができるが、訂正されたデータが依然として基準を満たしていない場合、当該州は、達成されなかった基準に応じて、各報告期間の年間の自立支援プログラムにおける分担金の 1~5%に相当するペナルティを科される。

vii. NYTD レビュー

NYTD のデータの質をモニタリングし、調査の回答率を上げるために、NYTD の運営に従事する職員（レビューチーム）が各州を訪問し、レビューを行っている。このレビューは訪問前、訪問、訪問後の 3つの区分で構成されており、様々な書類の提出、デモンストレーション、ケースの確認、インタビューが実施される。

その際、ユースを職員としてトレーニングし、NYTD のレビューチーム（連邦政府側）に加えている。州のレビューチームにも同様に 1 名以上のユースを配置することとなっている。ユースがレビューチームに加わることで、よりユースの回答しやすい調査方法を検討することができ、回答率が上がることが期待されている。

② イギリス

i. 背景

イギリスでは、ケアリーバー⁸が学業成績や精神・健康面で一般家庭の若者より不利であること、若くして自立した生活を迫られ家計のやりくりや住居確保といった課題に直面していることを、ケアリーバー自身の問題ではなく社会全体の問題として捉えており、政府や地方自治体には「社会的共同親 (corporate parent)」としての責務があるとの基本認識に立っている。

2000年に制定されたリービングケア法⁹で、地方自治体は18歳まで（学生は21歳まで）のケアリーバーに対して、ニーズの検証、個別アドバイザーの任命、自立プランの作成を行うことが義務付けられた。

また、2012年に示したケアリーバー憲章¹⁰では、政府や地方自治体がケアリーバーのニーズを理解し、良き社会的共同親としての支援を提供することを、ケアリーバー自身に対して表明している。

2013年に示された「ケアリーバー戦略¹¹」では、政府ビジョンとして「ケアリーバーも、他の若者が親から得るケア・支援と同水準のものを期待できる」とされた。この中では具体的領域として、教育・就労・経済的支援・健康・住宅・司法システム・継続支援が挙げられている。

ii. ケアリーバーを対象とした実態調査 (SSDA903) ¹²の概要

1) 目的

ケアリーバーを対象とした実態調査 (SSDA903) は地方自治体における託置児童 (looked after children) の情報を把握するための中央政府による実態調査の一環として行われており、政府や地方自治体が政策の評価に関する情報を得たり、託置児童やケアリーバーの支援状況をモニタリングしたりすることを目的としている。

収集したデータは児童の固有番号が割り振られるため、縦断的な分析が可能なデータベースとして、各種調査研究や統計情報の作成に用いられる。

2) 対象

SSDA903の一環として、ケアリーバーに関しても実態調査が行われている。現在の調査対象は、前年度に託置児童として地方自治体のサービスを受けたすべての児童と、14歳までの間に13週間以上託置児童の対象だったことがあって前年度に17～21歳の誕生日を迎えたケアリーバーの児童、の2グループが含まれる。

1997年以前は全ての託置児童（ケアリーバーは含まない）を対象としていた。1998年から2003年にかけて、3の倍数の年齢の託置児童のみを調査することに変更されたが、2004年以降は改めて全数調査に戻すよう再変更されている。

2002年にケアリーバーである19歳のデータ収集が初めて調査対象に追加され、その後、2014年に

⁸ 本調査研究における「施設退所者等」と類義の、イギリスにおける呼称。

⁹ Department of Health (2000) "Children (Leaving Care) Act 2000: Regulations and Guidance"

¹⁰ Department for Education (2012) "Care leaver's charter"

¹¹ HM Government (2013) "Care Learver Strategy: A cross-departmental strategy for young people leaving care"

は 19～21 歳に拡大された。2016 年にはさらに 17～18 歳が調査対象に追加されており、現行の 17～21 歳のデータ収集が行われる体制となった。2001 年には、養子縁組した児童のデータも収集対象となった。

3) 実施方法

地方自治体が中央政府（教育省）にオンラインでデータを送信する。

4) 調査項目¹³

SSDA903 は 10 種類のモジュールから構成されており、モジュールごとに調査項目のセットが定められている。以下では、ケアリーバーに関する 2 種類のモジュールに含まれる調査項目を整理している。このうち、地方自治体と「連絡が取れているか (in touch)」については、地方自治体以外の支援をはじめとした第三者による連絡（記録が残されている等、確からしい場合のみ）も「連絡が取れている」に分類してよいとされている。

図表 II-4 SSDA903 の調査項目

モジュール名	調査項目名	備考
基本モジュール (Header Information)	固有番号	10 桁の数字・アルファベット
	性別	男性／女性
	生年月日	児童本人の生年月日
	エスニックコード	ルーツによりコードを選択（20 種類）
	固有生徒番号	就学後に付与される 13 桁の番号
	母親であるか	女兒が母親でない／母親である
	子どもの生年月日	女兒の子どもの生年月日
ケアリーバーを対象としたモジュール (OC3: care leaver's information)	連絡が取れているか	はい／いいえ／死亡／連絡拒否／支援不要／家庭復帰や半年以上の継続養育
	主たる活動	教育・就業に関するコードを選択（9 種類、無業の場合は理由の分類あり）
	居所	居所のコードを選択（16 種類）
	居所の適切性	適切と考える／適切でないと考える

5) 結果の公表

毎年公表されている統計報告では、SSDA903 をデータソースとして用いた現状分析が掲載されている。一例として、地方自治体がケアリーバーと連絡が取れている割合やケアリーバーの現在の状況を、年齢別に比較した結果を提示している（下表）。

また、特定の施策のレビューを行う場合にも SSDA903 のデータが用いられる。例えば、里親制度の政策評価を目的としたレビュー¹⁴では、文献調査やインタビュー調査と併せて、SSDA903 等のデー

¹³ ここでは基本モジュールとケアリーバーを対象としたモジュールのみを取り上げたが、SSDA903 ではインケアの児童等を対象としたモジュールも定められている。

¹⁴ Department for Education (2017) "The fostering system in England: Evidence review"

タを用いた分析が教育省内の社会調査専門官により行われている。

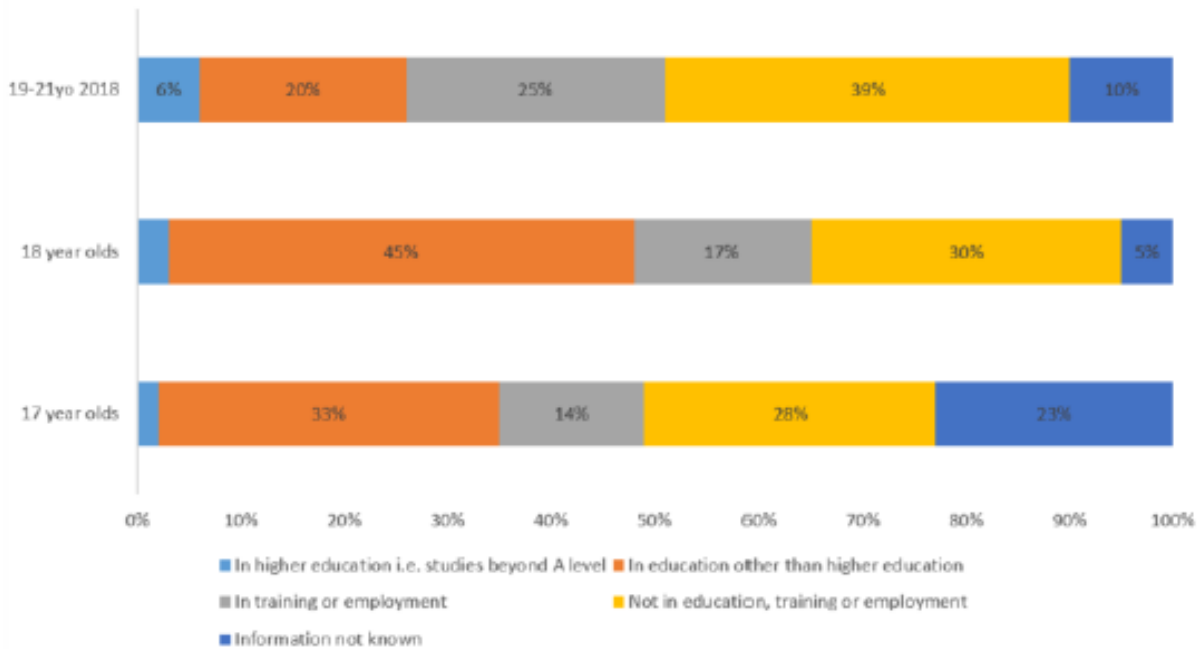
図表 II - 5 SSDA903 の調査結果

**Table 2: Local authorities 'in touch' with care leavers:
England, year ending 31 March 2016 to 2018**

Age of care leaver	Numbers of care leavers:			Percentage in touch:		
	2016	2017	2018	2016	2017	2018
17 year olds	920	620	620	81%	79%	76%
18 year olds	8,350	10,070	10,460	94%	93%	94%
19 to 21 years olds	26,330	26,990	28,510	87%	88%	88%

Source: SSDA903

**Chart 12: Care leavers, by activity and age:
England, year ending 31 March 2018**



Source: SSDA903

(資料) Department for Education(2018) "Children looked after in England (including adoption), year ending 31 March 2018"

2. インタビュー調査

(1) 調査概要

① 目的

リサーチ・クエスチョンを検討するにあたり必要な自治体・支援者等における取組の実施状況、意見等を把握するために、自治体調査、児童養護施設等調査、施設退所者等（本人）調査を実施した。

図表 II-6 リサーチ・クエスチョンを検討する上で必要な情報
(インタビュー調査で把握する事項)

<p>○実態把握の必要性</p> <ul style="list-style-type: none">・自治体や代替養育機関は施設退所者等の実態把握の必要性をどのように認識しているか・自治体における施設退所者等に関する情報の把握状況・把握方法・自治体が施設退所者等の実態把握調査を行っている場合の目的 <p>○制度的枠組みとの連動</p> <ul style="list-style-type: none">・自立支援事業やアフターケアの実施状況・実態把握調査と連動できそうな制度的枠組みはどのようなものがあるか・行政や代替養育機関に対する支援ニーズ <p>○対象者</p> <ul style="list-style-type: none">・実態把握を行っている自治体の対象設定・行政として支援が必要と考えている施設退所者等の年齢等 <p>○調査項目</p> <ul style="list-style-type: none">・行政として把握すべきデータ（施設退所者等の措置解除後の状況、インケアの実施状況、アフターケアの実施状況） <p>○倫理上の問題</p> <ul style="list-style-type: none">・当事者にとって実態把握調査の実施は倫理的に問題ないか・当事者にとって不快感・不都合を生じかねない調査方法・調査項目はないか <p>○調査デザイン</p> <ul style="list-style-type: none">・地域別の施設退所者等の支援状況（支援状況や調査の実施困難性に地域差はないか）・実態把握を行っている自治体の調査手法、その課題

② 調査対象

調査対象は以下のとおりである。

自治体調査の対象は、制度枠組みと実態調査の連動状況を把握できる自治体及び郡部における退所後の支援状況を把握できる自治体とし、都道府県と政令市のバランスを考慮したうえで、検討会での協議を踏まえ決定した。

児童養護施設等調査の対象は、自治体調査の対象となった自治体に所在し、アフターケアを積極的に行っている児童養護施設等とした。

施設退所者等（本人）調査は、自立によって児童養護施設等への入所措置や里親委託等が解除された者とし、性別、年齢、措置解除後の進路、ライフステージ、養育者等の条件を考慮し選定を行った。

図表 II-7 インタビュー調査対象

自治体調査
<ul style="list-style-type: none"> ・ 北海道 ・ 札幌市 ・ 東京都 ・ 東京都自立支援コーディネーター ・ 社会福祉法人大阪児童福祉事業協会アフターケア事業部 ・ 京都市 ・ 鳥取県
児童養護施設等調査
<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童養護施設 3施設 ・ 児童心理治療施設 ・ 児童自立支援施設 ・ ファミリーホーム ・ 自立援助ホーム
施設退所者等（本人）調査
<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童養護施設退所者 3名 ・ ファミリーホーム退所者 1名 ・ 里親委託解除者 1名

③ 調査方法

調査員の訪問によるインタビュー形式の調査とした。

調査実施時期は、平成30年9月28日～平成30年11月28日。

(2) 調査結果

リサーチ・クエスチョンの調査項目ごとに、調査結果をまとめた。

① 自治体調査

	実態把握の必要性	制度枠組みとの連動	調査対象者	調査項目	倫理上の問題	調査デザイン
北海道	<p>【実態把握の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童養護施設退所者を対象とした他記式調査を2年毎に実施(以下、「児童養護施設退所者調査」とする)。 結果は内部利用に限るため未公表。 <p>【必要性、今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政として、実態把握の必要性は感じるが、すべての子どもの把握が必要なかの判断は難しい。 自記式の調査は検討していない。 	<p>【自立支援事業の実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 今年度内に自立支援コーディネーター(1名)の配置を予定。 コーディネーターの配置など事業の必要性は認識しているが、どこまで行政が把握し、どこまで支援するのかは難しい。 	<p>(児童養護施設退所者調査)</p> <ul style="list-style-type: none"> 高校を卒業し18歳で施設を退所した人(直近4年間) 大学卒業の22歳がひとつの区切り。30歳以上の支援は難しいように思う。施策のデマケーションは必要ではないか。 	<p>(児童養護施設退所者調査)</p> <ul style="list-style-type: none"> アフターケアの実施状況/就職の状況/卒業後の居住地/居住形態 施設が連絡の取れない子どもの状況も把握できることが望ましい。 現在困っているか、相談できる相手がいるか、の2点が重要。<u>インケアに対する退所者の評価は、把握して施設には伝える価値がある。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 全体を把握するために全数把握が必要だが、最終的には今困っているかどうか重要。<u>家庭を持つ等して連絡してほしい子どもにまで連絡するのはおかしいと感じる。</u> 	<p>(児童養護施設退所者調査)</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設職員による他記式調査。 直接関係のない統計データの利用については、現実的ではない。就労状況や納税状況等のデータは利用できる環境にない。
札幌市	<p>【実態把握の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 退所後調査の実施はないが、退所後の情報の把握・共有は行っている。 <p>【必要性、今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> 目的の明確化が必要。<u>目的が自治体の施策検討であれば、自治体の裁量で、社会的養護よりも幅広い内容の調査を行うことになるだろう。制度設計が目的であれば全国統一で行うべき。</u> 社会的養護推進計画の策定に合わせて、実態把握の方法を検討中。 	<p>【自立支援事業の実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 居住費支援、生活費支援、就労支援を実施。支援コーディネーターと生活相談は検討中。 施設と個別に話す機会が頻繁にあり、アフターケアの実施状況は市と共有できている。 支援コーディネーターの枠組みは、<u>実態把握上、有効ではないか。ただし、継続の可否と、子どもがこれまで関わりがなかった人をどこまで信頼してくれるかが課題。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> アフターケアの継続期間の検討が必要。<u>年齢というよりは、ケースバイケースだろう。</u> 根拠はないが25歳か。若者支援の39歳も一つの区切りとしてあるが、継続的にケアする期間として適切かは疑問。 	<ul style="list-style-type: none"> 潜在的な支援ニーズ、相談相手(本人が想定せずに困っている時に、支援できる体制構築に活かしたい)。 どうやって課題を乗り越えてきたのかなど、インケアへのフィードバックができる項目。 当事者のアウトカム。 	<ul style="list-style-type: none"> 当事者が、<u>行政に状況を伝える抵抗感をどのように考えるのかの確認が必要。</u> <u>22歳以上の人へのメリット(例えば別の行政施策へのフィードバック)があってもよいのではないか。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 2年目以降は把握が難しいと思われる。また、<u>北海道を離れる退所者の捕捉は難しいだろう。</u> <u>同窓会・SNSなど単体の手段のみでは捕捉しきれない。</u> 当事者の語りから見えてくる部分もあるので、<u>質的調査(インタビュー)でもよいのではないか。</u> 個人情報も含めたデータの紐付けは法的に不可能。センシティブデータの突合、支援レコードとの紐付も困難。
東京都	<p>【実態把握の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成22・27年度に自記式の退所者調査を実施。27年度調査では自立支援コーディネーターの効果が実証され、施設規模に応じた配置に変更(以下、「平成27年度退所者調査」とする)。 自立支援コーディネーターは、退所者の状況等を都に定期報告している。 <p>【必要性、今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> 実態把握結果を今後の支援に活かすことは必要だが、<u>都として、生活実態に踏み込んだ調査を毎年度行う必要があるかは検討すべき。</u> 自記式の退所者調査は、5年間隔での実施を検討する必要がある。 	<p>【自立支援事業の実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>自立支援コーディネーター</u>:都内全児童養護施設に配置済み。都は、<u>①年1回の調査(統計値)、②四半期に1回の支援状況報告(個票、以下「コーディネーター調査」とする)の提出を義務付けている。</u> <u>ジョブトレーナー</u>:自立援助ホームに配置。補助事業の実績報告の中で支援方法を都が把握。 措置解除後3年間、元里子の相談支援等に対し月6,000円の補助を実施。 	<p>(平成27年度退所者調査)</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>過去10年間の</u>以下条件の該当者。養護施設・里親・ファミリーホーム:高校卒業又は中退を機に就労・進学のために措置解除となった人 自立支援施設:中学卒業を機に就労・進学のために措置解除となった人 自立援助ホーム:退所者全員 (コーディネーター調査) 児童養護施設退所後10年間が対象。 	<p>(平成27年度退所者調査)</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活の状況/就労・進学の状況/困っていること/措置中に身についたこと/措置解除後の支援の状況等。 (コーディネーター調査) 直近10年間の退所者の連絡先の把握状況/直近3年間の進学後の在籍状況/退所時点の就職先の就労期間等。 自治体の取組に活かせる項目は、<u>退所者が望む退所後の施設との交流方法・頻度や、充実してほしい入所中の進学・就労に向けた支援。</u> 	<p>(平成27年度退所者調査)</p> <ul style="list-style-type: none"> 検討会を設けて、倫理上の問題を検討した。特に問題にはならなかった。ただし、当事者の関与はなし。 	<p>(平成27年度退所者調査)</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設・里親経由で調査票の配布を行う自記式調査。 インタビューの実施も検討したが、位置づけ等が定まらず未実施となった。 他記式調査や行政が保有するデータは情報に限りがあるため、<u>自記式調査が望ましいと判断した。</u>

	実態把握の必要性	制度枠組みとの連動	調査対象者	調査項目	倫理上の問題	調査デザイン
東京都自立支援コーディネーター	<p>【実態把握の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 退所後も施設に連絡や相談をするよう話をしている。LINE による連絡が多いが、訪問、来所、電話もある。 自立児童の 8 割は状況を把握できている。特に心配する必要のない人については交流がない場合があるが連絡先等は把握しており、<u>行方不明というケースはほぼない</u>。 コーディネーターは施設配置のため、その役割は、施設の考え方に左右されるところがある。 	<ul style="list-style-type: none"> 四半期に 1 回、<u>いつ・どの手段で(訪問／来所／電話・メール等／環境調整)・何回・退所児童と連絡、支援したかの個人別記録を、都に提出</u>。 年に 1 回、都の調査(連絡先の把握状況、進学先の在籍状況、就労期間等)に協力している。 進学の場合、施設が本人から学費・生活費の支払い委託を受けており、支払い時期には必ず本人と交流できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 都への定期報告の対象は、自立退所後 10 年、家庭復帰後 5 年である。 <u>24～25 歳時点で状況が悪化することがあるため、退所後 10 年という区切りは適切</u>。 			<ul style="list-style-type: none"> <u>コーディネーターの業務の中で実態把握は可能だが、必要だった支援策等は、本人に回答してもらえない</u>。
大阪府	<p>【実態把握の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 28 年度に自記式の退所者調査(以下、「平成 28 年度退所者調査」とする)を実施。実施目的は、施策の検討・改善。 <p>【必要性、今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政によるデータの所有は必要か。 平成 29 年度は、各施設に継続的な退所者の状況把握を依頼した。ただし、施設独自で調査を続けることは困難であり、府の関与が必要だった可能性がある。 次回退所者調査は検討中。追跡調査も視野に入れている。 	<p>【自立支援事業の実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自立支援事業は、アフターケア事業部に委託。 アフターケア事業部では、措置解除者ほぼ全員を対象に通信を送付。ただし、府との情報共有はなし。 貸付事業の利用者には、月 1 回、施設が現況確認のため訪問を行い、アフターケア事業部と継続支援計画を作成。 施設はアフターケアを実施できているが、里親は厳しい状況にある。 <u>アフターケアの一環として、施設による状況把握を検討中</u>。施設にはアウトリーチ専任職員が必要であり、<u>アフターケアの中での実態把握が望ましい</u>。 	<p>(平成 28 年度退所者調査)</p> <ul style="list-style-type: none"> 過去 5 年間に児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、自立援助ホーム、里親、ファミリーホームから中卒以上で自立退所した人(家庭復帰による退所者は除く)。 <u>措置解除後 5 年程度、大学卒業後 5 年程度、25 歳頃までではないか</u>。問題が起きるのは 20 代前半が多い印象がある。課題のある人については、それに応じた期間が必要になる。 	<p>(平成 28 年度退所者調査)</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活の状況／就労・進学の状況／困っていること／措置中に身についたこと／措置解除後の支援の状況等 <u>調査項目は、行政が当事者に対して何をすべきかから考えるべき</u>。 	<p>(平成 28 年度退所者調査)</p> <ul style="list-style-type: none"> 退所者調査において特に問題にはならなかったが、より困難な生活を送っている可能性がある児童ほど、調査票を送付できない状況であることを考える必要がある。 	<p>(平成 28 年度退所者調査)</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設・里親経由で調査票の配布を行う自記式調査。 各施設で回収率を上げる工夫(例：当事者同士のつながりで協力依頼する、施設で里帰りイベントを開催して参加者にその場で記入してもらう、施設職員が子どもに電話し聞き取りによって回答を記入する)を実施した。 当事者本人との結びつきが強い施設からの依頼と、自治体から直接依頼では回答率が異なるだろう。 アフターケア事業部からの配布も考えられる。
アフターケア事業部		<ul style="list-style-type: none"> 退所時点で了承を得られた子どもの住所等を把握している。<u>退所者の 9 割程度は把握できていると思う</u>。 子どもが措置解除になる前に、SST や講習を受けてもらい、関係性を構築するようにしている。 貸付事業では、ケースワークを入れることで就労訓練や生活費支援も実施することがある。貸付時の面談のほか、経過中は月 1 回の連絡(施設等と連携し、電話や SNS も可)で安定した生活状況の確認後に振り込むことにしている。 	<ul style="list-style-type: none"> アフターケア事業部では、高校卒業や高校中退及び大学進学者等の施設退所者等(社会的養護全般、里親家庭も含む)が対象になる。家庭復帰の子どもも対象としている。 実態把握が必要な期間は一概には言えない。 多くの子どもは 22-23 歳になったら大丈夫だが、<u>知的障害、発達障害、自閉傾向のある子どもは、特に継続的に把握する必要がある</u>。 			

	実態把握の必要性	制度枠組みとの連動	調査対象者	調査項目	倫理上の問題	調査デザイン
京都市	<p>【実態把握の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年度に退所者調査を実施（以下、「平成 29 年度退所者調査」とする）。 調査のきっかけは、アフターケアの必要性・重要性に関する意識の高まり。 実態把握やアフターケアの状況は施設により差がある。 <p>【必要性、今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> 定期的・継続的な実態把握は必要だが、財政上厳しい。 里親委託解除児童についての調査は実施予定なし。 全国調査を国で行うべきか、自治体単位で行うべきかは目的による。 アフターケアに関する施策等の検討のために、自治体単位で実施することはメリットがあるが、予算的に厳しいのが現実。補助次第では、モチベーションの高い自治体は実施する可能性が高い。 	<p>【自立支援事業の実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治体が連絡先を把握するのは、個人情報保護の関係上難しい。施設で把握するのが現実的。 アフターケアは、施設とは別に市としての拠点等も必要。施設だけでは支援が難しいこと、施設との関係が良好でない子どもへのアフターケアが必要なことから、自立支援コーディネーターの配置と青少年活動センターの体制整備を実施。 自立支援コーディネーターは、退所児童の連絡先・同居の状況等を、実績報告として市に報告。 平成 29 年度退所者調査結果を受け、①奨学金制度の創設、②青少年活動センターで月1回のごはん会を開催、③各施設に自立支援コーディネーターを配置、④冊子「船出のためのナビ」の作成・配布を行った。 	<p>（平成 29 年度退所者調査）</p> <ul style="list-style-type: none"> 30 歳ぐらいまでを把握するため、退所後 10 年と設定した。 実態把握やアフターケアの対象は、制度上は 22 歳まで。支援に関する予算や、自立支援コーディネーターの把握対象も 22 歳までだが、就職や結婚など、22 歳以上でも人生の重要な分岐点は多数あるため、青少年活動センター等での支援対象は 30 歳までとしている。 	<ul style="list-style-type: none"> 「せつかつなので」と調査項目が増え、回答者の負担が大きく、回収率の低下につながっている可能性がある。 		<p>（平成 29 年度退所者調査）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①退所者の自記式アンケート、②施設職員による退所児童へのインタビュー、③市職員による施設職員へのインタビューを実施。 回収率を上げるには、回答者のメリットが必要。商品券を送呈してはどうか。 数年に 1 回の実態調査よりも、簡易な調査を毎年継続的に行う方がよい。 子どもが答えやすい方法、答えられるレベルでの調査設計が必要。QRコード読み取りでスマホ回答など、現在の状況にあった調査方法も検討すべき。 自由記述が、最も率直に子どもの様子がわかる。調査目的にもよるが、「実態把握」という点からは、項目数を絞って自由記述で尋ねることも考えられる。
鳥取県	<p>【実態把握の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 退所後調査は実施していない。 退所後 1 年間は各施設が把握。アフターケア業務の委託先である「ひだまり」が施設を訪問し退所者に関する情報収集を行っている。 弁護士や不動産業、自動車販売店、保護観察所等、様々な機関との顔が見える関係性ができているため、本人との直接連絡以外でも情報が集まる。 <p>【必要性、今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> 困っている人をキャッチするための仕組みや制度ということであれば、実態把握は必要であると思うが、生活が安定している人の回答しか得られない調査では不要ではないか。 	<p>【自立支援事業の実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ひだまりと各施設でアフターケアを実施。 施設には自立支援コーディネーター等の専門職の配置は行ってないが、アフターケア担当者が設定されており、ひだまりとの窓口担当者になっている。 ひだまりは、各施設を訪問し、退所（予定）児童に関する情報収集を常時実施。施設でのケース検討に参加し、サポートなどの提案を行うこともある。自立研修を実施し、入所中から児童との関係性を構築している。 当事者団体「レインボーズ」が、ひだまりの活動をサポートしている。 	<ul style="list-style-type: none"> 本当に実態把握を目指すのであれば、年齢制限等を行わず、調査実施を報道して広く回答を得るほうが実態にあった結果が得られる可能性はある。 		<ul style="list-style-type: none"> アフターケアは必要だが、後追いのしすぎは問題。重要なのは、困ったときに相談できる環境をつくること。 	<ul style="list-style-type: none"> 自記式調査は、施設経由での実施が現実的。 WEB 調査とし、2 択での回答とするなど回答をしやすくする工夫が必要。自由記述は避けたほうがよい。 協力してみようと思わせるようなあたたかなメッセージも重要。 他記式調査のほうがよい。退所者の把握ができていないか、できていない場合の課題は何かも確認すべきである。 ケースごとに尋ねると負担は大きい。答えやすい。「直近の支援の必要性が高かった〇ケース」などとしたらどうか。

② 児童養護施設等調査

	実態把握の必要性	制度枠組みとの連動	調査対象者	調査項目	倫理上の問題	調査デザイン
児童養護施設 A		<p>【アフターケアの実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> アフターケアを行う専門部署を設け、組織的に退所者を支援できるようにした。相談があった場合に対応。 把握した退所者の課題をインケアの部署に提供し、自立支援計画に反映している。 退所者に年賀状を発送しているが、100件発送したら10件は宛先不明、ほとんどは返信がない。 遠方の退所者は、対面での対応は困難だが、電話等でもつながってさえいれば支援は可能。 	<ul style="list-style-type: none"> 障害を持つ子どもの場合はエンドレスで支援が必要になり、組織のリソースも相当なものが必要とされる。25歳が一つの目途ではないか。 			<ul style="list-style-type: none"> 施設と連絡のつかなくなる退所者は、助けを求めるタイプか否かではないか。連絡がつかないこと＝生活困窮状態とは言えない。 自記式調査は、施設からの依頼文などの協力が必要ではないか。
児童養護施設 B	<ul style="list-style-type: none"> 施設出身だから特別なアフターケアが必要だということではなく、被虐待児童は同様の困難さを抱えている。アフターケアの議論は、社会的養護より広い視点を持った検討が必要。 	<p>【アフターケアの状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> アフターケア専任職員1名を配置したら、芋づる式に支援が必要な退所者が見つかり、対応に追われている。 退所者の追跡は行っていないが、連絡があれば必ず対応する。 退所者と現役高3生との交流会を年1回実施。このような機会がないと住所等の把握は困難。 	<ul style="list-style-type: none"> 調査対象者は、調査目的によって変わる。 		<ul style="list-style-type: none"> 交流会・自主的な連絡等で状況がわかる退所者はよいが、わからない退所者について追跡することが本当に必要なのか。子どもにも特性やプライドがあり、施設に頼りたくない人もいる。 	<ul style="list-style-type: none"> 退所者との連絡が取れるか否かは、距離の問題というより、つながりの強さによる。 退所者の住所は、年々わからなくなり、退所後10年、30歳前ぐらいまで把握できる限界。
児童養護施設 C	<ul style="list-style-type: none"> 施設による意識の違いで、把握状況に大きな差がある。施設及び自治体側の意識の差を解消しないと、全体としての把握率を上げていくことは難しい。 	<p>【アフターケアの実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成27年より自立支援コーディネーター(兼務)を設け、組織的なアフターケア体制を構築。 「相談すれば助けてくれる」という口コミが広がり、退所者からの相談件数が平成26年13件→平成29年400件超となった。アフターケアでは、退所者間のネットワークは有効。 退所後1年は、食べ物等と手紙を年4回送付し、つながりを持っている。成人式の開催、弁護士相談も実施。 退所後1～4年の子どもとは100%のつながりがある。5年目で1名連絡先のわからない子どもがいる。自立支援コーディネーターに窓口を1本化したことは大きい。 地方では、退所後に遠方に引越することも多いため、引越し先でアフターケアできる場所があるとよい。 「アフターケアをやりなさい」と指導するだけでなく、自立支援コーディネーターの配置義務付けや、一定割合以上のアフターケア実施や記録作成など具体的な施策等の実施内容を示す必要があるのではないかと。 	<ul style="list-style-type: none"> アフターケアとして施設側からつながりを持っているのは、中学卒業後に退所した子ども。 近年、子をもつ女性の相談が増加。 			<ul style="list-style-type: none"> 退所児童とつながれるのは施設であり、自治体では難しい。 施設経由の自記式調査の回答率は40%程度。回答できない子どもの方が課題を抱えている可能性は高いが、把握ができない。 施設側が連絡先を把握している可能性の高い、退所後5年以内を対象に、施設が回答する方法の方が個別ケースの把握率は高くなり、かつ確実性も高いのではないかと。 しかし、近年多い出産や育児に関する相談は、24、25歳が中心。対象年齢を広げると全数調査の回答率が下がるので、退所児童が抱える課題やアフターケアのあり方に関する調査と、個別ケースに関する全数調査の2本立てが考えられる。

	実態把握の必要性	制度枠組みとの連動	調査対象者	調査項目	倫理上の問題	調査デザイン
児童心理 治療施設	<ul style="list-style-type: none"> ・実態把握は、誰のために行うのか。<u>回答者にどれだけ還元できるのか、また目的に即した調査となっているかが重要</u>である。 ・施設としては、退所者の生活状況や入所中の支援が適切だったかどうかは知りたいが、実態把握を継続的に行うことは体制的に難しい。 ・また、<u>実態把握した退所者をフォローし続けることも難しく、アフターフォローの体制構築も視野に</u>いれて、<u>実態調査を行ってほしい</u>。 ・もっとも、把握する必要があると考えられる現在課題を抱えている退所者まで、<u>実態を明らかにするのは現実的に不可能なのではないか</u>。 	<p>【アフターケアの実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎週土曜日に退所者フリースペースを開催。年齢制限はなく、セラピスト中心に対応。 ・小中学生の家庭復帰や障害がある子どもは支援しやすいが、<u>障害のない18歳以上の子どもの場合は、アフターケアの体制が弱い</u>。 		<ul style="list-style-type: none"> ・調査票が届いても、回答できない子どもは多い。<u>入所児童(中高生)で回答できるのは3分の1程度</u>。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童養護施設と比べて、<u>施設に入所していたということを隠したい子どもは多い</u>。全数調査の依頼があったとしても、施設としてそのような子どもに送付するのは抵抗がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・調査票は、自治体より施設から送付した方が回答しやすいだろう。 ・住所変更者が多いので、<u>5割程度は届かない</u>のではないかと。児童心理治療施設の場合、行方不明や収監中のケースも一定数あると思われる。 ・<u>退所者のネットワークの方が、子どもに届く確率は高い</u>。SNSでのつながりが中心のため、<u>WEB調査であればつながる可能性はある</u>。 ・<u>退所〇年後にその時の状況を定期的に報告することを義務付けると</u>いう方法は考えられる。不定期の実施より、回収率は上がるのではないかと。
児童自立 支援施設	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度より、<u>アフターケア担当職員(指導課長兼務)</u>を配置し、<u>退所後、3か月、6か月、9か月、1年、1年半、2年、2年半、3年のタイミング</u>で<u>予後調査を行う方針</u>とした。電話等で確認し、一覧表を職員間で共有する。 ・連絡がとれない又は調査を拒否する子どもについては、児童相談所等に連絡をし、確認をすることとしている。 ・予後調査の目的は、<u>退所者がつまづくポイントを把握してアフターケアを改善すること、定期連絡によってアフターケアを行うこと</u>である。 	<p>【アフターケアの実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入所中に担当していた職員が、退所1か月後に電話連絡・訪問により、状況を確認している。<u>退所後1年間は、毎月電話をし、可能な範囲で訪問している</u>。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設と子どもとの関係性を考えると、<u>調査対象は退所後3年程度が適切</u>ではないかと(少なくとも高校卒業するまでは確認したい)。 ・<u>退所後10年となると、職員の異動等もあり、施設側で把握している情報が少なくなる</u>。退所後の期間が短ければ、正確な情報も収集しやすく、子どものネットワークから確認できる範囲も広がる。施設側の負担も少ない。 			<ul style="list-style-type: none"> ・<u>継続的な調査が必要</u>である。 ・<u>施設による他記式調査がよい</u>のではないかと。本人が回答するのはハードルが高く、<u>施設が答える方が確実</u>。また、<u>施設がどれだけ把握しているかがわかり、施設側の意識も変わ</u>ると思う。 ・施設や里親にどれだけ「実家機能」があるかどうか、予後調査・アフターケアの実施に大きく影響する。
自立援助 ホーム		<p>【アフターケアの実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・退所後に連絡を受けたり、問題が生じたりした場合は職員が訪問する。 ・最近の子どもは、「何かあれば連絡するように」と念押ししなければ連絡しない。<u>粘り強く定期的に連絡を取り状況を把握している</u>。 ・退所者の1割は自立し、ホームに頼る必要がなくなって連絡が途切れる層。7割は自立後の生活が不安定だがつながりがある層。残りの2割は生活が不安定で連絡が途切れる層であり、問題である。電話に出なくとも着信履歴だけは残し、こちらから縁を切ることはないという姿勢を見せるようにしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・退所後10年では、自立しきれない子どもがいる。60代の退所者でも連絡を取り続けており、親がいない子どもはどこかとつながりを維持した方がいい。 ・<u>22歳を超えても、就職できずメンタルに問題を抱えているような場合は、何らかのサポートをせざるを得ない</u>。 		<ul style="list-style-type: none"> ・リスク層への調査は、聞き取り調査も必要かもしれないが、<u>聞き取りに</u>応じた子どもは、<u>深い内容まで語ることで精神的にダメージを受ける場合も多い</u>。特に退所者の場合、<u>フォローしてくれる人が周りにいないので不安がある</u>。そもそも、調査という形で把握するのは難しいのかもしれない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査の<u>回答者は、それほど支援が必要ない“優等生”</u>であるのに、<u>調査結果を自立できていない子どもへの施策検討に用いるのは、違和感がある</u>。 ・退所者が調査票に的確に回答できるのか疑問である。 ・食事クーポンの送呈で、生活に困っている人は回答するかもしれない。 ・スマートフォンで回答でき、QRコードを転送するような形式にすれば、声もかけやすいし、回答へのハードルが下がるだろう。 ・他の社会福祉の対象となっていく退所者も多い。更生保護施設や生活保護受給者についても調査対象としてはどうか。

	実態把握の必要性	制度枠組みとの連動	調査対象者	調査項目	倫理上の問題	調査デザイン
ファミリーホーム		<p>【アフターケアの実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委託解除後も、電話・メール・SNS 等で連絡を取り、状況の把握と必要に応じた相談・支援を行っている。 ・ 連絡を取っていない子どもは、家庭復帰等により、里親等との関係を断ちたいという実親の意思が大きい。連絡を取っていないことが一概に悪いこととはいえない。 ・ <u>里親・ファミリーホームによってアフターケアの状況は様々</u>である。 ・ 奨学金や家賃補助等の支援を充実させるとともに、アフターフォローの機能を設けて、実態把握もできるようにしてはどうか。 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 自記式調査票を里親・ファミリーホーム経由で配布する場合、<u>配布できない子どもについては、措置解除後に連絡をとっていない理由まで確認することが必要</u>である。 		<ul style="list-style-type: none"> ・ アンケート調査で委託解除後の実態を把握することは難しい。<u>調査票に書くのが面倒と思う子どもや、自分で書けない、設問の内容を理解できないといった子どもも多いのが実態</u>である。 ・ <u>インタビューの方が回答しやすい</u>ではないか。 ・ <u>アフターケアの実施状況は、里親やファミリーホームを回答者とすべき。</u>

③ 施設退所者等（本人）調査

	実態把握の必要性	制度枠組みとの連動	調査対象者	調査項目	倫理上の問題	調査デザイン
ファミリーホーム退所者 (10代後半／男性／大学進学)	<ul style="list-style-type: none"> 退所後10年まで調査されたとしても、<u>気にかけてもらえている感じがして嬉しい。</u> 	<p>【アフターケアの状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 元管理者や元スタッフとは交流があり、<u>食事をしたり就職についての相談をしたりしている。</u> 高校時代に当事者団体が主催する自立に向けた研修を受けた。自立前に一人暮らしの練習をしたので、スムーズに一人暮らしを始められた。 <p>【支援ニーズ等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 退所者の相談窓口を知らなかった。もっとサービスの周知してほしい。 		<ul style="list-style-type: none"> 調査自体が嫌だとは思わないが、<u>10頁もあると回答する気になれない。</u> <u>選択肢は少なくしてほしい。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 「児童養護」等と書かれた封筒でも抵抗ない。退所後であれば、<u>社会的養護を受けた事実を受け止められている人が多いのではないかと</u>。ただ、家庭を築いたり、友人と同居していたりする場合、家族や友人に知られたくない人は多いかもしれない。 <u>自立直後の不安な時期は、ネガティブな質問に回答したくない。借金、退所する際に支援してほしいこと、進学できなかった理由、現在の就学状況などは、人によっては嫌なことを思い出す質問である。</u>ネガティブな言葉遣いを避けるなどの工夫が必要。ただし、信頼できる相手から回答を頼まれた場合は答えるだろう。 	<ul style="list-style-type: none"> スマートフォンでの回答、クオカードの送呈などの工夫はいいと思う。 <u>信頼する人からの依頼ならば、回答する気になる。</u>自治体が差出人の場合、「自分は何かしたのだろうか」と怖くなる。 現在の状況については自立支援コーディネーター等、心情については本人が回答する形式はよいと思う。 <u>知的障害の子に配慮したアンケートがよい。</u>本人が回答するのは難しいので、<u>施設からの聞き取り調査がよい</u>と思う。 インタビューは喜んで受けたい。<u>多くの人に、自分たちの境遇を理解してほしい。</u>
児童養護施設出身者A (20代前半／女性／子あり／大学中退→就職)		<p>【アフターケアの状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 退所直後は施設に訪問していたが、<u>施設職員にいろいろと言われたくないと次第に足が遠のいた。</u><u>住所も、大学中退以降は連絡していない。</u> アフターケアを委託されている事業所からは、退所後5年までは頻りに連絡がある。継続連絡を忘れたため、5年経過した現在は連絡がこない。 この事業所が主催するイベントには2～3回参加した。知人と一緒だと参加しやすい。<u>同じ境遇で頑張っている様子が見られて励みになった。</u> <p>【支援ニーズ等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 冠婚葬祭のマナーを教えてほしいかった。 経済的な支援は親がいても受けられるようにしてほしい。 もっと私たちを見てほしい。<u>個人でサポートしてほしい内容は異なるので、進学・就職のタイミングで話を聞いてほしいかった。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 自分で働けるようになったので、現在は支援が必要だとは思わない。<u>施設以外の関係性が構築できるまでの1～2年間でよい。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> (自治体の退所者等調査について)<u>設問数が多い。</u> 「施設在所中に職員を信頼できたか、相談しやすかったか」という項目があるとよい。 	<ul style="list-style-type: none"> 調査自体に抵抗感はないが、家族に知られると困る人もいるかもしれない。 措置中の子どもの助けになるなら回答しようという気持ちもあるが、<u>自分自身のこれまでの生活が良くなるわけではないので、答える必要があるのかと疑問に感じる。</u>どちらかといえれば回答したくない気持ちが強い。 退所直後は、<u>退所時の所持金額は「それくらいの金額なのか」と思われそう</u>で答えたくない。 	<ul style="list-style-type: none"> 紙よりWEBの方が手軽。 回答率を上げるには、<u>施設等に集まって回答をするなど”回答する場”の確保や、回答者に商品券を送呈することが効果的。</u>

	実態把握の必要性	制度枠組みとの連動	調査対象者	調査項目	倫理上の問題	調査デザイン
児童養護施設退所者B (30代前半/女性/子あり/就職)		<p>【アフターケアの状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> まれに施設を訪れるが、定期的に連絡を取るような関係性ではない。 <p>【支援ニーズ等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設からは「何かあったら相談して」と言われているが、親ではないため相談しづらい。経済的な事情は施設に言いづらく、頼りたくない。 気軽に誰かとつながれる方法があるとよい。心の拠り所があると大きく違う。 			<ul style="list-style-type: none"> 借入金の状況は答えたくない。収入の状況、生活保護、社会保険、逮捕歴、補導歴などは、回答しても助けてくれないのであれば回答したくない。 	<ul style="list-style-type: none"> 施設訪問時に住所を記入することになっているので、施設側は住所を把握している。
児童養護施設退所者C (20代後半/女性/子あり/高校中退→就職)		<p>【アフターケアの状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 個別に元施設職員とつながっているが、施設からの連絡はない。今は知っている職員はいない。 <p>【支援ニーズ等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設に対して望むことはない。施設は気晴らしや何かあったら行くところ。 在所中のマナー研修は聞いていなかったが、今となっては必要と思う。 講習よりもイベントの一環として必要な情報提供や相談対応がある方が参加しやすい。施設の友人と集まる機会にもなる。子どもを連れて参加できることは重要。 気軽に電話等で相談できるところがほしい。母子家庭で、支援先を知らないから利用できないケースは多い。 		(以前回答した調査について) 設問数が多く、表現が固い。	<ul style="list-style-type: none"> (以前回答した調査について) 回答してもメリットがないと思ったが、周囲が回答しているので回答した。 調査の実施に当事者の関与がないことは問題。当事者は、頼む人によってはうまく協力が得られると思う。 	<ul style="list-style-type: none"> アンケートより直接会って話す方が良い。 施設からの依頼だと回答しようと思うが、自治体からの依頼だと「なんでだろう」「怖い」と感じる。 SNSは紙よりも回答しやすい。すぐに回答できるものならば回答するが、量が多いと回答しない。 里帰りイベントのような“回答する場”があると良い。
里親委託解除者 (20代前半/女性/専門学校進学→就職)		<p>【アフターケアの状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 専門学校卒業後、里親からの勧めで、里親宅の近所で一人暮らしをしている。何かあると里親に相談している。お金を使いすぎた時は、里親宅に帰って頼っている。 自立後に里親との関係が続いていない例は、聞いたことがない。 	<ul style="list-style-type: none"> 追跡調査は5年程度が適当ではないか。10年経てば、状況が落ち着いているイメージがあるので不要だと思う。 		<ul style="list-style-type: none"> 調査票が届けば回答する。嫌だという気持ちはない。 回答してデメリットがあるわけではないし、後輩たちの役に立つのなら回答したい。 借金など細かい点まで聞かれても、特に気にならない。特に困っていることがないからかもしれない。 	<ul style="list-style-type: none"> 設問数が少なければ紙でも良いが、多い場合は携帯電話で回答したい。30分程度で終わるのがよい。 里子の会などの集まりの場で記入する形式であれば、回収率が上がるのではないかと。回答しない理由のほとんどは、「面倒くさい」ことだと思う。 発達障害等の里子は多いが、アンケートの文章を読み書きすることが難しいのではないかと。

(3) 小括

リサーチ・クエスチョンの調査項目ごとに、調査結果をまとめた。

① 実態把握の必要性

i. 目的と結果の活用方法

施設退所者調査が行われる目的は、施策の検討・改善、施策の効果検証、アフターケアの改善等、様々であった。一部の自治体や児童養護施設では、調査結果を各種のケアに関する施策や取組の改善に活かしていた。

自治体では実態把握の必要性は認識しているものの、自治体が主体となって毎年の詳細な調査を実施することには慎重な検討が必要と考えていた。

施設や当事者からは、実態調査の実施自体がアフターケアの一環ととらえられるとの意見があった。

ii. 情報収集の責任主体

情報収集の責任主体は、国、自治体、養育者等が考えられるが、養育者の自主性に依拠した調査では継続が難しい可能性が示唆された。また、情報収集の目的等を明確にしたうえで責任主体の検討を行う必要があるとの意見もあった。

一部の児童養護施設からは、施設等の意識の差によって施設退所者等の実態把握の状況に差が生じていることが指摘されており、一律の情報収集にあたってはこの意識の差を解消する必要があると考えられる。

② 制度的枠組みとの連動

児童養護施設等に配置された自立支援コーディネーターが、支援を通して施設退所者等の実態を把握し、定期的に自治体に報告する仕組みは有効である。また、貸付金事業や通信配布等の取組を、施設退所者との接点として実態把握に活用する手もある。

組織的なアフターケア体制を構築した児童養護施設等は、アフターケアが充実するとともに、施設退所者の口コミ等でケアの対象者が増え、結果として実態把握が進んでいた。特に、施設退所者とのつながりを維持する機会（例：退所後の定期的な仕送りの実施、イベントの開催）を能動的に設けている施設では、アフターケアと実態把握が連動していた。

制度枠組みとの連動においては、自立支援コーディネーターの配置義務付けや、一定割合以上のアフターケア実施、記録作成など、具体的な取組内容を示す必要が指摘された。ただし、自立の過程において一時期、養育者とのつながりを断つ施設退所者等がいるため、把握していない理由も検証することが必要であるとの意見もあった。

施設退所者等は、必ずしも施設等を退所後の相談先としてはいない。一方で、安心して相談できる窓口等が必要との声もあった。

③ 対象者

自治体が行う調査では、調査の目的や自治体が行っている施策の対象者等に応じて、調査対象者の設定は様々であった。

調査対象者の年齢上限は、退所後3年・5年・10年、25歳、30歳までと様々な意見があった。なお、就職、結婚、子育て等のライフイベントが発生する20歳代前半は、問題が生じやすく、実態把握の対象に含めるべきとの意見が複数見られた。

④ 調査項目

i. 施設退所者等の退所後の状況

退所後の状況に関する調査項目として、自治体からは、現在のインケアやアフターケアに還元できるような項目（例：生活の状況、就労・進学の状態、困っていること、相談相手、課題の乗り越え方／等）を知りたいという声が挙げられた。

ii. ケアの提供状況

ケアの提供状況に関する調査項目として、施設退所者等が受けたケアの評価や支援ニーズが挙げられた。インケア及びアフターケアに活かすことが期待されている。

自記式調査を養育者経由で配布する場合、配布できなかった理由を確認し、措置解除後のケアの必要性についても検証すべきとの意見もあった。

iii. その他

設問数や尋ね方は、回答のしやすさという点で配慮が必要である。

⑤ 倫理上の問題

連絡や支援を望まない施設退所者等に対して長期にわたり調査を行うことに、疑問を呈する声があった。また、自治体からも当事者からも、当事者を含めた検討が必要との意見もあった。

施設退所者等にとって特段の忌避感なく回答できる調査項目がある一方で、自立直後の不安定な時期には回答したくない、支援が得られないのであれば回答したくないといった調査項目があった。特に、金銭面に関する設問、逮捕歴、補導歴、進学できなかった理由など、ネガティブな経験に直接言及する設問には慎重であるべきとの指摘もあった。

調査への協力で、施設退所者等が精神的に動揺することが危惧され、倫理上の配慮を徹底するほか、アフターフォローの体制構築も重要とされた。

現在困っていることを尋ねるのであれば、その困っていることを解消するための施策の検討も必要になることが示唆された。

⑥ 調査デザイン

i. 想定しうる調査手法

自治体における実態把握調査は、自記式調査、他記式調査、インタビュー調査等様々な手法で行われていた。各調査手法のメリット・デメリットとして挙げられた意見は、以下のとおり。

図表 II-8 調査手法別のメリット・デメリットとして挙げられた意見

調査手法	メリット	デメリット
自記式調査	・施設退所者等に関する多くの情報を収集できる	・住所を把握していない人、収監中・入院中の人、障害等で回答が困難な人等からの回答が得られない
他記式調査	・退所者の実態把握の状況及び実態把握の課題を調べられる ・回答の確実性が高い	・収集できる情報に限りがある
インタビュー調査	・当事者が回答しやすい	・深い内容まで語ることで精神的にダメージを受ける場合もある
行政の保有する情報の分析	—	・収集できる情報に限りがある ・複数のデータ・記録等を紐づけての利用は、制度上実行困難

自記式調査について、施設退所者等からは、関係性が構築されていない行政からの依頼を「怖い」と感じる一方で、養育者からの依頼については回答する意欲につながるという声が挙げられた。

自記式調査では、当事者が回答したくなる工夫が必要とされた。例えば、当事者間のネットワークを活用して依頼する、施設等でイベントを実施し“回答する場”を設ける、回答困難者に対し養育者が聞き取りを行う、回答の謝礼を送呈する、QRコードを読み取りスマートフォンで回答可能な簡便な方法をとる等の案が示された。

なお、調査デザインにおいて、当事者の参画が行われている実態はなかった。

ii. 実施頻度

養育者や自立支援コーディネーターを対象とした他記式調査では、毎年や2年毎など定期的に調査を実施している自治体がある。

必要性和回収率向上の観点から、定期的な調査を求める声があった。

3. アンケート調査

(1) 調査概要

① 目的

リサーチ・クエスチョンを検討するにあたり必要な取組の実施状況、意見等を把握するために、自治体を対象としたアンケート調査を実施した。

図表 II-9 リサーチ・クエスチョンを検討する上で必要な情報
(アンケート調査で把握する事項)

○実態把握の必要性
・自治体は施設退所者等の実態把握の必要性をどのように認識しているか
・自治体における施設退所者等に関する情報の把握状況・把握方法
・自治体が施設退所者等の実態把握調査を行っている場合の目的
○制度的枠組みとの連動
・自立支援事業やアフターケアの実施状況
・実態把握調査と連動できそうな制度的枠組みはどのようなものがあるか
○対象者
・実態把握を行っている自治体の対象設定
○調査項目
・行政として把握すべきデータ（施設退所者等の措置解除後の状況、インケアの実施状況、アフターケアの実施状況）
○倫理上の問題
・実態把握を行っている自治体の調査倫理に関する検討の状況
○調査デザイン
・実態把握を行っている自治体の調査手法、その課題

② 調査対象

全都道府県、政令市、児童相談所設置自治体（悉皆、69自治体）を調査対象とした。

③ 調査方法

自治体の社会的養護担当者が回答する自記式調査票を、電子メールで配布・回収とした。

調査実施時期は、平成30年11月22日～平成31年3月6日。

④ 回収結果

回収数は67件であった。

図表 II-10 回収結果

発送数	回収数	回収率
69	67	97.1%

⑤ 留意事項

本調査では、児童養護施設等への入所措置や里親委託等が、中学卒業以上の年齢で解除された児童を「施設退所者等」と定義した。

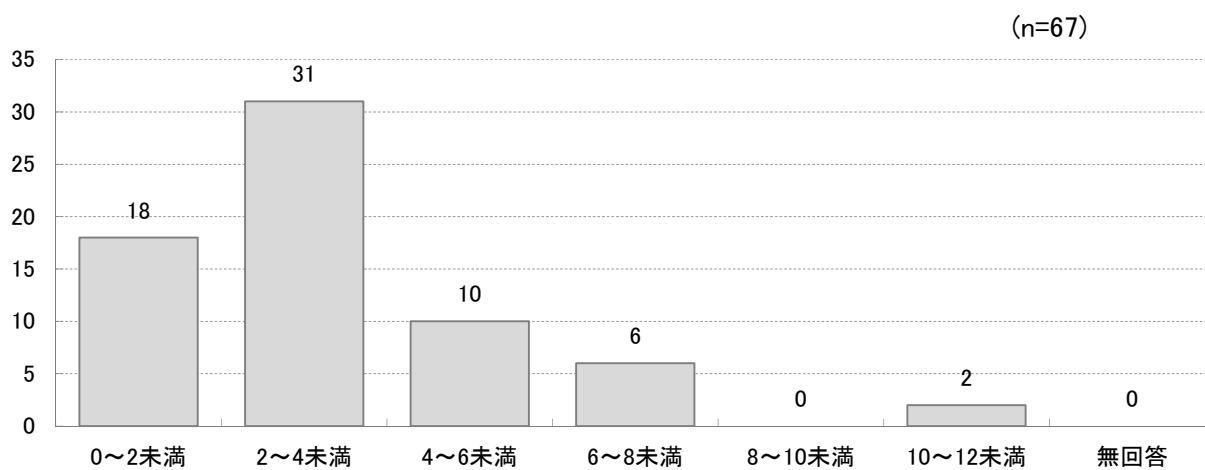
(2) 調査結果

① 自治体の状況

i. 児童相談所数

児童相談所の数は、以下のとおりであった。

図表 II - 11 児童相談所数の分布



ii. 社会的養護施設・里親数、児童数等

児童養護施設等の施設数、入所児童数、1年間の措置解除数は、以下のとおりであった。

1) 児童養護施設

図表 II - 12 児童養護施設の施設数、入所児童数、措置解除数 (n=63)

	回答自治体の 合計値	児童養護施設 1 施設 当たりの平均人数
施設数(施設)	557	
入所児童数(人)	24,754	44.4
1年間の措置解除数(人)	4,075	7.3
【参考】うち、措置解除の最たる理由 が就職・進学である人数(人)	1,459	2.6

(注)・「施設数」は平成 30 年 3 月末時点、「入所児童数」は平成 30 年 3 月 1 日時点、「1年間の措置解除数」は平成 29 年度 1 年間の値。なお、「措置解除の最たる理由が就職・進学である人数」は、「社会的養護の現況に関する調査」(厚生労働省)からの転記とした。当該調査では、最も優先される措置解除理由(家庭環境改善/児童の状況改善/就職/進学(大学等) / 普通養子縁組/特別養子縁組/無断外出/死亡/その他)別に措置解除人数を尋ねており、本調査では、「就職」及び「進学(大学等)」が最たる理由である人数を調査した。(以下同様)

・全項目について回答のあった自治体を集計対象とした。(以下同様)

図表 II - 13 1自治体あたりの、児童養護施設の入所児童数・措置解除数・
措置解除の最たる理由が就職・進学である人数(児童養護施設の施設数別)

	1自治体あたりの平均施設数・人数			
	施設数(施設)	入所児童数 (人)	措置解除数 (人)	【参考】うち、措置解除 の最たる理由が就職・ 進学である人数(人)
全体 (n=63)	8.8	392.9	64.7	23.2
設置数が 1~4 施設の自治体 (n=20)	3.0	135.1	24.6	7.9
設置数が 5~9 施設の自治体 (n=20)	6.6	293.0	51.6	19.5
設置数が 10~14 施設の自治体 (n=15)	11.7	470.7	82.5	30.3
設置数が 15~19 施設の自治体 (n=4)	17.3	677.8	112.5	34.0
設置数が 20 施設以上の自治体 (n=4)	30.5	1605.3	215.8	80.0

2) 児童心理治療施設

図表 II - 14 児童心理治療施設の施設数、入所児童数、措置解除数 (n=55)

	回答自治体の合計値	児童心理治療施設 1 施設当たりの平均人数
施設数(施設)	40	
入所児童数(人)	1,283	32.1
1年間の措置解除数(人)	292	7.3
【参考】うち、措置解除の最たる理由が就職・進学である人数(人)	26	0.7

(注) 入所児童数には通所部を含める。

図表 II - 15 1自治体あたりの、児童心理治療施設の入所児童数・措置解除数・措置解除の最たる理由が就職・進学である人数(児童心理治療施設の施設数別)

	1自治体あたりの平均施設数・人数			
	施設数(施設)	入所児童数(人)	措置解除数(人)	【参考】うち、措置解除の最たる理由が就職・進学である人数(人)
全体 (n=55)	0.7	23.3	5.3	0.5
設置がない自治体 (n=20)	0.0	2.8	0.8	0.0
設置数が1施設の自治体 (n=31)	1.0	29.2	7.2	0.6
設置数が2施設以上の自治体 (n=4)	2.3	80.0	13.5	1.5

(注) 設置がない自治体における「入所児童数」等は、当該自治体の児童が、当該自治体以外の児童心理治療施設に入所した場合の入所児童数等を指す。

3) 児童自立支援施設

図表 II - 16 児童自立支援施設の施設数、入所児童数、措置解除数 (n=57)

	回答自治体の合計値	児童自立支援施設 1 施設当たりの平均人数
施設数(施設)	50	
入所児童数(人)	1,260	25.2
1年間の措置解除数(人)	635	12.7
【参考】うち、措置解除の最たる理由が就職・進学である人数(人)	61	1.2

図表 II - 17 1自治体あたりの、児童自立支援施設の入所児童数・措置解除数・措置解除の最たる理由が就職・進学である人数（児童自立支援施設の施設数別）

	1自治体あたりの平均施設数・人数			
	施設数(施設)	入所児童数(人)	措置解除数(人)	【参考】うち、措置解除の最たる理由が就職・進学である人数(人)
全体 (n=57)	0.9	22.1	11.1	1.1
設置がない自治体 (n=11)	0.0	7.2	4.7	0.2
設置数が1施設の自治体 (n=42)	1.0	20.5	10.3	1.2
設置数が2施設以上の自治体 (n=4)	2.0	80.3	37.5	2.5

(注) 設置がない自治体における「入所児童数」等は、当該自治体の児童が、当該自治体以外の児童自立支援施設に入所した場合の入所児童数等を指す。

4) 自立援助ホーム

図表 II - 18 自立援助ホームの施設数、入所児童数、措置解除数 (n=55)

	回答自治体の合計値	自立援助ホーム1施設当たりの平均人数
施設数(施設)	146	
入所児童数(人)	541	3.7
1年間の措置解除数(人)	364	2.5
【参考】うち、措置解除の最たる理由が就職・進学である人数(人)	137	0.9

(注) 措置費の支弁対象外の者を含める。

図表 II - 19 1自治体あたりの、自立援助ホームの入所児童数・措置解除数・措置解除の最たる理由が就職・進学である人数（自立援助ホームの施設数別）

	1自治体あたりの平均施設数・人数			
	施設数(施設)	入所児童数(人)	措置解除数(人)	【参考】うち、措置解除の最たる理由が就職・進学である人数(人)
全体 (n=55)	2.7	9.8	6.6	2.5
設置がない自治体 (n=4)	0.0	0.3	0.0	0.0
設置数が1施設の自治体 (n=17)	1.0	3.5	2.1	0.9
設置数が2施設の自治体 (n=14)	2.0	6.9	6.1	2.1
設置数が3施設の自治体 (n=7)	3.0	10.0	7.1	2.1
設置数が4施設の自治体 (n=5)	4.0	12.6	8.6	3.6
設置数が5施設以上の自治体 (n=8)	7.5	31.5	18.8	7.3

(注) 設置がない自治体における「入所児童数」等は、当該自治体の児童が、当該自治体以外の自立援助ホームに入所した場合の入所児童数等を指す。

5) 委託里親

図表 II - 20 委託里親（養育里親・専門里親）の世帯数、委託児童数、措置解除数（n=62）

	回答自治体の合計値	委託里親1世帯 当たりの平均人数
世帯数(世帯)	4,154	
委託児童数(人)	4,705	1.1
1年間の措置解除数(人)	1,000	0.2
【参考】うち、措置解除の最たる理由が 就職・進学である人数(人)	213	0.1

図表 II - 21 1自治体あたりの、委託里親（養育里親・専門里親）の委託児童数・措置解除数・
措置解除の最たる理由が就職・進学である人数（委託里親の世帯数別）

	1自治体あたりの平均世帯数・人数			
	世帯数(施設)	委託児童数 (人)	措置解除数 (人)	【参考】うち、措置解除 の最たる理由が就職・ 進学である人数(人)
全体 (n=62)	67.0	75.9	16.1	3.4
25世帯未満の自治体 (n=7)	17.4	21.0	5.9	0.9
25～49世帯の自治体 (n=17)	34.9	48.0	8.9	2.1
50～74世帯の自治体 (n=19)	59.1	71.6	15.5	3.7
75～99世帯の自治体 (n=9)	85.7	83.8	20.7	4.6
100～149世帯の自治体 (n=8)	129.6	125.1	36.1	4.3
150世帯以上の自治体 (n=2)	254.5	313.0	18.5	13.0

6) ファミリーホーム

図表 II - 22 ファミリーホームの施設数、入所児童数、措置解除数（n=60）

	回答自治体の合計値	ファミリーホーム1施設 当たりの平均人数
施設数(施設)	303	
入所児童数(人)	1,283	4.2
1年間の措置解除数(人)	241	0.8
【参考】うち、措置解除の最たる理由が 就職・進学である人数(人)	69	0.2

図表 II - 23 1自治体あたりの、ファミリーホームの入所児童数・措置解除数・措置解除の最たる理由が就職・進学である人数（ファミリーホームの施設数別）

	1自治体あたりの平均施設数・人数			
	施設数(施設)	入所児童数(人)	措置解除数(人)	【参考】うち、措置解除の最たる理由が就職・進学である人数(人)
全体 (n=60)	5.1	21.4	4.0	1.1
設置がない自治体 (n=4)	0.0	0.5	0.0	0.0
設置数が1~4施設の自治体 (n=27)	2.1	8.6	1.7	0.4
設置数が5~9施設の自治体 (n=20)	6.4	26.0	5.3	1.7
設置数が10~14施設の自治体 (n=7)	11.9	53.7	9.1	2.1
設置数が15施設以上の自治体 (n=2)	17.0	77.0	11.5	4.5

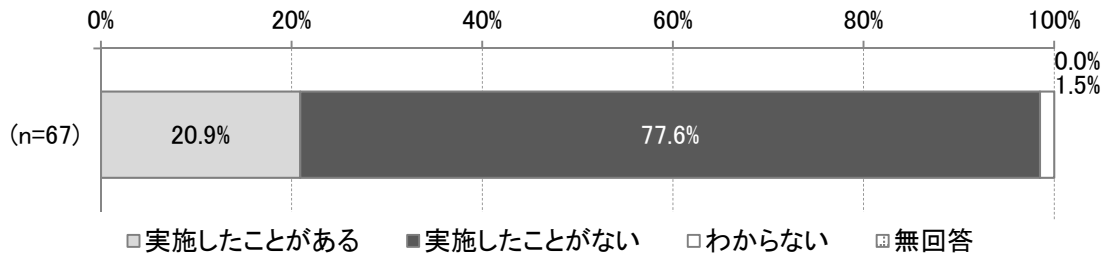
(注) 設置がない自治体における「入所児童数」等は、当該自治体の児童が、当該自治体以外のファミリーホームに入所した場合の入所児童数等を指す。

② 施設退所者等の実態把握調査の実施状況

i. 施設退所者等を対象とした調査の実施状況

直近5年間における、自治体の施設退所者等を対象とした調査の実施状況をみると、「実施したことがある」が20.9%（14自治体）であった。

図表 II - 24 施設退所者等を対象とした調査の実施状況（直近5年間）



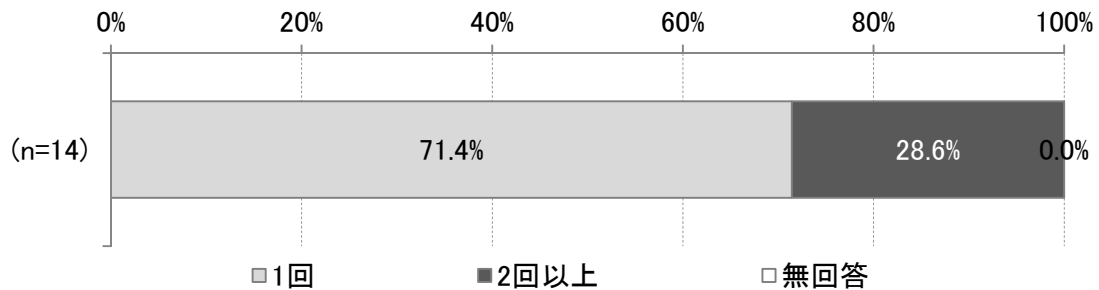
(注) 調査票では、「直近の5年間で、施設退所者等について、生活の状況、困っていること、支援ニーズ等を把握するための調査を実施したことがあるか」を尋ねた。

ii. 施設退所者等を対象とした調査の詳細

1) 直近5年間に実施した調査数

直近5年間に実施した調査数は、「1回」が71.4%（10自治体）、「2回以上」が28.6%（4自治体）であった。

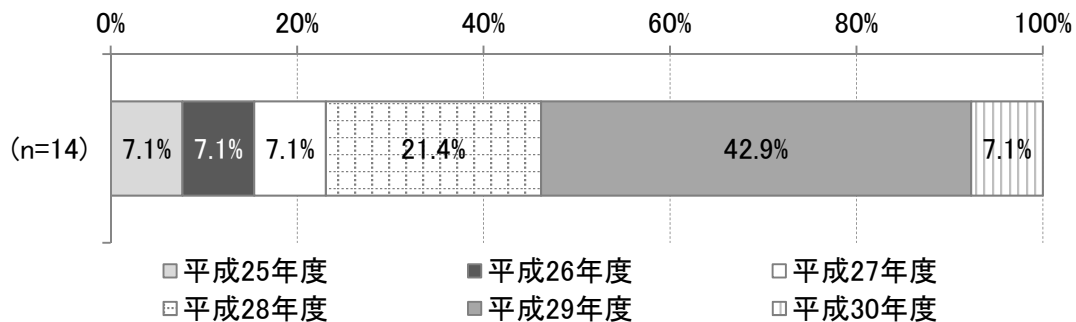
図表 II - 25 直近5年間に実施した調査数（調査を行った自治体）



2) 調査の実施年度

調査の実施年度は、以下のとおりであった。

図表 II - 26 調査の実施年度（調査を行った自治体）

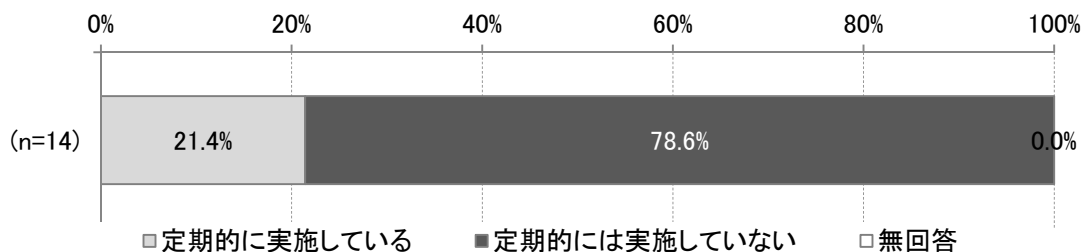


（注）以下、複数の調査を行っている自治体は、最も詳細に状況を把握するものについての回答とした。

3) 定期的な調査の実施状況

定期的な調査の実施状況についてみると、「定期的実施している」が21.4%（3自治体）であった。

図表 II - 27 定期的な調査の実施状況（調査を行った自治体）

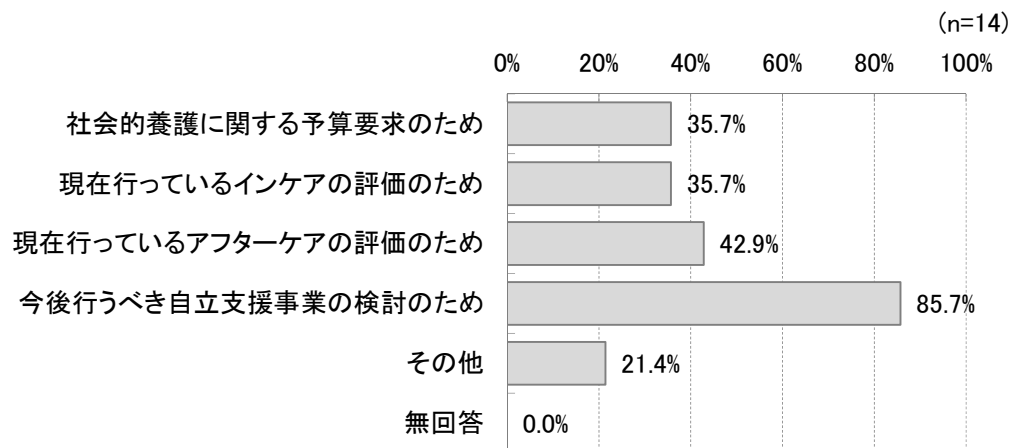


（注）定期的実施している自治体に実施頻度を尋ねたところ、「1年毎に実施」であった。

4) 調査の目的

調査の目的についてみると、「今後行うべき自立支援事業の検討のため」が85.7%（12自治体）で最も多かった。

図表 II - 28 調査の目的（複数回答、調査を行った自治体）



(注) 「その他」として、「居場所作りのため」、「社会的養護自立支援事業における生活相談の一環として」、「県から委託しているアフターケア事業所の今後の支援体制の参考にするため」が挙げられた。

5) 調査の対象者

調査の対象者について、自由記述式で記載していただいた内容をまとめた。

図表 II - 29 調査の対象者（自由記述式、調査を行った自治体）

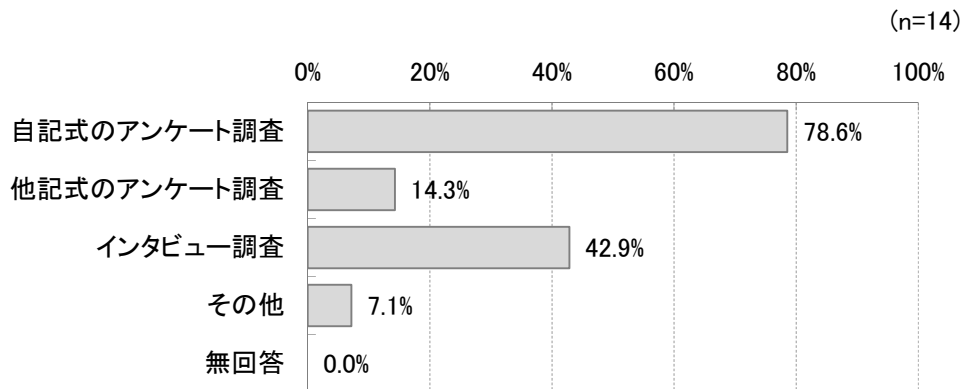
- （児童養護施設）平成 26～29 年度末に高等学校等を卒業した児童、（自立援助ホーム）平成 25 年以降の退所者。
- 平成 19 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの 10 年間に市が所管する児童養護施設から中卒以上で退所した者。
- 平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日に、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、自立援助ホーム、里親、ファミリーホームから中卒以上で自立退所した者。
- 施設等を過去 10 年間に 15 歳以上で退所した者。児童養護施設、自立援助ホーム、ファミリーホームの職員。
- 平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に中卒以上で自立退所した児童。
- 平成 24 年度初めから平成 28 年度末までの間に県内の児童養護施設を退所した者。
- 施設退所後 10 年以内の者。
- 児童養護施設を退所し、他の社会資源に連携できていないもの。
- 県所管の児童養護施設を平成 20 年度から平成 24 年度の 5 年間に退所した義務教育終了後の児童。
- 平成 17 年 4 月から平成 27 年 12 月の間に、自治体内における児童養護施設、自立援助ホーム、児童自立支援施設、養育里親家庭及びファミリーホームの退所者等で下記の条件を満たす者のうち、施設などが連絡先を把握している人。児童養護施設、養育里親家庭及びファミリーホームは、高校卒業又は中途退学を機に就労又は進学のため施設等を退所（措置解除）した者。児童自立支援施設は、中学卒業を機に就労又は進学のため措置解除となった者。自立援助ホームは、退所した者すべて。
- 平成 28 年度では、県内の一部地区（アフターケアの委託事業所の所在地）の 3 児童養護施設を退所（18 歳未満）した 79 人のうち、施設が連絡先を把握している 59 人。平成 29 年度では、県内の児童養護施設、里親等から退所・自立した児童（施設 98 人、里親 35 人）。
- 平成 18 年 4 月から平成 28 年 3 月までに児童養護施設及び、自立援助ホーム、児童自立支援施設、里親、ファミリーホームを退所した者の中で、頼ることができる親や親族などがなく、一人で社会生活を始めた中学卒業以上で連絡先が明らかな者。
- 平成 24 年 4 月から平成 29 年 3 月までに施設等を退所した児童（※施設等…児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親、※義務教育終了前に措置解除になった児童及び他の施設等に措置変更になった者及び障害者の施設等に移った場合は対象外）。
- 18 歳で就労又は就学により児童養護施設を措置解除された者。

6) 調査の方法

調査の方法についてみると、「自記式のアンケート調査」が78.6%（11自治体）、「他記式のアンケート調査」が14.3%（2自治体）、「インタビュー調査」が42.9%（6自治体）であった。

複数の調査の方法の組み合わせは5自治体で行われており、このうち4自治体は「自記式のアンケート調査」と「インタビュー調査」を行っていた。

図表 II - 30 調査の方法（複数回答、調査を行った自治体）

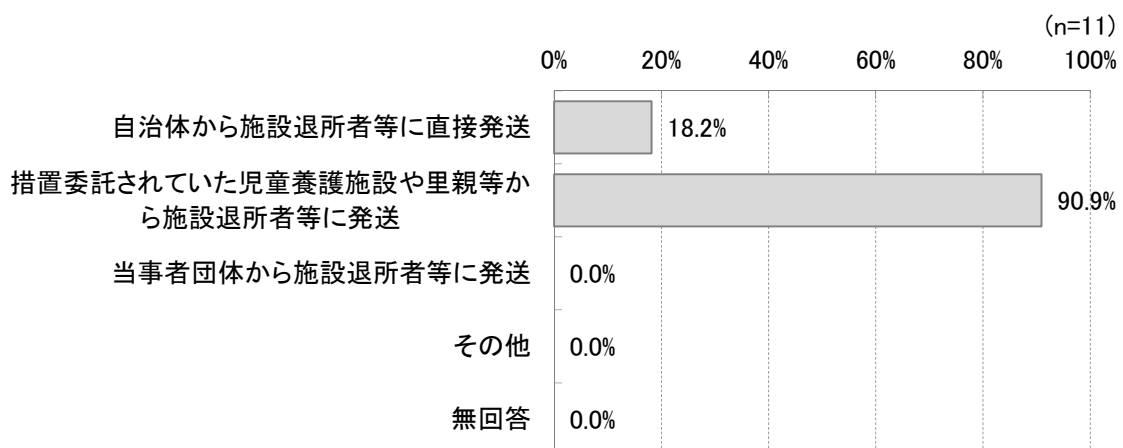


(注) 複数の調査方法を組み合わせた自治体が5自治体あり、このうち4自治体は「自記式のアンケート調査」・「インタビュー調査」、1自治体は「自記式のアンケート調査」・「他記式のアンケート調査」・「インタビュー調査」を実施していた。

7) 調査票の送付方法

自記式アンケート調査における調査票の送付方法についてみると、「措置委託されていた児童養護施設や里親等から施設退所者等に発送」が90.9%（10自治体）で最も多かった。

図表 II - 31 調査票の送付方法（複数回答、自記式のアンケート調査を行った自治体）



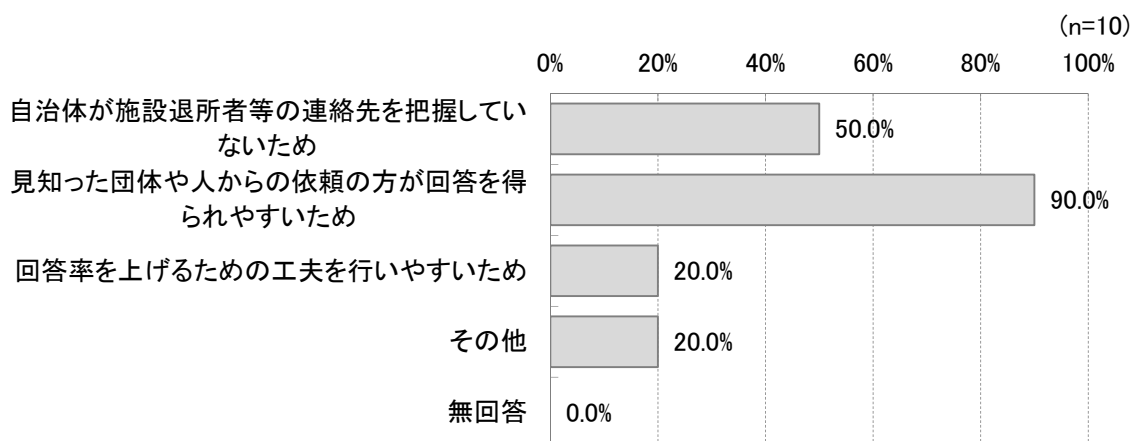
(注) 「自治体から施設退所者等に直接発送」には、施設退所者等の連絡先を委託先に提供して送付する場合を含める。

8) 児童養護施設や里親等が調査票を発送した理由

措置委託されていた児童養護施設や里親等、又は、当事者団体から調査票を発送した理由についてみると、「見知った団体や人からの依頼の方が回答を得られやすいため」が90.0%（9自治体）で最も多かった。

図表 II - 32 措置委託されていた児童養護施設や里親等、又は、当事者団体から調査票を発送した理由

（複数回答、児童養護施設や里親等又は当事者団体から調査票を発送した自治体）



（注）「その他」として、「プライバシー保護のため」が挙げられた。

9) 回収率を上げるための工夫

回収率を上げるための工夫について、自由記述式で記載していただいた内容のうち、主なものをまとめた。

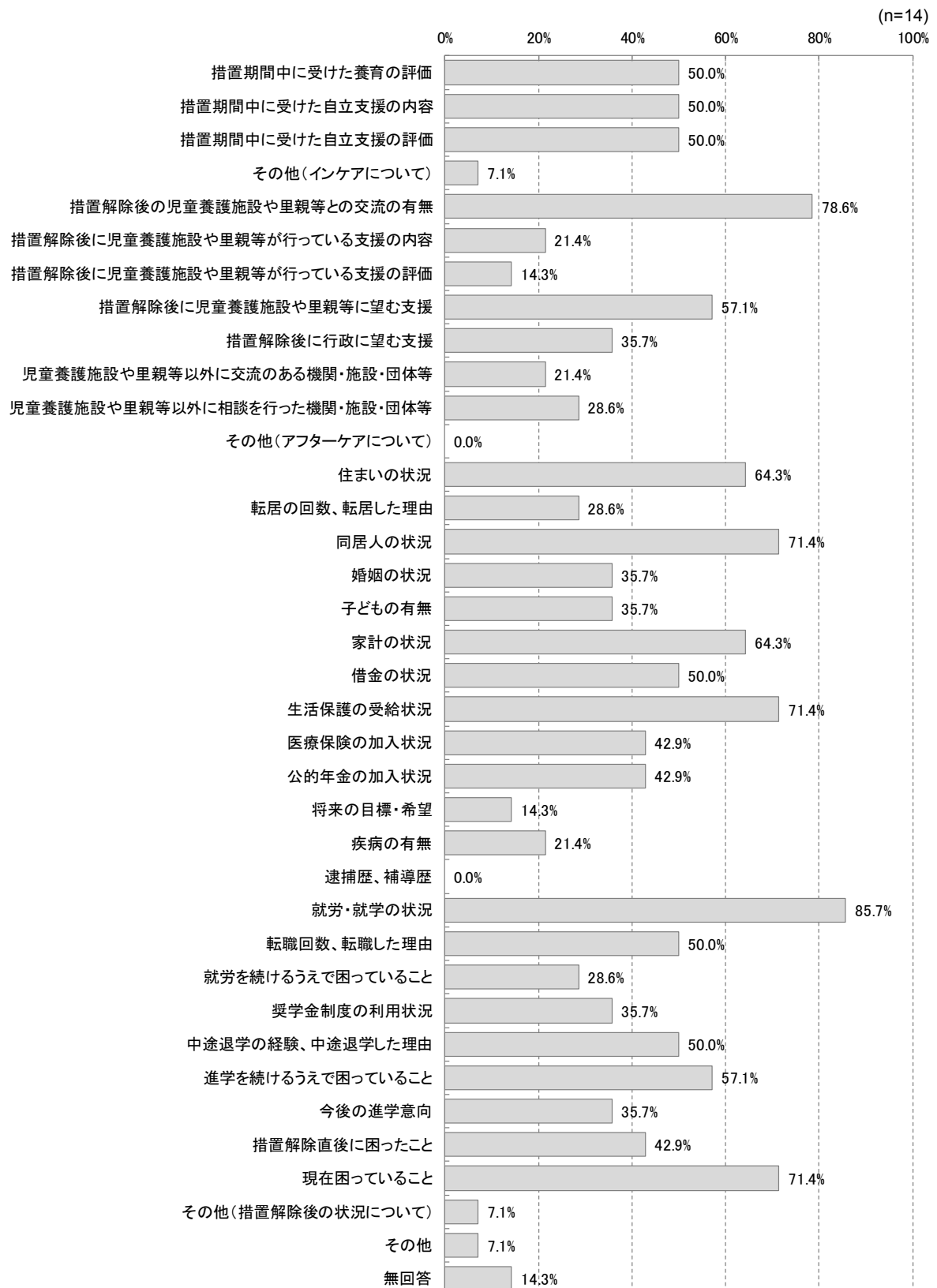
図表 II - 33 回収率を上げるための工夫（自由記述式、調査を行った自治体）

- 調査票をただ送るのではなく、施設職員から電話等で連絡をしてから送る、直接会って手渡す等により届けた。
- 調査票の郵送に関しては、出身施設の協力を得て、出身施設等が連絡先等を把握している退所者に対して調査票を発送した。
- 配布は、退所児童との関係性がある出身施設から発送した。
- 退所後も施設と連絡をとりあっているなど、ある程度、所在が分かっている者に調査を行うとともに、設問を少なく、分かりやすくした。しかしながら、回答率が22.8%（38名/167名）であった。
- 出身施設等からの直送および担当職員からのメッセージをつけてもらったり、施設に立ち寄った時に直接記入してもらおうなどした。
- 各児童養護施設に職員を配置しアフターケアを行うとともに、現況把握を行う業務を委託している。
- 調査票の送付時、措置委託されていた施設の施設長からの手紙を同封した。インタビュー調査に協力していただいた方に対し謝金を支給した。
- QRコードを印字し、インターネットで回答できるようにした。

10) 調査項目

調査項目についてみると、「就労・就学の状況」が85.7%（12自治体）で最も多かった。

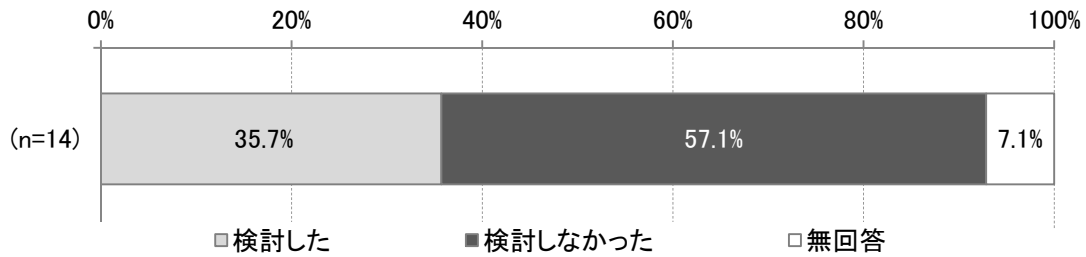
図表 II - 34 調査項目（複数回答、調査を行った自治体）



11) 調査倫理に関する検討

調査倫理に関する検討の有無をみると、「検討した」自治体は35.7%（5自治体）であった。具体的な検討内容としては、個人情報に関する配慮等が挙げられた。

図表 II - 35 調査倫理に関する検討の有無（調査を行った自治体）



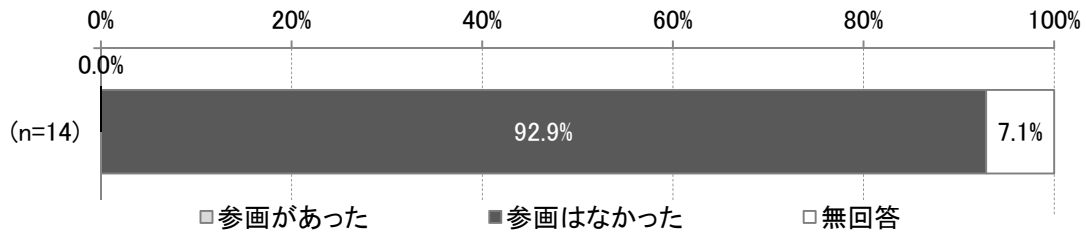
図表 II - 36 調査倫理に関する検討内容（自由記述式、調査を行った自治体）

- 個人が特定されない形での公表を質問紙送付状および調査票表紙に明記等。
- 具体的に 回答者が特定できないよう施設名・氏名は無記名とした。
- 個人情報の保護、人権に配慮し、相手方に丁寧に協力依頼した。

12) 施設退所者等の参画の有無

施設退所者等の参画の有無をみると、回答のあったすべての自治体で「参画はなかった」。

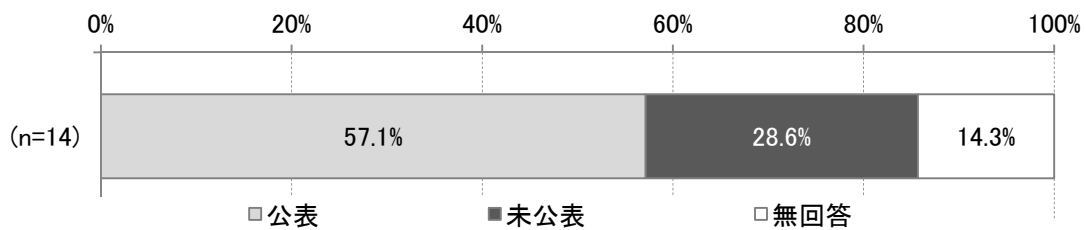
図表 II - 37 施設退所者等の参画の有無（調査を行った自治体）



13) 調査結果の公表状況

調査結果の公表状況をみると、「公表」が57.1%（8自治体）、「未公表」が28.6%（4自治体）であった。

図表 II - 38 調査結果の公表状況（調査を行った自治体）



14) 調査結果の活用方法

調査結果の活用方法について、自由記述式で記載していただいた内容のうち、主なものをまとめた。

図表 II - 39 調査結果の活用方法（自由記述式、調査を行った自治体）

- 離職率等のデータから、今後行うべき自立支援事業と現在行っているアフターケア事業の見直しの検討に活用している。
- 児童養護施設の施設長が集まる会議で結果を紹介し、アフターケアの実施の徹底をお願いした。調査結果をもとに予算要求をした。
- 平成 30 年度から実施している社会的養護自立支援事業の制度設計、予算要求に活用し、現在も制度の実施方法の参考にしてている。自立支援コーディネーター等向けに研修会を実施しているが、その研修の素材にしてている。
- 退所児童等のアフターケア体制の検討委員会において、調査結果を共有し、今後の議論における資料とした。厚生労働省における意見交換会において、調査結果等を説明した。
- 児童養護施設の施設長が集まる会議で結果を紹介し、現状を報告、今後の処遇への参考にしてもらった。また、県の施策の参考とし、新規事業を実施することとした。
- 施設退所者支援に必要な課題を把握し、特に居場所の運営事業の実施につなげた。
- 把握率を高め、退所者の現況を正しく把握できている割合を算出し、対応の目安にしてている。
- これから社会へ出る退所予定児童への研修に活用。
- 自治体の単独事業の実施効果がみられたことを受け、事業の充実を図った。
- 平成 28 年度は、県から委託しているアフターケア事業所の支援体制の参考にした。平成 29 年度は、すべての子どもが夢を育むことができる社会づくりに向け、子どもたちの未来を応援する施策の在り方を検討するための資料とした。
- 卒業により施設や里親家庭を退所する当事者に、退所者ハンドブックを配布していたが、調査で退所者がこのハンドブックを活用できていない状況があり、施設のリービングケアにおいて、施設職員がともに読んで活用を促す取組を実施した。
- 施設は退所者の状況を定期的に見守り、介入的支援を必要とする退所者については、必要な専門機関につなぐコーディネーターの役割を担う。具体的には、「退所者が困ったらともかく施設に連絡する」という相談支援体制を整え、ワンストップ機能を果たすことを施設の主任級の集まる会議で共有した。
- 自立支援にかかる施策の予算要求、事業の実施及び充実。児童養護施設等の施設長が集まる会議で結果を紹介し、アフターケアの実施の徹底をお願いした。支援に活かすことを目的として、各施設に調査報告書を配布した。また、自立支援に関わる職員向け研修において、調査結果を報告した。

15) 調査実施にあたっての課題

調査実施にあたっての課題について、自由記述式で記載していただいた内容のうち、主なものをまとめた。

図表 II - 40 調査実施にあたっての課題（自由記述式、調査を行った自治体）

（回収率について）

- 連絡が取れず調査票が送れなかった者もあり、全ての支援を必要としている者の声を拾うことができなかった。
- 平成 28 年度の調査においては、施設職員の協力を得て配布を依頼したが、回収率は 43.9% であった。回収率の向上を図るための手法の検討は必要と思慮する。
- 最もニーズを把握する必要がある退所者は、退所後に所在不明となり施設とも連絡がとれない者である。そのような退所者のニーズを把握する手段がなく、課題となった。
- 自記式アンケートの回答率が 50%に満たず、必ずしも退所者の当事者の置かれているすべての状況が把握できているわけではない。
- 退所児童の住所の把握。施設職員の退職により、退所児童との関係が断たれている。
- 自治体、施設等が連絡先を把握していない者へは調査票の発送もできない。

（調査票の作成について）

- 堅苦しくない、明瞭で分かりやすい表現で作成することが難しかった。漢字が読めなかったり、意味が理解できなかつたりする者もいた。
- 把握したい項目のボリュームと回答者の負担とのバランスが難しい。

（調査方法について）

- インタビュー調査を実施することで、量的評価と質的評価の両方を網羅することができ、有効的であるとの意見もあったが、具体的なビジョンの構築ができず実現には至らなかった。

iii. 参考にしている施設退所者等に関する調査

参考にしている施設退所者等に関する調査について、自由記述式で記載していただいた内容のうち、主なものをまとめた。

図表 II - 41 参考にしている施設退所者等に関する調査（当該自治体以外が行ったもの）
（自由記述式）

実施者	社会福祉法人 全国社会福祉協議会
調査名	社会的養護施設等の退所児童に関する支援の実態把握等調査研究等事業
調査内容	社会的養護施設等が行う退所児童支援の取組状況や具体的内容
公表 URL	https://www.shakyo.or.jp/research/20170428_taisyojidou.pdf

実施者	NPO法人 ブリッジフォースマイル
調査名	全国児童養護施設調査 2016 社会的自立に向けた支援に関する調査
調査内容	全国の児童養護施設などを退所した人の進学や就労の状況、施設の自立支援の現状など
公表 URL	https://www.b4s.jp/_wp/wp-content/uploads/2012/05/04e38059ed03c477f8626b7d63f301fd.pdf

実施者	社会福祉法人 子供の家
調査名	平成 27 年度 厚生労働省 子ども・子育て推進調査研究事業「アフターケア事業団体における支援の現状と効果的支援のあり方」報告書
調査内容	アフターケア事業者による支援上の課題抽出
公表 URL	http://www.acyuzuriha.com/wp-content/uploads/2016/10/H27mhw_report.pdf

実施者	京都市
調査名	児童養護施設等退所者の生活状況及び支援に関する調査報告書
調査内容	施設等退所者に対するアンケート調査、施設等退所者に対するインタビュー調査（施設等職員と関係性のある者に対しインタビュー調査）、施設等職員に対するインタビュー調査
公表 URL	http://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/cmsfiles/contents/0000227/227765/tyousahoukokusyo.pdf

実施者	神奈川県児童福祉施設職員研究会
調査名	神奈川県児童養護施設等退所者追跡調査
調査内容	退所者の生活環境及び職業についての調査
公表 URL	http://www.knsyk.jp/s/shiryou/pdf/24taisyojidou_p.pdf （概要）

実施者	静岡県児童養護施設協議会
調査名	静岡県における児童養護施設退所者への実態調査報告書
調査内容	児童養護施設を退所した人の現在の生活の様子をはじめ、施設入所中の様々な思いや施設退所前後の状況を把握することで、子どもたちの自立に向けた支援の課題を明らかにする。
公表 URL	http://www.geocities.jp/fujinijinokai/item/2012jissekihoukoku.pdf

実施者	青森県児童養護施設協会
調査名	児童養護施設退所児童支援のための実態調査
調査内容	現在の生活について、専門学校・短期大学・大学等への進学について、仕事について、施設での生活および退所した施設との関わりについて、生活に関することについて

実施者	埼玉県児童福祉施設協議会
調査名	基本調査集計表：アフターケアの実施状況
調査内容	アフターケアの方法及び回数

実施者	山梨学院短期大学地域連携研究センター・山梨県児童養護施設部会(協働調査)
調査名	山梨県児童養護施設退所者調査
調査内容	施設退所者の現状や施設生活における職員のあり方について、施設退所者にアンケート調査及びインタビュー調査を実施

実施者	一般財団法人 長野県児童福祉施設連盟
調査名	退所児童支援（アフターケア）についてのアンケート
調査内容	県内施設におけるアフターケアの取組状況、課題等

実施者	アフターケアセンター
調査名	「児童養護施設における自立支援の現状とアフターケアの状況について」
調査内容	各児童養護施設の自立に向けた取り組みや現状について、県内の全児童養護施設対象に施設担当職員（職業指導員・家庭支援専門相談員・心理士）からの聞き取りを実施

実施者	厚生労働省
調査名	社会的養護の現況に関する調査、入所児童の状況についての調査
調査内容	—

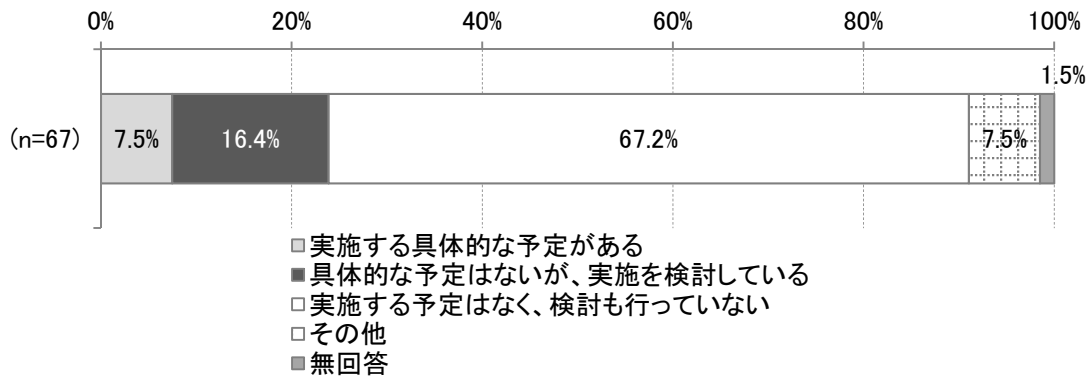
(注)「実施者」「調査名」「調査内容」は、アンケートの記入内容をもとに記載した。「公表 URL」は三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社で調べて記載した（平成 31 年 2 月 1 日時点）。

iv. 今後の施設退所者等調査の実施予定

1) 今後の施設退所者等調査の実施予定

今後の施設退所者等調査の実施予定についてみると、「実施する予定はなく、検討も行っていない」が67.2%（45自治体）で最も多く、次いで「具体的な予定はないが、実施を検討している」が16.4%（11自治体）であった。「実施する具体的な予定がある」は7.5%（5自治体）であった。

図表 II - 42 今後の施設退所者等調査の実施予定



(注)・調査票では、「自治体で、今後、施設退所者等について、生活の状況、困っていること、支援ニーズ等を把握するための調査を実施する予定があるか」を尋ねた。

・「実施する具体的な予定がある」と回答した5自治体について、実施予定時期を尋ねたところ、「平成30年度」（2件）、「平成31年度」（3件）であった。

・「その他」として、「昨年度実施したため、今のところ未定」、「社会的養育推進計画（児童の自立支援）において検討」、「アフターケアセンターや児童養護施設等との情報共有、意見交換を通して把握する」等が挙げられた。

2) 検討中の内容

調査の実施を検討している自治体に、検討中の内容を自由記述式で記載していただいた内容のうち、主なものをまとめた。

図表 II - 43 検討中の内容（自由記述式、調査の実施を検討している自治体）

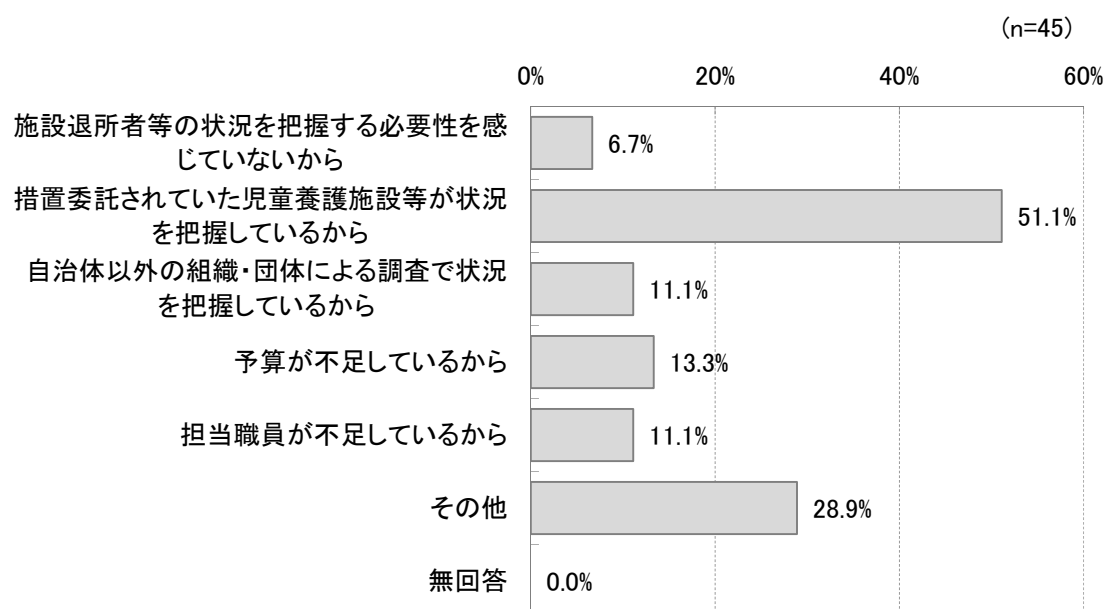
- 支援ニーズの把握のため調査実施の必要性は感じているが、調査対象者の把握を行うことが難しいと感じている。紙ベースでの一律のアンケート調査はなじまないと感じている。実施するとすれば、施設等にも協力いただき、個別面談を行うようなスタイルでの実施が望ましいが、時間と労力がかかることが課題。
- 県社会的養育推進計画の策定にあたり、実施検討中である。
- 施設等退所後の自立支援事業をNPO法人に業務委託して実施しているが、より効果的な支援が行えるよう、実態調査を検討している。
- 自治体、施設等が連絡先を把握していない者への対応。
- 調査対象者とする施設退所者等の選定基準の設定。
- 調査に必要な一定数の施設対象者にコンタクトが取れるか不明。
- 調査方法（個別聞き取りやアンケート記入等）の検討や調査項目の設定。
- 対象者を何歳までとするか。
- 所在地が把握できない者をどうするか。

- 調査結果の活用（どこまで応えられるか）。
- 退所後に施設や里親が連絡を取れない者もいるため、調査対象者が連絡を取れる者に限定されてしまうことが課題として考えられる。
- 実施の方針だが具体的な内容は未検討。調査対象や連絡先の把握をどのようにするのが当面の課題と考えている。

3) 調査の実施を検討していない理由

実施する予定はなく、検討も行っていない自治体に、調査の実施を検討していない理由を尋ねたところ、「措置委託をされていた児童養護施設等が状況を把握しているから」が 51.1%（23 自治体）で最も多かった。

図表 II - 44 調査の実施を検討していない理由
（複数回答、調査を実施する予定はなく検討も行っていない自治体）



(注) 「その他」として、「県の施設等退所者は毎年 10 数人程度しかいないため、年毎にニーズ等の偏りが生じてしまい正しい分析ができない可能性がある」、「社会的養護自立支援事業の中で退所児童と直接かかわるため」、「平成 29 年度に実施したため、当面の予定はない」、「調査に時間を要するため」、「他自治体で実施のノウハウを得てから」、「アフターケア事業を通じて実態把握を図っているから」等が挙げられた。

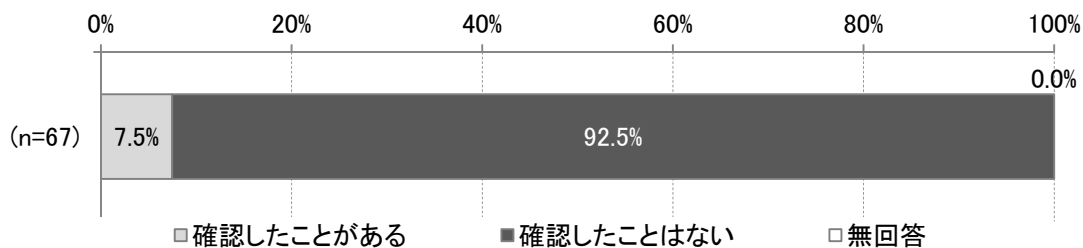
③ 里親・ファミリーホームに措置委託されていた児童の連絡先の把握方法

i. 自治体における連絡先の確認状況

里親・ファミリーホームが、委託解除後の児童の連絡先を把握しているか、自治体で確認したことはあるか尋ねたところ、「確認したことがある」自治体は7.5%（5自治体）であった。

確認したことのある自治体に、連絡先の把握率を尋ねたところ、5.5割から10割まで幅広い割合の回答があった。

図表 II - 45 里親・ファミリーホームが、委託解除後の児童の連絡先を把握しているか、自治体で確認したことはあるか



図表 II - 46 確認の時期・連絡先の把握率（里親・ファミリーホームが、委託解除後の児童の連絡先を把握しているか、確認したことのある自治体）

	確認時期	連絡先の把握率
自治体 A	平成 28 年度	約 7.5 割
自治体 B	平成 29 年度	約 5.5 割
自治体 C	平成 30 年度	約 10 割
自治体 D	随時	ほぼ全件
自治体 E	一斉にはないが、自立時に確認することが多い	—

ii. 自治体単位で、里親・ファミリーホームに措置委託されていた児童の連絡先を把握する方法

自治体単位で、里親・ファミリーホームに措置委託されていた児童の連絡先を把握する方法について、自由記述式で記載していただいた内容のうち、主なものをまとめた。

図表 II-47 自治体単位で、里親・ファミリーホームに措置委託されていた児童の連絡先を把握する方法（自由記述式）

（里親・ファミリーホームへの確認）

- 委託解除後の支援に関する基準（いつまでに、何をやる等）を示した上で、里親やファミリーホーム職員が電話や手紙（誕生日カードや年賀状の送付等）で連絡を取る。
- 里親・ファミリーホームを通して、定期的に委託解除後の現況を確認してもらい、報告書のような類の文書を自治体に提供してもらう。
- 児童相談所より各里親あてに、措置解除された児童と定期的に連絡を取り状況確認をしてほしい旨を依頼し、各里親より情報を提供してもらう。
- 市内全里親・ファミリーホームに照会をかける。
- 委託解除後の状況を把握するには、適宜、里親に連絡して確認をお願いすることになるが、里親の負担が増えることになると考えている。 /等

（日常の支援における把握）

- 普段からの面接や里親会のサロン等で、日常的な話ができる関係を構築した上での状況把握が、最も着実な方法である。実態調査ではなく、日常の支援の中で把握できることである。
- 里親会やファミリーホーム協議会などの関係団体と連携し、委託解除後も定期的な連絡や、可能なら里親サロン等に招待する等の取組を推奨していくことが考えられる。
- 委託解除前に解除後のことも考慮した支援計画を立てることで、委託解除後の児童の支援体制が整い、児童の状況把握を円滑に行えらると思える。
- 委託解除後も、委託先と退所者が定期的な交流をもてるような体制を構築（里親による元里子への生活相談等の援助に対して、自治体が補助するなど）した上で、委託先から退所者へアンケートを配付するのが望ましいと考える。 /等

（当事者への配慮）

- 個別に当事者の同意を得る形で把握することが望ましいと感じている。
- 任意で提供のあった連絡先に連絡することは可能だが、それ以外の方法は困難かと思われる。また児童が連絡されることを望んでいないケースも想定される。
- 連絡先の把握状況だけであれば、里親・ファミリーホームに確認するのがよい。里親から本人への連絡は、不調ケースなどケースワーク上避けるべき場合もあり、里親を通して状況を聞けるか否かは児相で判断した上で依頼する。 /等

（その他）

- 里親・ファミリーホームとの関係性が続いているれば把握できるが、そうでなければ把握は困難である。

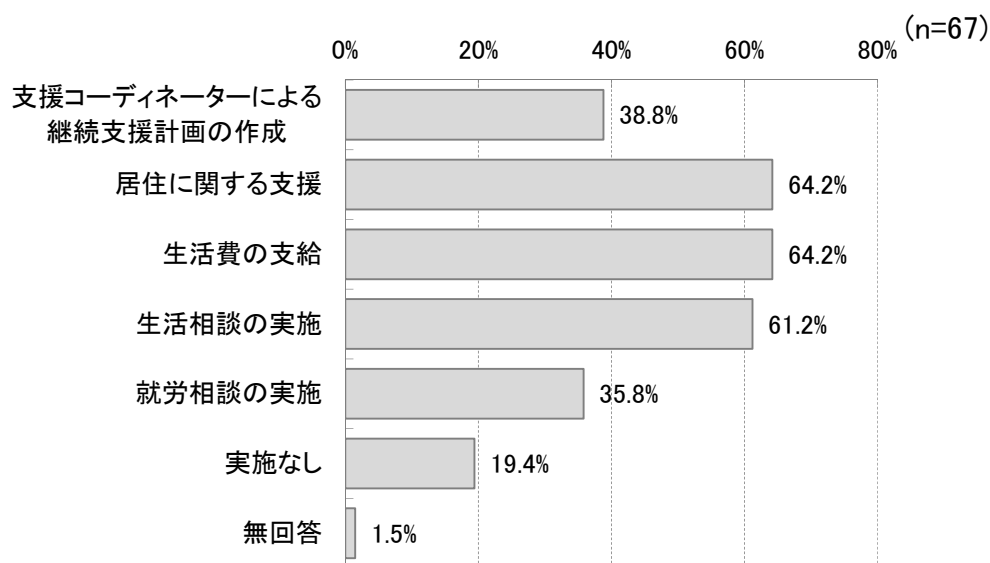
- 自治体単位で、個別に退所児童の状況を把握することは、プライバシー保護の観点や法的根拠がない現状では難しいと思われるので、児童福祉法に里親・ファミリーホームの目的としてアフターケア（措置解除後の状況の把握等）を明記（追加）し、里親・ファミリーホームがアフターケアの一環として状況を把握できる仕組み作りを行う。
- 家庭引き取りの児童は児童相談所が一定期間継続指導を行うので、その間については状況把握ができる。自立に伴って委託解除された場合は、里親と里子の関係が継続していれば把握することは可能だと思うが、全ての児童について把握はできないと思われる。
- フォスタリング機関を選定して、フォスタリング機関による調査・把握することが良いと考えている。 /等

④ 自立支援に関する自治体の取組

i. 実施している社会的養護自立支援事業

実施している社会的養護自立支援事業についてみると、「居住に関する支援」と「生活費の支給」が64.2%（43自治体）、「生活相談の実施」が61.2%（41自治体）であった。

図表 II - 48 実施している社会的養護自立支援事業（複数回答）



（注）国の補助を受けて行っている事業を尋ねた。

ii. 自治体独自で実施している自立支援のための取組

自治体独自で実施している自立支援のための取組について、自由記述式で記載していただいた内容のうち、主なものをまとめた。

図表 II - 49 自治体独自で実施している自立支援のための取組（自由記述式）

（補助金等の経済的支援）

- 児童養護施設及び里親・ファミリーホームに委託されている児童において、年末年始祝金、就職祝金、大学等進学等祝金、大学等入学金助成金、一人暮らし助成金、自動車運転免許取得助成金等にて自立の促進を行っている。
- 退所後進学し、ひとり暮らしをしている大学3、4年生に年間学費の半額（上限36万円／年）を支給。
- 退所後進学し、ひとり暮らしをしている18歳以上の者に月2万円の修学費を支給。
- 国補助事業の「身元保証人確保対策事業」を利用している施設退所者等を対象に、退所後のアフターケアを目的とした訪問に必要な旅費を補助する。
- 保証限度額内の損害賠償請求であっても保証人が立替払いを行う必要があるため、身元保証人を確保し、児童の自立促進を図るため、立替払いに必要な額を貸し付ける。
- 自立援助ホームに入所している児童が資格取得のために講習等を受けた場合、その費用に対して補助金を給付。
- 児童養護施設の実家的機能による自立支援事業（就職等で退所した児童等が自立困難になった際、在籍していた施設が生活拠点を提供しながら、再就労など自立に向けた支援を実施するもの）。／等

（居所の支援と生活の見守り）

- 施設退所児童自立サポート事業（施設を退所した児童のための住宅借り上げ、指導員による生活指導、相談支援を実施した法人あての補助事業）を平成20年より実施している。
- 就労する施設退所者等に対し、委託先の職員が巡回見守りを行う住居（市営住宅）を低価格で提供する。

（自立前の情報提供）

- 退所者向けハンドブックの配布。
- 施設の近くに住居を借り、自立生活を体験させる「自立促進等事業」。
- 退所前学び講座を実施しており、先輩の失敗談や頑張っている話を聞くことが大変効果があった。
- 児童養護施設等入所中又は里親等委託中の中高生を対象とした自立支援研修の実施。

（施設等への職員配置）

- 平成29年度において、児童養護施設退所者等に対する自立支援策にかかるモデル事業を実施した。所管内の児童養護施設（1か所）に自立支援コーディネーターを配置し、退所者の状況把握や相談支援、機関連携や支援ネットワークの構築等を行った。

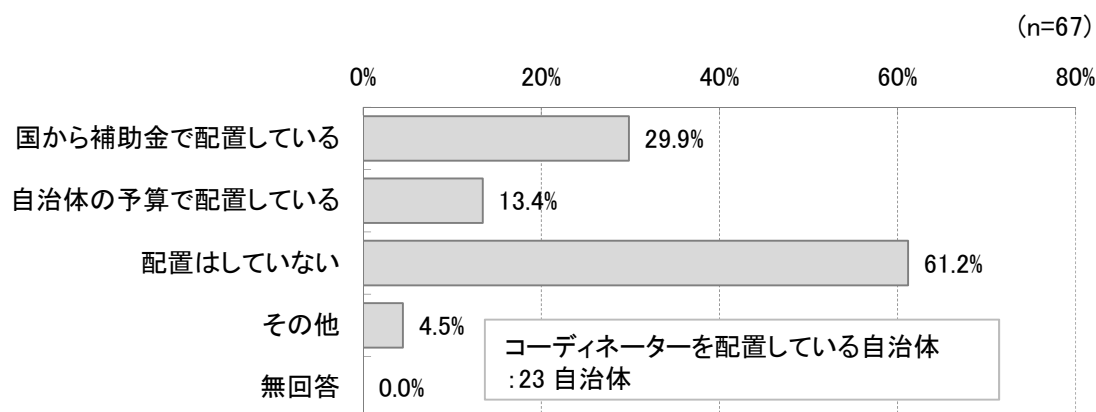
- 各児童養護施設に、「自立支援コーディネーター」を1名配置、支援対象者の多い施設に対しては2名配置する。児童養護施設に入所している児童の自立に向けた施設入所中の支援や、施設退所後のアフターケアを手厚く行える体制を整備し、社会的養護のもとで育つ子供の自立を図る。
- 自立援助ホームに、処遇困難児(者)の専門的就労支援員として、「ジョブトレーナー」を配置し、①困難を抱える処遇困難児(者)に合った就労支援、②企業を訪問し処遇困難児(者)の困難性に係る職場内啓発、③処遇困難児(者)の指導方法等に関する助言、④就労先ごとの作業プログラムの作成、⑤就労生活リズムの構築(②～⑤を「就労定着支援」という。)等を実施し、ホームにおける就労支援体制を強化する。
- 市単独で児童養護施設に自立支援を担当する職員を配置。 /等

iii. 自立支援を行うコーディネーターの取組状況

1) コーディネーターの配置状況

自立支援を行うコーディネーターの配置状況についてみると、「国からの補助金で配置している」自治体が 29.9% (20 自治体)、「自治体の予算で配置している」自治体が 13.4% (9 自治体) であり、配置している自治体は 23 自治体であった。

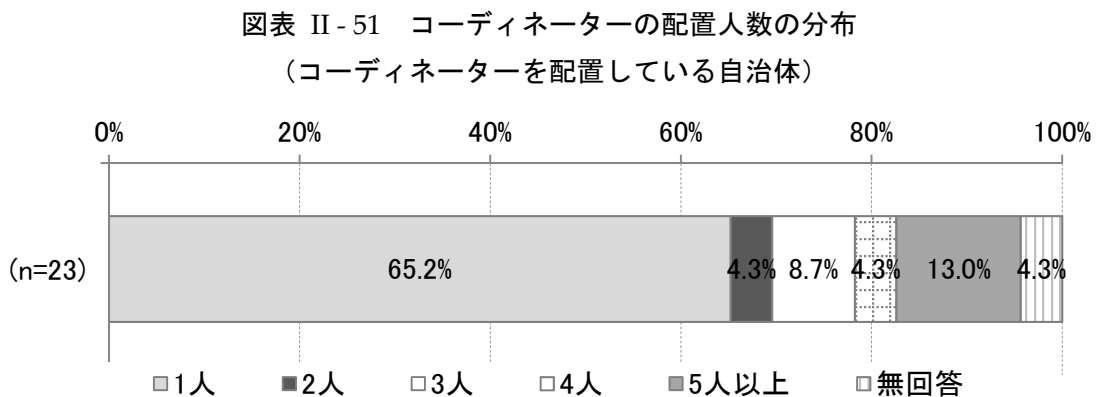
図表 II - 50 コーディネーターの配置状況 (複数回答)



(注)・調査票では、「自治体として、自立支援のための計画策定や自立支援を行うコーディネーターを配置しているか」を尋ねた。
 ・「その他」として、「児童相談所の担当ケースワーカーを自立支援コーディネーターとして位置付けている」等が挙げられた。

2) コーディネーターの配置人数

コーディネーターを配置している自治体に、配置人数を尋ねたところ、「1人」が65.2%（15自治体）で最も多く、次いで「5人以上」（13.0%、3自治体）であった。



3) コーディネーターの配置先・業務内容

コーディネーターの配置先・業務内容について、自由記述式で記載していただいた内容のうち、主なものをまとめた。

図表 II - 52 コーディネーターの配置先・業務内容
(自由記述式、コーディネーターを配置している自治体)

(配置人数が1人の自治体)

配置先	業務内容
児童相談所	<p>【対象者】</p> <p>①及び②に該当する者</p> <p>① 18歳から22歳に達する日の属する年度末までの間にある者</p> <p>② 施設措置、里親委託を18歳到達により解除された者（措置延長の場合は20歳到達後）</p> <p>【業務内容】</p> <p>*コーディネーターは生活相談支援担当職員を兼務</p> <p>○対象者に対する支援 進行管理、訪問、面接、計画会議の実施。対象者に対して、月1回の面接や電話で現状把握。</p> <p>○児相と施設との各種会議へ出席（入所中の高校生の状況把握）</p> <p>○各施設の毎月の職員会議へ出席</p> <p>○各施設のアフターケア担当職員への支援</p>
事業委託により設置した支援拠点	<p>【対象者】</p> <p>施設等退所予定者（主には高校3年生）</p> <p>【業務内容】</p> <p>○対象者のアセスメントの実施</p>

	<p>○本人及び関係者の意見を踏まえた継続支援計画の策定</p> <p>※平成 30 年度新規事業であるため、次年度以降は、継続支援計画の策定に加え、継続支援計画に沿った支援や計画見直し等を実施する</p>
委託事業者	<p>【対象者】</p> <p>施設入所（里親委託）中に継続支援計画を策定した児童</p> <p>【業務内容】</p> <p>継続支援計画の作成、計画に基づく支援に係る支援担当者会議の運営</p>
委託先の社会福祉法人	<p>20 歳を迎え、入所等の継続が必要なケースについて、施設等の相談を受け、対象者や児相担当など支援に携わってきた関係者の意見を踏まえ、継続支援計画を作成し、必要な支援を行う。</p>
県児童養護連絡協議会	<p>継続支援担当者会議（参加対象者：自立支援コーディネーターを中核として、施設長、対象児童、こども家庭センター担当 CW 等、施設職員（家庭支援専門相談員等））において、</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 対象者の心身の状況や生活状況の把握 (2) 保護者の状況など家庭環境、就労先の環境等を情報収集 (3) 社会的自立に向けたアセスメントの実施 (4) 課題解決のための支援目標の設定 (5) 目標達成のための具体的な支援内容・方法の決定 (6) 対象児童との面接頻度、生活相談、就労相談等の実施方法の決定 <p>を行い、退所後の生活等を考慮した継続支援計画を作成する。計画作成後も、適宜継続支援担当者会議を開催し、対象者の生活状況の変化など必要に応じて計画の見直しを行う。</p>

(配置人数が複数人の自治体)

配置先	業務内容
<p>所管の児童養護施設、児童心理治療施設</p>	<p>【対象者】</p> <p>次に掲げる要件のいずれにも該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市の決定により措置委託されている者 ○措置委託を解除された者 ○義務教育終了から 22 歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者 <p>【支援内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○対象者に対して事業内容等を説明（同意書の徴収を含む。） ○関係者会議を開催・運営 ○継続支援計画の作成 ○支援の実施（関係機関との連携及び定期的な電話連絡又は家庭訪問等による対象者の状況の把握を含む。） ○支援の見直し（継続支援計画の見直し等） ○支援の終結 ○その他、対象者の社会的自立を図るために必要な業務

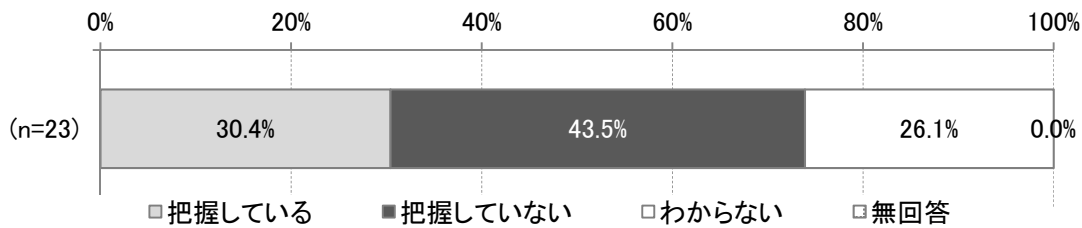
<p>児童相談所</p>	<p>【対象者】 18歳（措置延長の場合は20歳）到達後から22歳に達する年度末までにある者で、以下のいずれかに該当する者。（疾病等やむを得ない事情による休学等で22歳に達する年度末を超えて在学していると認められる場合は卒業まで） ○児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設を退所、またはファミリーホーム、里親への委託を解除された者。 ○自立援助ホームを退居した者</p> <p>【業務内容】 ○こども相談センターの担当ケースワーカー、里親、施設職員などの対象者の支援に携わってきた者で構成される継続支援会議を措置解除前に開催し、継続支援計画を策定。 ○継続支援計画の策定にあたっては、対象者の必要な情報を収集しアセスメントを行い、社会的自立に向けた具体的な支援内容・方法を定める。 ○継続支援計画策定後も必要に応じて会議を開催し、計画の見直しを行う。</p>
<p>各児童養護施設、各自立援助ホーム</p>	<p>【各児童養護施設に配置する自立支援コーディネーター】 ① 自立支援計画作成への助言及び進行管理 ② 児童の学習・進学支援、就労支援等に関する社会資源との連携、他施設や関係機関との連携 ③ 高校中退者など個別対応が必要な児童に対する生活支援、再進学又は就労支援 ④ 施設退所者に関する継続的な状況把握及び援助（アフターケア）</p> <p>【自立援助ホームに配置するジョブトレーナー】 ① 困難を抱える処遇困難児（者）に合った就労支援 ② 企業を訪問し処遇困難児（者）の困難性に係る職場内啓発 ③ 処遇困難児（者）の指導方法等に関する助言 ④ 就労先ごとの作業プログラムの作成 ⑤ 就労生活リズムの構築</p>
<p>児童家庭支援センター</p>	<p>里親等への委託や児童養護施設等への施設入所措置を受けていた者で18歳（措置延長の場合は20歳）到達により措置解除を迎える者について支援コーディネーターが関係機関と連携して継続支援計画を策定する。また、有料職業紹介事業の許可を得ている事業者と委託契約を締結し、就労に向けた支援を行うとともに、自立に向けて必要となる生活相談等を実施している。</p>
<p>委託先の社会福祉法人</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自立生活技術習得のための講習会の実施 ・職場訪問事業 ・職業紹介等

4) 施設退所者等の連絡先の把握状況

コーディネーターを配置している自治体に、コーディネーターは、支援対象者以外の施設退所者等について、連絡先を把握しているかを尋ねたところ、「把握している」自治体が30.4%（7自治体）、「把握していない」自治体が43.5%（10自治体）、「わからない」自治体が26.1%（6自治体）であった。

支援対象者以外でコーディネーターが連絡先を把握している人としては、すべての退所児童から、別事業の支援対象者などのごく一部の人まで回答は様々であった。

図表 II - 53 コーディネーターは、支援対象者以外の施設退所者等について、連絡先を把握しているか（コーディネーターを配置している自治体）

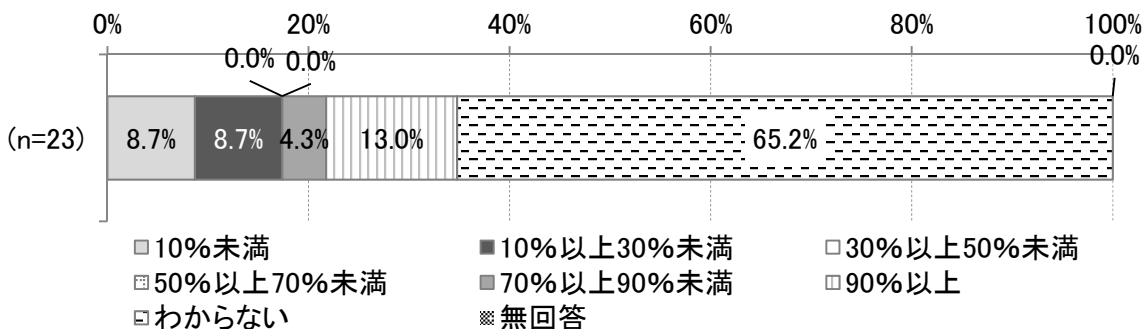


図表 II - 54 支援対象者以外でコーディネーターが連絡先を把握している人（コーディネーターが支援対象者以外の施設退所者等の連絡先を把握している自治体）

- 当該事業委託前（2016年）から県内の入退所者の支援を行ってきたため、2016年以降に退所したもののうち、一部は把握していると考えられる。
- すべての退所児童の連絡先を把握している。
- 居場所の提供時に利用者登録をしている人。
- 同法人が管理する自立援助ホーム入所児童。
- 別事業の支援対象者の連絡先を把握。
- 政令市等が措置・委託し、退所となった児童。

自立によって措置解除となった人のうち、コーディネーターが連絡先を把握している割合についてみると、「わからない」が65.2%（15自治体）で最も多かった。一方、「90%以上」と回答した自治体が13.0%（3自治体）あった。

図表 II - 55 自立によって措置解除となった人のうち、コーディネーターが連絡先を把握している割合（コーディネーターを配置している自治体）



⑤ 施設退所者等の実態把握のあり方

i. 施設退所者等の実態把握に資する自治体の取組

施設退所者等の実態把握に資する自治体の取組について、自由記述式で記載していただいた内容のうち、主なものをまとめた。

図表 II - 56 施設退所者等の実態把握に資する自治体の取組（自由記述式）

（事業との連動）

- 就職支度費等の申請や身元保証人確保対策事業の利用申請を行う際に、児童自身から、卒業や就労等の節目の時期を迎えるにあたっての不安や心配事等の聴き取りを行う。
- 社会的養護自立支援事業や自立援助ホーム入所者就学援助事業の利用者については、委託の決定や解除の連絡の際に、児童自身や、里親・各施設から生活状況や課題等の聴き取りを行う。
- 大学や専門学校等へ進学している者については、本市が行っている修学費支給制度（単費）等の申請を通じて、一定の情報を共有できる仕組みがある。
- 児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業との一体的な運用を行うことにより、経済的な面と生活の面での両面からの支援が可能になる。
- 31年度から県単独事業として、施設職員がアフターケアに取り組む際の経費に対して、補助金を交付することを予定している。その中で、施設退所者等の措置解除後の状況報告を求めることを検討している。
- 入所中から就労体験等の機会を提供するとともに、退所者には離職時の職業紹介、職場訪問による定着支援等、個別の実情に応じた支援を行う就労支援事業では、事業のイベントなどに退所者グループに参加してもらう取組を今年度から開始した。

（具体例）インケアとして、施設退所者と入所児童との交流ができるイベントを開催。アフターケアとして、施設退所者同士のグループを作り、緩やかに繋がり、何かあれば対応できる仕組みに取り組んでいる（今年度始めた取り組みであるので、効果は未知数）。

- 平成25年度より、児童虐待やDV被害者を支援するチームを設置し、施設（里親）解除後の退所者自立支援を実施している。各年度に、児童相談所および施設に対し、退所予定児童のうち、1人住まいの上で進学・就労する者をリストアップしてもらい、ニーズのある者については、主には新年度より支援を開始するための顔合わせの機会を前年度中に確保するようにしている。

（施設への専任職員の配置）

- 児童養護施設に自立支援担当職員を独自に配置している自治体もあると聞く。行政職員は異動等で個人的なつながりが途切れやすいので、児童の出身施設にアフターケアを専門に行う職員が配置できれば、退所後もつながりを保つことができるのではないかと考える。措置費の加算対象としての検討を望む。
- 最低限の状況は、自立支援コーディネーター事業の実績報告を経て共有することが可能。報告内容として、住所、居住形態、連絡先（電話・SNS）、他の児童とのつながり（友人）、また、継続支援計画の例において、児童の状況、保護者の状況、各関係機関の意見、当面の

課題、中・長期的課題、自立支援目標、施設内支援の内容、家庭環境調整等を項目として挙げている。

(関係者との協議)

- 施設（児童養護施設、児童自立支援施設、自立援助ホーム）、アフターケア事業者、及び所管課の担当者による連絡会を毎月開催し、施設退所者支援に関する情報交換、方策の検討等を行っている。
- 年1回の児童相談所と施設との会議の中で、措置解除児童についての報告・検討。退所児童の現状報告及び就労・進学が継続できていない場合には、児の養育を振り返り、入所中に児に必要なと思われる支援について共有し、現在の入所児童の支援にも役立てている。

(養育者における聞き取り)

- 退所後の施設職員からの定期連絡（メール、電話等）の中で、現状で必要な支援について聞き取ってもらっている。
- 定期的に施設から退所児童の現状把握の確認、およびその内容を自治体に報告してもらうことが考えられる
- 自立支援を担当する職員の打ち合わせ会議等において、退所児童の近況や支援の状況を報告してもらっている。
- 現状、施設退所者と自治体が直接連絡を取るよりも、施設や里親が退所者と交流する機会を持てるよう支援すべきと考えている。当県の施設の一部ではOB会を開催し、入所中の養育方法に対する評価の聞き取りや、退所後の状況の把握を行っている。自治体としてこのような取り組みを支援し、退所者の状況やニーズを把握する事は可能かと思われる。

(その他)

- 施設指導監査の重点項目に位置付け、退所者等の状況、施設等による支援状況や支援に係る課題等を聴取していく。
- 退所者等同士の間での交流を活発にすることで、社会的養護で育ってきた子どもたちだからこそ分かる経験や思いを共有し、自立への意欲を高めることができる。さらに、その下の世代のモデルとしての役割を果たしてもらうことにより、社会的養護から巣立っていくサイクルができるようになる。

(注) 調査票では、「自治体が行っている自立支援のための取組の中で、施設退所者等の措置解除後の状況・課題・支援ニーズ等を把握する取組及び取組のアイデア」を尋ねた。

ii. 自治体として情報を把握すべき施設退所者等の年齢等

自治体として情報を把握すべき施設退所者等の年齢等について、自由記述式で記載していただいた内容のうち、主なものをまとめた。

図表 II - 57 自治体として情報を把握すべき施設退所者等の年齢等（自由記述式）

（措置解除後 3 年）

- 厚労省の離職率調査同様、3 年。
- 退所後、3 年程度はアフターケアで施設と交流があるため、措置解除後 3 年（大学に進学した者に関しては 5 年）を目途にしてもよいのではないかと。
- 就労又は自立の 1～3 年間での定着の有無が最も大切なのではないかと。最低 3 年間は必要。

（措置解除後 5 年）

- 定期的な生活情報に関する案内の発送については、基本的には、退所後 5 年間をめどとしている（ただし、希望者は、5 年以降も発送）。
- 自立支援貸付制度で、就労後 5 年を目途に状況把握する必要があるため、少なくとも 22 歳で退所した 5 年後の年齢（27 歳）までは、関わる必要性がある。
- 現時点では、本市の社会的養護自立支援事業において、措置解除後 5 年を支援対象としている。

（措置解除後 10 年）

- 退所直後の生活状況確認のため半年、生活の安定状況を確認のため 1 年、当初の就労が継続しているか確認するため 3 年、最終的な状況把握の確認で 10 年を目途と考えている。
- 15 歳以上の者について、措置解除時点から 10 年間、年 1 回程度の生活状況の確認を行う。

（20 代前半）

- 22 歳（大学進学をした児童が卒業をする年齢）まで。
- 20 代前半までは情報を把握しておくことが望ましいと考える。
- 社会的養護自立支援事業の支援対象となっている 22 歳を目途とすべきと考える。
- 目途としている明確な基準はないが、アフターケア事業の対象年齢は、概ね 15 歳～23 歳を範囲としている。

（年齢や措置解除後の年数では決められない）

- 個々の状況により異なる。
- 各児童の実情を優先に考え、年齢で区切ることはしない。本人において必要と考えられる期間を把握すべき。
- 措置解除後の施設退所者等の抱える悩みや困難は、ケースによって異なると考えられ、年齢や解除後の年数で一概に区切ることは難しいと思われるが、子ども・若者育成支援推進法の対象などと整合をとることなどが考えられる。

- 以前、各施設に同様の質問を投げかけたことがあるが、いずれの施設からも「それぞれの児童によって退所後の状況を確認する頻度や年数は違う」との回答であったため、当県としても一定の年数を定められるものではないと考えている。

(その他)

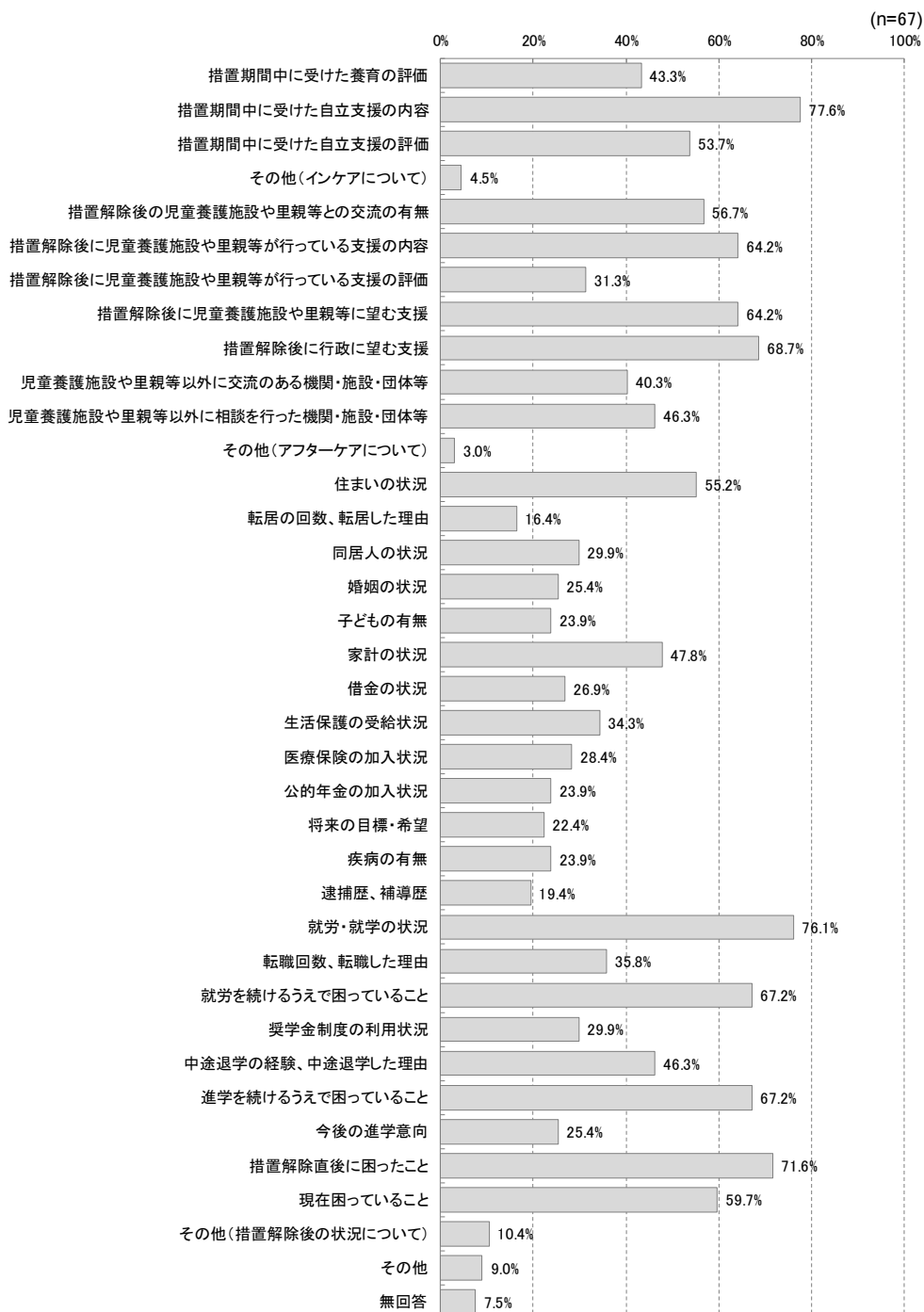
- 20歳まで。ただし、18歳を超えると、児童福祉法の範疇ではなくなるため、把握はできても、措置解除後の対応は難しい面も多いと思われる。
- 25歳到達年齢（児童相談所における児童記録票の保存期間）まで。
- 30歳になるまでの15年間（中卒者がいるため）。
- 退所後3年…仕事にも慣れ、職場の状況が見えてくる中、転職等の変化がある。退所後7年…結婚・仕事・住所等の変化がある。所在不明等、出身施設で状況がわからなくなるケースが多くなる。
- （年齢）青年期で、進学・就職等人生の選択時期にある者。（状況）退所直後の者、頼れる親族がない等、支援・資源との繋がりに乏しい者、障害を抱えている等のハンディキャップがある者。
- 虐待の連鎖が起こっていないかどうかを確認するため、退所者が家庭を持って子の養育を行うところまで確認できると良い。

(注) 調査票では、「自治体として情報を把握すべきと思われる施設退所者等の年齢や措置解除後の年数の目途」を尋ねた。

iii. 自治体として情報を把握すべき施設退所者等の情報

自治体として情報を把握すべき施設退所者等の情報についてみると、「措置期間中に受けた自立支援の内容」が77.6%（52自治体）で最も多かった。

図表 II - 58 自治体として情報を把握すべき施設退所者等の情報（複数回答）



(注)・「その他(措置解除後の状況について)」として、「家族等との交流状況」、「保護者や兄弟等との交流状況、OB・OGとの交流状況」、「障害の有無(障害認定の時期含む)、障害福祉サービスの利用状況」、「困ったことがあるときに相談できる相手がいるか、相談先となる機関を知っているか」、「妊娠・出産の有無」等が挙げられた。
 ・「その他」として、「障害の状況」、「措置解除後の保護者との関係」、「どのようなことがあれば助けを求めやすくなるか」、「現在支えになっている人」、「現在気持ちが安らげる場所や物事」、「困っている時に相談できる相手」、「資格や免許の有無(例：自動車運転免許、介護ヘルパー・保育士)」、「施設入所等経験者とそうでない者の比較ができる形で情報を得ることができれば有益な情報になる」等が挙げられた。

(3) 小括

① 実態把握の必要性

i. 目的と結果の活用方法

直近5年間では14自治体（回答自治体の20.9%）が施設退所者等を対象とした調査を実施しており、その目的は「今後行うべき自立支援事業の検討のため」（12自治体、回答自治体の85.7%）が最も多かった。

調査結果は、自立支援に係る施策の予算要求、施策の改善、児童養護施設等へのフィードバック及び研修資材への活用など、幅広く有効活用されている様子が見えてきた。

ii. 情報収集の責任主体

実態把握調査の実施予定については、45自治体（回答自治体の67.2%）が、「実施する予定はなく、検討も行っていない」状況であり、「実施する具体的な予定がある」のは5自治体（回答自治体の7.5%）にとどまった。実施を検討していない理由としては、「措置委託をされていた児童養護施設等が状況を把握しているから」が23自治体（実施を検討していない自治体の51.1%）で最も多かった。

当該自治体以外が行っている調査で参考としているものとして、社会福祉法人やNPO法人による調査のほか、他自治体の調査結果も挙げられており、調査の実施はなくとも、施設退所者等に関する情報収集は多くの自治体で行われていると考えられる。

② 制度的枠組みとの連動

自治体単位で、里親・ファミリーホームに措置委託されていた児童の連絡先を把握する方法を尋ねたところ、日常的な支援（里親等との連絡、里親サロンへの参加等）の中で把握することが望ましいとされていた。

また、多くの自治体から、既に行っている事業や取組との連動によって実態を把握するためのアイデアが提示された。例えば、退所施設の職員による定期連絡及び補助金交付やイベント参加時の状況確認がある。このほか、自立支援担当職員の施設配置によるつながりの強化も指摘された。

なお、自立支援コーディネーターは、23自治体で配置されていたが、自治体間の格差が大きい取組と思われる。配置状況をみると、15自治体（配置のある自治体の65.2%）が1人体制の一方で、所管する全児童養護施設に配置している自治体もあった。また、自立による措置解除者のうち、自立支援コーディネーターが連絡先を把握している割合をみると、「わからない」が15自治体（配置のある自治体の65.2%）で最も多かった一方で、「90%以上」と回答した自治体が2自治体（配置のある自治体の13.0%）あった。

③ 対象者

自治体は、主に、①措置中の養育者、②退所時の年齢や状況、③措置解除からの期間、で調査対象者を設定していた。①措置中の養育者では、児童養護施設の退所者に限定するもの、自立援助ホームや児童自立支援施設、里親、ファミリーホームまで対象とするものがあった。②退所時の年齢や状況では、15歳以上、18歳以上、中卒以上で自立退所などがあった。③措置解除からの期間では、5年又は10年とした自治体が多かった。

自治体として情報を把握すべき施設退所者等の年齢等は、措置解除後3年・5年・10年、20代前半までと様々な意見があった。

④ 調査項目

i. 施設退所者等の退所後の状況

措置解除後の状況について、実態把握調査を行った自治体の7～8割が調査していた項目は、「就労・就学の状況」、「生活保護の受給状況」、「同居人の状況」、「現在困っていること」であった。

措置解除後の状況について、自治体の約6～7割が把握すべきとした情報は、「就労・就学の状況」、「措置解除後に困ったこと」、「就労を続けるうえで困っていること」、「進学を続けるうえで困っていること」であった。

ii. ケアの提供状況

実態把握調査を行った自治体の約8割は、「措置解除後の児童養護施設や里親等との交流の有無」を調査項目としていた。また、約6割が「措置解除後に児童養護施設や里親等に望む支援」を尋ねていた。

ケアの提供状況について、自治体の約6～7割が把握すべきとした情報は、「措置期間中に受けた自立支援の内容」、「措置解除後に児童養護施設や里親が行っている支援の内容」、「措置解除後に行政に望む支援」、「措置解除後に児童養護施設や里親等に望む支援」であった。

iii. その他

調査実施の課題として、設問数と回答負担のバランス、漢字が読めない人や意味が理解できない人への配慮が挙げられた。

⑤ 倫理上の問題

実態把握調査を行った自治体のうち、調査倫理に関する検討が行われていたのは、35.7%（5自治体）であった。施設退所者等の参画があったと回答した自治体はなく、当事者を含めての倫理上の検討は行われていなかった。

⑥ 調査デザイン

i. 想定しうる調査手法

自治体における実態把握調査の調査方法は、調査を行った14自治体のうち、78.6%（11自治体）が自記式調査、14.3%（2自治体）が他記式調査、42.9%（6自治体）がインタビュー調査であった。複数の調査方法を組み合わせて、多角的な実態把握を試みる自治体もあった。

自記式調査を行った自治体の90.9%（10自治体）は、措置委託されていた児童養護施設や里親等から施設退所者等から調査票を発送していた。この理由は、主に、「見知った団体や人からの依頼の方が回答を得られやすいため」である。回収率を上げる工夫においても、出身施設からの手紙の同封、施設職員からの連絡後の送付等が挙げられており、依頼方法が当事者の回答に大きく影響することが推察できる。

しかし、このような工夫を行っても、回収率が課題となっており、所在不明となり状況把握が困難な施設退所者が発生することが指摘されている。

里親・ファミリーホームが、委託解除後の児童の連絡先を把握しているか確認したことがある自治体は、5自治体（回答自治体の7.5%）にすぎず、連絡先の把握状況の確認が十分でない実態が明らかになった。

また、自記式調査の回収率を上げる工夫として、設問数を少なくする、QRコードを利用したWEB調査の実施といった、回答者への配慮が見られた。

ii. 実施頻度

定期的に調査を実施している自治体は、3自治体あった。

第 III 章 調査研究の総括

ここでは、本調査研究で明らかになった、施設退所者等の実態把握に関する現在の実施状況、実態把握調査における調査項目、調査対象等の設定のあり方、調査手法等を踏まえ、リサーチ・クエスチョンごとに考え方を整理するとともに、今後の実態把握についての提案と課題を整理した。

図表 III-1 本調査研究におけるリサーチ・クエスチョン（再掲）

○実態把握の必要性

調査の目的や調査結果の具体的活用方法について、どのように考えるか。

○制度的枠組みとの連動

実態把握は、どのようにして制度・事業と連動させうるか。

○対象者

実態把握を行う対象者は、どのような範囲に設定するか。

○調査項目

実態把握を通じて、どのような項目を明らかにするか。

○倫理上の問題

調査対象が施設退所者等であるという特性を踏まえ、調査倫理上、どのような課題があると考えられるか。

○調査デザイン

調査を全国規模で実施するとした場合、どのような手法が適切か。

1. リサーチ・クエスチョンに対する考え方

本調査研究の結果から、リサーチ・クエスチョンに対する考え方を以下のように整理することができる。

(1) 実態把握の必要性

社会的養護制度はその性格上、当事者をはじめとする国民への説明責任（アカウンタビリティ）が他の政策以上に高い水準で要請されると考えられる。また、国としても「措置解除後も含めた子どもの自立支援」を引き続き検討する必要があるとしており、実態把握が求められることは論を待たない。また、当事者によるサービス評価や実態把握の結果を活用し、自立支援を中心としたケアも含めたケアの充実を図ることが期待されており、情報の把握にとどまらず、政策立案・実践への反映が重要となる。

本調査では、直近5年間で実態把握調査を実施した自治体は全体の2割弱であったが、調査結果が政策立案やケアの充実に寄与することが伺い知れた。また、定期的な実態把握調査はアフターケアに資することが養育者及び当事者に指摘されており、調査の実施が単なる施策やケアの改善以上の効果をもたらしていると考えられる。

しかし、実態把握調査を実施している自治体においても、詳細な調査を毎年度実施することの必要性は認識されておらず、予算との兼ね合いで実施が難しいとされている。また、現状では約7割の自

治体が実態把握のための調査を実施する予定もなく検討もしておらず、その半数が児童福祉施設等の養育者に把握を委ねている状況にある。

実態把握の必要性は広く認識されているところだが、誰が主体となってどのような目的で調査を行うかは一意に決められるものではない。実態としては、施設退所者等の実態を把握する目的に応じて様々な主体が重層的に関わりを持っており、国・自治体・養育者・研究者などの主体が政策立案から個別のケアの改善に至るまで、多様な目的を持って実態把握を実施している。ただし、実態把握調査を行った自治体からは、養育者の自主性に依拠した調査の実施については継続性に限界があることが指摘されており、情報収集の責任主体として自治体の役割発揮が求められていることは改めて強調したい。

(2) 制度的枠組みとの連動

実態把握のための情報収集は、調査以外の手法でも可能である。例えば、社会的養護自立支援事業を通じて施設退所者等の暮らしぶりを把握したり、出身施設等で行われるアフターケアのイベントを通じて状況を確認できたりする。このように、部分的ではあるものの、情報収集と政策立案・実践は一体的に運用されうる。

自立支援コーディネーターや貸付金事業をはじめ、各種の事業が実質的に施設退所者等との接点づくりになっているとする自治体・養育者があり、情報収集・政策立案・実践からなる一連の「継続的な自立支援システム」が機能している地域もある。特に養育者からは、(担当職員の個人的つながりではなく)組織的なアフターケア体制の構築により施設退所者等との長期間での接点の維持が可能になり、実態把握に効果的だと報告されており、制度的枠組みとの双方向の連動は強く支持された。

しかしながら、現状では自立支援の実施状況は、自治体や養育者による差が大きい。自立支援コーディネーターの配置は全国的には約 1/3 に留まり、管轄内の各児童養護施設に配置している自治体も一部にある一方で、自治体全域を 1 人で担当する体制の場合も多く、機能面で一層の充実が必要である。また、アフターケアや自立支援事業を通じた実態把握にも限界がある。すべての施設退所者等にアフターケア等が行き届くわけではなく、支援を求めない施設退所者等もいること、特に厳しい状況に置かれた施設退所者等が支援とつながりづらいことについて指摘があった。

そのため、「継続的な自立支援システム」の観点では、まずは自治体において自立支援の拡充を図ることで、制度的枠組みから得られる情報が充実していくと期待される。これに加えて、特に自立支援の対象となりづらい層の施設退所者等を念頭に置き、制度的枠組みから得られる情報と実態調査等から得られる情報を組み合わせることで、必要な情報を補完することができると思われる。

(3) 対象者

実態把握を行う際の対象者を考えるとき、施設退所者等の分類の軸として、入所前の環境(家庭か他施設等か)、再入所の有無、退所先の環境(家庭復帰か自立退所か)が先行研究で挙げられている。また、調査の目的に応じた対象設定を行う上で、入所施設の種別(児童養護施設か児童自立支援施設か里親か/等)と年齢(下限/上限)にも考慮する必要がある。

実態把握を目的とした既往調査研究では、調査主体により対象者が様々な設定されていたが、共通点として退所後 10 年を超える調査研究はなかった。自治体からは、退所直後の不安定な時期と、就

職・転職・結婚・子育て等のライフイベントが発生しやすい20歳代前半は実態把握の範囲に含めることが妥当との意見が得られた。

反面、年数が経過すると施設退所者等との接点も減り、実態調査を行っても回答率が低くなることも示されている。また、里親家庭経験者は制度的位置付けの不明確さや、施設と比較すると情報の集約機能が弱いことで、行政としての実態把握が難しいことが指摘されており、今後の課題となっている。さらに、家庭復帰による施設退所者等は年齢や状況が極めて多様であり、困難な状況におかれている施設退所者等の存在が指摘されるなど、支援の充実を検討する必要があると認識されているが、実態調査の対象に含めるかは自治体・養育者の間でも判断が分かれる。

他のリサーチ・クエスチョンとの関連（特に「実態把握の必要性」）により、実態把握における対象者の設定は様々な範囲に設定しうるため、各調査主体においては前述の分類の軸を参考にされたい。その際、実態把握が難しいカテゴリーの施設退所者等が含まれる場合は、調査デザインに工夫を加えるなど、調査実施において特段の配慮が求められる。

(4) 調査項目

社会的養護制度の実態把握においては、施設退所者等の現在の状況を多面的に把握することが求められる。一例として、国連「児童権利宣言」では身体的・知的・道徳的・精神的・社会的な成長に言及していることが参考になるが、これらの概念を適切に操作化するには、より一層の研究の蓄積と検討が必要だと考えられる。

調査項目は実態把握調査の目的によるところではあるが、自治体からは、現在の状況だけでなく、これまでに受けてきた支援、過去・現在の困りごとや要望など、支援ニーズと行政サービスに関連する調査項目を把握することで、政策や実践（ケア）の改善につなげたいとの意見が多数を占めた。実態把握のための自記式調査を行っている自治体からは、「就労・就学の状況」「生活保護の受給状況」「同居人の状況」といった現在の状況を尋ねる項目だけでなく、「現在困っていること」「養育者等との交流の有無」といった項目も比較的多く用いられていた。当事者によるフィードバックを目的とした場合には、措置期間中に受けたケア及び自立支援に関する取組から、その後の退所後の状況まで、時系列で状況を掘り下げて確認することも有効である。

実態調査では、回答を得られやすくすることも調査項目を検討する上で重要な視点である。特に自記式の場合は、調査項目に詳細な設問を加えられる一方、配布者による不送も一定数生じるため、配布できなかった理由を配布者に尋ね、なぜ回答が得られなかったかを分析すべきである。また、当事者からは設問数を絞り込むことで回答しやすくする工夫や、漢字が読めなかったり意味が理解しづらかったりする人もいることを想定した尋ね方の配慮が必要との指摘もあった。

なお、自治体がそれぞれに実態調査を実施する場合でも、調査方法や用語といった基礎的な点を揃えられれば、自治体間で参考に供し合うことや研究者の2次的活用が可能となることも付言しておく。また、調査項目は、当該調査の目的に見合った設定が必要であるが、倫理上の問題がないかも重要な観点である。詳細は次項で述べるが、当事者が忌避感を持つ設問があるため、対象者の状況を鑑みた調査項目の検証は必要だろう。

(5) 倫理上の問題

自治体・養育者からすれば、自立支援や資源整備・体制構築等のために施設退所者等の実態を把握するのは当然の責務である。同時に、施設退所者等の視点からみれば、社会的養護制度から離れた後もプライバシーに関する事項を把握され続けることに對し、尊厳を侵害されていると感じるケースも想定され、実態調査は当事者への介入行為としての側面もあることに配慮が求められるものである。

具体的に問題になる点として、当事者や養育者からは、自記式調査やインタビュー調査では過去・現在のネガティブな経験を想起させられるため忌避感があるケースや、自身が社会的養護の当事者であることを周囲に知られたくないケースなど、問題が生じかねない場面が挙げられた。また、他記式調査の場合は、施設退所者等本人の意向に関わらず、自治体等で情報が利用される可能性が想定される。実態調査は研究者が実施する場合には手続きの一環として調査倫理の検討が当然なされるが、行政が現状把握を目的として実施する場合は倫理上の検討がプロセスとして位置づけられておらず、実態としてこれまで十分な検討がなされてこなかったことが背景にあると考えられる。

このような問題がある一方、実態調査はアフターケアの施策・実践への反映やインケアへのフィードバック等を検討する上で、本人にとっても有益になることをあわせて説明することが求められる。本調査研究においても、実態を把握するからには回答者自身を対象とする行政施策に意見が反映されるべきとの意見が自治体からあるなど、行政には所有する情報を適切に活用することで最善の利益を追求する責務があると考えられる。

今後、倫理上の問題を検討するにあたっては、施設退所者等本人への「説明と同意」を原則として徹底すべきだと考えられる。例えば、将来的に実態調査が行われる可能性があること、その調査がケアの改善を図るものであり回答者の利益にもかなうと考えられること、収集した個人情報を匿名化して分析する可能性があること、回答しなくても一切不利益は生じないこと、いつでも回答拒否表明・手続き（オプトアウト）が可能であること等を、インテークやリービングケアの一環として説明し同意を求めることが必要であると考えられる。

(6) 調査デザイン

実態把握の方法は、質問紙等を用いる自記式調査、質問紙等を用いる他記式調査、対面・電話等によるインタビュー調査、行政が保有する情報の分析、支援機関が保有する情報の分析の5種類に大別できる。実態把握を行うことを想定した場合、調査手法ごとの特徴は以下の表のとおりである。

図表 III-2 調査手法ごとの主な特徴・注意点

	自記式調査	他記式調査	インタビュー調査	保有する情報の分析	
				行政	支援機関
特徴	本人の意識や直近の生活状況など、収集できる情報量が多い 当事者の意向・サービス評価を得やすい	アフターケアや自立支援事業等で得た情報と連動させやすい 定期的な悉皆調査として実施しやすい	柔軟に変更でき、調査者が聞きたい項目を詳細に把握できる 障害等を持つ当事者から情報収集が可能	支援記録・データ等を回顧的に分析するため、回答者・調査協力者に負担なく実施可能 継続的に悉皆で把握しやすく、リスクバイアスが低い	
注意点	調査票不着や未回答に伴うバイアスリスクが比較的大きい 調査票の配布方法や調査項目によっては回答者が不快な思いや不都合を生じる	アフターケアや自立支援事業等の実施状況により、得られる情報が限定される 養育者視点の情報で、収集できる情報量も限られる	調査対象全体の反映（代表性の確保）が難しい 調査の応諾を得る過程で、大きなバイアスリスクが生じやすい	残存する記録・データ等に限られる 個人情報の場合は要考慮事項が発生する	当該機関が関わった施設退所者等の情報しかない

一般に自記式調査は他記式調査より多くの情報が得られるが、バイアスリスクの観点では、当事者が養育者等から質問紙を受け取って回答する自記式より、養育者（施設職員等）が回答する他記式のほうがバイアスリスクの影響を受けにくい。実際、自記式は回答率が5割に達していない既往調査研究も多く、さらに不送もあるため、捕捉率が3割を超えた例はほとんどなかった。インタビュー調査は定量的なアプローチには不向きであるが、施設退所者等の現状や支援方策のあり方の考察を目的として広く実施されている。行政や支援機関が保有する情報の分析は、本調査研究の文献調査では分析対象とはならなかったが、児童相談所の相談記録を分析した先行研究¹⁵などが想定される。

このように、各調査手法には一長一短があり、それぞれのメリット・デメリットを踏まえて、調査目的に最も即した調査手法を選択する必要がある。その際、情報の質と量を確保するには、複数の調査手法を組み合わせる「ミックス・メソッド」が効果的だと考えられる。例えば、他記式調査で現在の状況を概観した上で、自記式調査でより詳しい現在の状況や支援ニーズを把握し、さらにインタビュー調査で具体的な支援希望と行政サービスのあり方を掘り下げる等が想定される。

なお、全国規模での実態調査を想定した場合、特に自記式調査では回答率を高める工夫を講じることが望まれる。一部の自治体では、当事者団体等の協力を仰ぎ彼らのネットワークで調査告知をする、養育者がアフターケアのイベント等を設けてその場で回答してもらう、QRコード等を利用しウェブ上で回答できるようにする、といった工夫が既に行われていることから、今後実態調査を実施する自治体においては、このようなノウハウを参考にされたい。

¹⁵ 例えば、全国児童相談所長会（2013）「平成25年度児童虐待相談のケース分析等に関する調査研究」、松本伊智朗（2009）「子ども虐待問題と被虐待児の自立過程における複合的困難の構造と社会的支援のあり方に関する実証的研究」、東京都福祉保健局（2005）「児童虐待の実態Ⅱ」など。

2. 今後の実態調査に関する示唆

我が国の社会的養護においては、施設退所者等に対し自立支援の充実を図ることが望まれているものの、施設退所者等が社会に出てから抱える課題や、それに対する支援ニーズや生活の状況といった実態把握は進んでいない。施設退所者等の実態把握に積極的に取り組んでいる自治体や施設等がある一方で、実態把握の意義を認識しつつも、どのように進めるべきかを悩む自治体も少なくない。

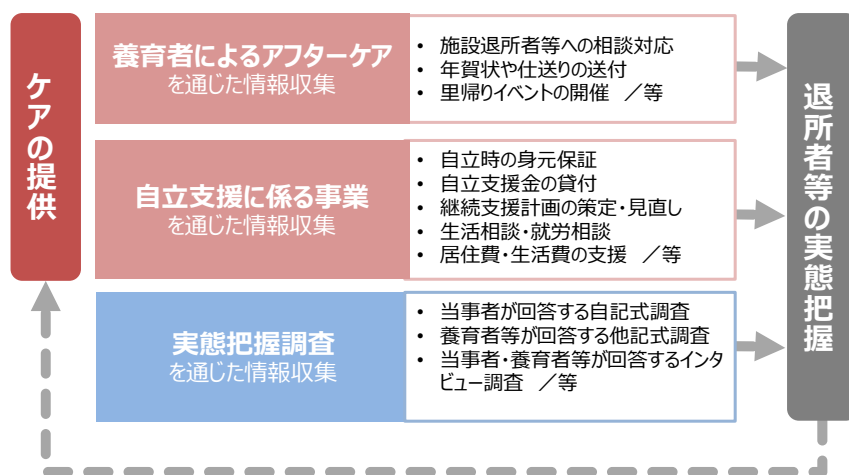
ここでは、本調査により明らかとなった現状及びリサーチ・クエスチョンに関する検討を踏まえ、今後の実態把握における示唆を取りまとめた。自治体においては、実態把握を行う上での参考とされたい。

(1) 包括的な制度的枠組みのあり方

単独の実態把握調査で、施設退所者等の生活実態や支援ニーズ等を網羅的に把握することは現実的ではない。幅広い情報収集のためには、各地域で実践されているアフターケアや自立支援事業に実態把握調査を掛け合わせることで、多層的な実態把握を行うことが必要となる。

ここでは、養育者及び自治体における情報収集のあり方（包括的な制度的枠組み）として、3点を提示する。

図表 III-3 多層的な情報収集とフィードバック（包括的な制度的枠組み）のあり方



第一に、「養育者のアフターケアを通じた情報収集」がある。インケアやリービングケアを担ってきた養育者には施設退所者等が能動的に連絡をしているケースから連絡を絶つケースまで様々であるが、当事者間での情報共有によって養育者からの支援を享受でき、支援と実態把握が一体であるため倫理上の問題も発生しづらいというメリットがあり、情報収集のベースと位置付ける必要がある。その際、アフターケアの提供状況を把握することで、養育者間のケアの提供格差を是正することも期待される。

第二に、「自立支援に係る事業を通じた情報収集」がある。社会的養護自立支援事業等の施策を通じて施設退所者等の接点を維持することで、養育者のアフターケアでは捕捉できない児童の情報収集が可能となる。ただし、情報収集できるのは、事業の対象者に限定されることに注意が必要である。そのため、国や自治体においては、自立支援コーディネーターの施設配置や自立支援体制の構築に向

けた支援の実施が望まれる。都内の全児童養護施設に配置された東京都自立支援コーディネーターがほぼ全数の施設退所者の連絡先を把握していることなども踏まえると、体制確保は実態把握を進める上で特に重要性が高いと推察される。

第三に、「実態把握調査を通じた情報収集」がある。現在実施されている実態把握調査は、当事者が回答する自記式調査、養育者等が回答する他記式調査、当事者・養育者等が回答するインタビュー調査等がある。前述の養育者によるアフターケアや自立支援に係る事業を通じた情報収集では、自治体が主体となって他記式調査を実施することで、地域の情報を集約することが考えられる。また、当事者が回答する自記式調査やインタビュー調査は、自治体が当事者から直接、サービスの評価や支援ニーズを把握することができるため、政策立案や自治体単位での取り組みの改善に活かすのに効果的な情報収集である。

なお、これらの情報収集において課題となるのは、養育者とも行政ともつながりを持たない当事者の存在である。本調査研究で行ったインタビューでは、つながりを持たない当事者こそが真に支援を必要としている可能性が高いとの指摘がなされており、措置解除後のつながりが継続するよう、養育者によるインケア・リービングケア・アフターケアの充実が必要不可欠である。換言すれば、ケアの提供と施設退所者等の実態把握はシステムを支える両輪であるとの認識に立ち、それぞれに好循環が生じるよう設計することで、これまで措置解除後の支援が行き届かなかった当事者ともつながりを維持できる可能性が高まると言えよう。ただし同時に、アフターケアから得られる情報にはバイアスが生じる可能性に留意が求められるため、利用経験のある施設等とのつながり以外でもサービス提供を受けられるよう、多チャンネルによる仕組みづくりの検討も必要である。

(2) 目的に応じた調査手法の組合せ

実態把握調査の調査主体、調査方法、調査対象等は、目的に応じて変わるため、目的にあった調査設計を行うことが重要である。

実態把握調査というと、施設退所者等を回答者とする自記式調査を想定しがちであるが、アフターケアや自立支援に係る事業が充実している地域ほど、他記式調査で把握できることは多い。また、他記式調査は、行政が地域の養育者や自立支援実施者のアフターケアの実施状況を把握できるというメリットもある。ただし、自記式調査でなければ把握できない本人の意識・意向や直近の状況や、インタビュー調査で深掘りすることではじめて得られる困りごとや支援ニーズもある。社会的養護でケアを受けた子どもの養育過程と退所後の経過等からケアの改善を目的としたフィードバックを得るには、行政や支援機関が保有する情報の活用も欠かせない。自治体においては、地域の実情と本調査研究における6つのリサーチ・クエスチョンを考慮したうえで、調査コスト（費用、業務量、結果が得られるまでの時間）の制約も勘案しながら最も有効な方法を検討されたい。

なお、一手法では得られる情報に限りがあるため、多角的な情報収集には、複数の調査手法を組み合わせる「ミックス・メソッド」が効果的である。例えば、自記式調査やインタビュー調査によって、当事者の意向や評価等を丁寧に尋ねる一方で、他記式調査によって、アフターケアの実施状況や自記式調査の回答がなかった子ども状況を把握するなどの組み合わせ方がある。調査実施の頻度についても、例えば、調査コストが大きくなりがちな自記式調査は3年に一度にして、メール等での情報集約が可能な他記式調査は毎年実施する、といった組み合わせ方が考えられる。施設退所者等の人数によっては、インタビュー調査と中心とした調査の実施にも一考の余地がある。

図表 III - 4 目的別に考えられる調査手法例

	より直接的・短期的な活用	より広範囲・長期的な活用	
実態把握の目的	<例1> 実践中のアフターケアの改善を目的とした調査 施設退所者等が現在受けているアフターケアの内容や支援ニーズを把握し、ケアの改善につなげたい／等	<例2> 自治体における施策・事業の検討を目的とした調査 過去5年間の退所者等について、現在の状況や支援ニーズを把握し、今後の政策立案に反映したい／等	<例3> 国の制度をより良いものにするを目的とした調査 社会的養護及び自立支援に関する情報を幅広く収集することで、より良い制度をつくりたい／等
	自記式調査 ✓ アフターケアに対する評価や支援ニーズ等を、具体的に把握できる ✓ 現在の困難な状況を回答することに、忌避感が生じる場合がある	自記式調査 ✓ (回答者のリスクバイアスや代表性の確保に留意する) ✓ 家計の状況、進学・就労の状況、相談先の有無など、本人しか知りえない状況を把握することで、より深い支援ニーズの分析ができる ✓ 回収率を上げるために、施設等に協力を仰ぐ必要がある	
	他記式調査 ✓ すべての施設退所者等について、アフターケアの提供状況が施設単位で把握できる ✓ アフターケアを提供できていない割合とその理由を把握できる	他記式調査 ✓ (養育者を回答者とした場合) 養育者が、施設退所者等の状況をどの程度把握しているか、どのようなアフターケアを提供しているかを確認できる ✓ (養育者や児童相談所を回答者とした場合) 支援提供者自身が感じている、制度・施策・事業等の評価や改善ニーズを把握できる ✓ 施設退所者等の現在の気持ちや支援ニーズなどは、把握が難しい	
調査手法等	インタビュー調査 ✓ 現在の状況と必要な支援ニーズを、アフターケア等を通じて詳細に聴取することができる ✓ 自記式調査では回答が得づらい内容も確認できる	インタビュー調査 ✓ 施設退所者等が有する課題、課題に対する対応方法等を詳細に把握できる ✓ アンケートの回答が困難な施設退所者等についても状況を把握できる ✓ 政策立案のための仮説構築、自記式調査を補完するための情報収集、ケーススタディ等としての実施が効果的	

(3) 当事者の関わり

実態把握は、施設退所者等の自立支援の充実に寄与する側面もあるものの、プロセス全体を通じて当事者参画が進んでいるとは言えない状況にある。本調査研究では、調査の実施段階で当事者団体が関わっていた例が把握できたが、一部地域で部分的に行われていたにすぎず、改善が望まれる。

実態把握のプロセスに当事者の視点を取り入れることは、調査の設計、倫理上の配慮、調査の実施、調査結果の分析、施策・実践への反映といった一連のプロセスの各段階で、検討の質の向上に資すると期待される。また、実態把握の確実性やフィードバックの実効性を高め、ケアのあり方を再考する際に有効に機能すると考えられる。

今般、当事者参画の必要性が諸所で指摘されているが、実態把握により得た情報を基盤に、当事者と行政が社会的養護のあり方を直接議論できる場の設定は、実態把握自体とは別の価値も有している。社会的養護のもとで育ち自立をした当事者が、その経験をもとに政策の立案やケアの改善を図ることは、今後の制度充実を図る上でも欠かせない取組みである。制度構築のあるべき姿を検討する意味からも、実態調査の設計段階から当事者参画を始めてみることを、自治体においては一考されたい。

図表 III - 5 実態把握における当事者参画として今後期待される事項

調査の設計	倫理上の配慮	調査の実施	調査結果の分析	施策・実践への反映
・調査対象者の設定 ・調査項目の検討 ・調査手法の選択	・忌避感を減らす工夫	・回答しやすくする工夫	・分析の視点の提供 ・分析結果へのコメント	・事業等の立案への参画 ・各種ケアへの反映方針の検討

3. 今後検討が望まれる事項

(1) ベストプラクティスの共有とガイドライン（案）の策定

本調査研究を行う中で、実態調査の回答率向上や政策・実践への反映に関して自治体・養育者が様々な工夫を試みていることが把握でき、他の参考に資する好事例が多数見つかった。自治体・養育者が実態調査を通じ施設退所者等を支援している例、施設退所者等の支援が実態調査の結果に直結する例等を全国に発信することで、現状では各自治体の自助努力で行われている実態把握についてノウハウの共有化が図られ、全国規模でのよりよい実態把握につながることを望まれる。

例えば、京都市ではアフターケアの必要性・重要性から実施した平成 29 年度退所者調査の結果を基にして、施設退所者等向けの冊子を作成している。自記式調査やインタビュー調査で得られた回答結果が踏まえられており、退所後の日常生活における困りごとに対して、イラストを多用したコミカルなタッチながらも要点を押さえた情報提供を実施している。

これまで繰り返し述べてきたように、6 項目のリサーチ・クエスチョンの中でもまずは実態把握の目的を明確化することが起点となるべきである。各地域におけるベストプラクティスを収集しつつ、リサーチ・クエスチョンとそれに対する考え方を踏まえ、実態把握を行う上でのガイドライン（案）を策定することにより、実態把握の全国的な量的・質的底上げを期待したい。

図表 III - 6 施設退所者調査を基に作成された施設退所者等向け冊子（京都市の実態調査活用の例）

○ 今日も誰ともしゃべらんかったわ～

前はうるさすぎるくらいやっただけど、ひとり暮らし始めて職場と家の住居… 今日誰ともしゃべらんかったわ～。しゃべり忘れそう。。。

青少年活動センターいこか。
第3土曜日ちゅうし“いこいな”はないけど。

P30 「無料（タダ）で、ごはん食べられるって!？」

セシヨウネンカツドウセンター??

市内7ヶ所あって、いろんなイベントやってたり、ロビーでゆっくりしてるだけでもいいし。

無理にしゃべらんのはイヤやけど、ロビーでポーっとするくらいならええか。

■ 市内7ヶ所の青少年活動センターの住所と電話番号
開館時間：月～土 AM10:00～PM 9:00。
日・祝 AM10:00～PM 6:00（水曜、年末年始除く。）

施設	住所	電話番号
北 青少年活動センター	北区紫野西御所田町 56 北区総合庁舎内 3F	075-451-6700
中京 青少年活動センター	中京区東洞院通六角下ル御射山町 262	075-231-0640
東山 青少年活動センター	東山区清水5丁目 130-6 東山区総合庁舎 2F	075-541-0619
山科 青少年活動センター	山科区竹鼻四丁野町 42	075-593-4911
下京 青少年活動センター	下京区川端町 13	075-353-7750
南 青少年活動センター	南区西九条南田町 72	075-671-0356
伏見 青少年活動センター	伏見区鷹匠町 39-2 伏見区総合庁舎 4F	075-611-4910

“外に出るのがしんどい” “人としゃべるのがしんどい” ってなったら

しんどいことって誰かに話すとかになるよ。中京青少年活動センターの中に、「子ども・若者総合相談窓口」があるからもしよかったら電話してみて。ネットでも相談予約できるよ。

＜子ども・若者総合相談窓口＞
電話番号：075-708-5440
受付日時：月～土 AM10:00～PM8:00、日・祝 AM10:00～PM5:00（水曜・年末年始除く。）

～ ときには港に立ち寄って ～

この本は、君たちの先輩（93名）の声をもとに作ってるんや。みんな、同じように困ったり、不安になったりしてきた。君たちだけじゃないんやで。だから、一番大事な人は、困ったらすぐに誰かに相談すること。

でも、相談しても、全部が全部、解決できひんやろ?

そういうときもちろんある。でも、誰かに相談するとちょっと気持ちが軽くなるねん。相談された方も、なんか頼られてるって思えてうれしいし!♪

わかった。ちゃんと相談するようにするわ。

「困った」とか「不安」は、ほったらかしにしておくと、どんどん大きくなって、取り返しがつかへんことになるからな。

そっか。誰か聞いてくれる人がいるってだけでも心強いな。

先輩の声、ホンマに聞いたん?

ホンマに聞きました!
児童養護施設、自立援助ホーム、ファミリーホームを退所された先輩（217名）にアンケートを配布して、93名の方からの回答をもとに、この本を作りました。
詳しくは でQ検索
「児童養護施設等退所者の生活状況及び支援に関する調査報告書」を見てね!

京都市（2018）「船出のためのナビ」

(2) 実態把握が困難な施設退所者等の実態把握

本調査研究で明らかになったように、社会的養護の施設退所者等の状況・支援ニーズを自治体規模で全数把握することは技術的に難しいが、実態把握ができていない中にこそ特に厳しい状況に置かれている施設退所者等が含まれている、との指摘は多い。これに加え、「新しい社会的養育ビジョン」では、地域移動をした施設退所者等の実態把握の必要性についても言及されているところであり、既存の実態把握の取組みで把握できていない、言い換えれば支援ニーズを抱えつつも有効な対応が講じられていない施設退所者等がいることも、今後の検討の俎上に載せる必要がある。

施設退所者等の視点で考えると、誰が責任主体であるかによらず、どの地域においても同水準の支援が得られ、支援とのつながりが維持されることが重要である。当事者が社会的養護制度と他制度との狭間で生きづらさを感じることや、地域になじめずにつながりが希薄になることのないよう、ニーズに合致した支援を届けるために効果的な実態把握のあり方を、引き続き検討することが必要である。

(3) 退所後のケースマネジメントのあり方

実態把握が困難な退所者等の中には、施設・里親以外とのつながりを築いて問題なく自立しているケースもあり、施設退所者等を一概に「支援対象」として客体化するのではなく、個々の施設退所者等の状況を丁寧に確認し、個別対応によるケースマネジメントが基本となる。例えば、つながりが希薄になりがちな施設退所者等を支えるには支援ニーズを早期に把握し予防的に関わり、地域に根差して生活している施設退所者等には見守りの視点で関わる、といった対応が考えられる。

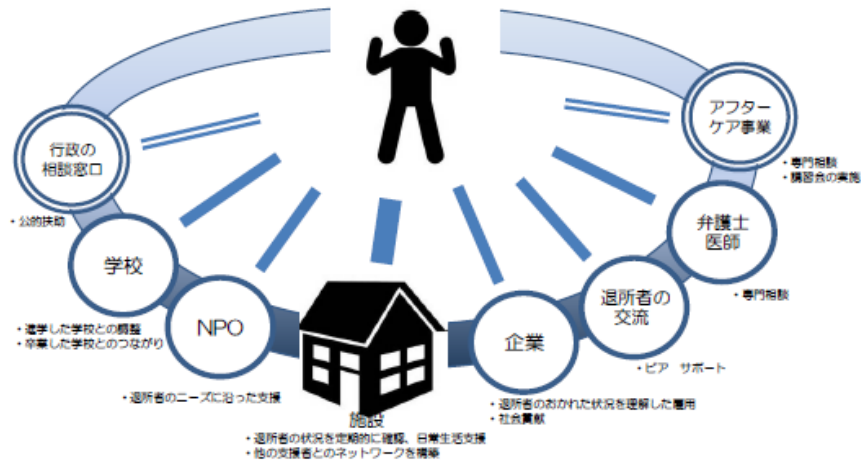
様々なケースが想定される中で、支援のあり方も多様になるが、その際、支援者が有する情報の管理と共有が課題になると考えられる。特に、支援者が複数となった場合に誰が情報を管理するか（対象の特定、情報収集と蓄積の方法、関係者への共有方法、政策・実践への活用方法／等）、どんな枠組みとするか、といった事項を検討すべきである。一例として、大阪府ではネットワーク型の地域支援体制の中で、施設が中心的な役割を担う方針で検討を進めている。

図表 III -7 施設を中心とした自立支援ネットワーク（大阪府の検討方針の例）

2. 社会的養護出身者の自立生活を支える地域ネットワークの構築

- ・退所者支援を専任に行う職員を施設に配置したとしても、出身施設が単独で退所者の支援を担うには限界があるため、地域の中に複数存在する退所者の自立生活を応援できる社会資源をつなぐネットワークの構築が重要。
- ・施設は、退所者の状況を定期的に見守り、確認しつつ、日常生活支援を行うとともに、介入的支援を必要とする状況にある退所者については、必要な専門機関につなぐコーディネーターとしての役割を担う。具体的には、退所者が「困ったらとにかく施設に連絡し相談する」という相談支援体制を整え、ワンストップ機能を果たす。

施設を中心とした自立支援ネットワークのイメージ図



大阪府（2017）「児童養護施設退所児童等の実態調査報告書」

(4) 現有データの分析に関する検討

本調査研究のリサーチ・クエスションのうち、主に「倫理上の問題」と「調査デザイン」に関わる事項として、自立支援の充実を目的として実施する行政や支援機関が保有する情報（個人情報を含む）の分析について、より具体的に課題を整理する必要がある。本調査研究では、現有データ（支援記録等）を用いた分析は調査手法の一種として位置付けており、ケアの向上の観点からも養育過程や退所後の経過を分析する意義が大きいことから、児童福祉法の理念にかなう重要な調査手法であると考えられる。ただし、現在までに幾つかの自治体等で当該自治体の現有データの整理・分析を行った例があるが、少数にとどまる。アフターケアや社会的養護自立支援事業は目下充実が図られている段階であるため、今後の現有データの活用のあり方について課題を整理し、事業の拡大に伴うデータの蓄積を有効に利用しうる枠組みを検討する必要がある。その際、利用するデータの種類や利用目的が児童福祉法の趣旨にかなうものであるかどうか、個人情報保護法に抵触しないかどうか、慎重に検討される必要がある。

さらに、現有データの分析は、自記式調査やインタビュー調査で求められる一般的な調査倫理とは異なり、実務上は調査実施主体が当事者の意思確認手続きを経ずに実施可能である点で、倫理的な観点からも、当事者への説明と同意のあり方、情報の範囲、実務上の手続き等において、行政や養育者の視点だけでなく当事者の視点も交えて慎重に検討されるべきである。また、養育者等によるアセスメント結果の活用、入力フォーマットと匿名化処理の共通化による自治体間の情報共有といった、より多くの政策的・実務的知見が得られる分析を実現する方策もセットで議論することが望ましい。その際、「データ分析」といった単一の論点には留まらないと考えられるため、「アフターケアのあり方」など、より大きな枠組みの中で議論が尽くされることを期待したい。

(5) 実態調査以外の情報経路の確保

本調査研究は実施目的を「施設退所者等の実態把握を全国規模で行うために必要な調査方法等を検討」することとしており、本項目はこの範疇を超えているものの、今後検討すべき事項として重要であると考えられるため、ここで言及したい。

施設退所者等の詳細かつ具体的な実態把握のためには、アフターケアや自立支援に係る事業と並んで実態調査を行う必要があるが、調査以外の経路で当事者の状況を把握する方法が考えられる。例えば、当事者団体等の意見表明・代弁機能を有する主体が、活動の一環として把握した近況情報を取りまとめること（第三者による調査の補完的活用）などが想定される。これは、養育者とのつながりを維持するのが困難な施設退所者等にとって自らのニーズを発信することにもなり、自治体にとっては、実態把握が困難なケースも含めて、自治体内のニーズの総量（及び必要な支援サービスの内容・総量）をより精緻に把握することにつながる可能性がある。

もちろん、第三者が調査を実施しているからといって実態把握を目的とした調査が不要ということではなく、あくまで補完的な位置付けである点に留意が必要である。調査対象に関する情報の深度として、実態調査以外の情報経路からは大まかな現状把握（地域内にいる施設退所者等の人数、つながりの範囲／等）には有用な情報が得られるかもしれないが、政策や実践に活かすことができる情報（健康状態、就業状況、社会保険加入状況、住居の状況、養育者とのつながり／等）を得るには、本調査研究で紹介した各種調査手法を組み合わせることで詳細かつ多面的に把握することが求められる。

第Ⅳ章 資料編

1. 参考文献

(1) 第Ⅰ章

- ・大村海太（2017）「児童養護施設退所者への自立支援の歴史に関する一考察(2)：－1990年代後半から現在までの政策に焦点をあてて－」『駒沢女子短期大学研究紀要』50, 43-53.
- ・埼玉県福祉部子ども安全課（2013）「埼玉県における児童養護施設等退所者への実態調査報告書」
- ・佐藤郁哉（2015）「社会調査の考え方[上]」東京大学出版会
- ・全国社会福祉協議会・全国退所児童等支援事業連絡会（2017）「社会的養護施設等の退所児童に関する支援の実態把握等調査研究等事業報告書」赤い羽根福祉基金
- ・東京都福祉保健局（2011）「東京都における児童養護施設等退所者へのアンケート調査報告書」
- ・永野咲（2017）「社会的養護のもとで育つ若者の「ライフチャンス」：選択肢とつながりの保障、「生の不安定さ」からの解放を求めて」明石書店
- ・日本財団（2017）「社会的養護のアウトカムに関する系統的レビュー」
- ・松本伊智朗（1990）「養護施設卒園者の生活と意識」『帯広大谷短期大学紀要』27, 79-104.
- ・宮地菜穂子（2017）「児童養護施設等における自立支援に関する一考察：施設退所者実態調査結果より措置解除年齢18歳前後の2群別諸属性の比較検討を通して」『中京大学現代社会学部紀要』11(2), 315-336

(2) 第Ⅱ章

- ・有村大士・山本恒雄・永野咲他（2013）「児童養護施設におけるアフターケアの専門性と課題に関する研究」『日本子ども家庭総合研究所紀要』49, 1-18.
- ・大阪市（2012）「施設退所児童支援のための実態調査報告書」
- ・大阪府（2017）「児童養護施設退所児童等の実態調査」『子どもの生活に関する実態調査報告書』
- ・神奈川県児童福祉施設職員研究会（2013）「神奈川県児童養護施設等退所者追跡調査」
- ・九社連児童養護施設協議会（2013）「九社連児童養護施設協議会 自立支援の実態調査報告書」
- ・京都市（2017）「児童養護施設等退所者の生活状況及び支援に関する調査報告書」
- ・神戸市（2017）「児童養護施設退所者に関する実態調査報告書」
- ・国立武蔵野学院・国立きぬ川学院（2003）「児童自立支援施設入所児童の自立支援に関する研究：退所児童に関するアンケート調査を視点にして」
- ・埼玉県福祉部子ども安全課（2013）「埼玉県における児童養護施設等退所者への実態調査報告書」
- ・全国社会福祉協議会・全国退所児童等支援事業連絡会（2017）「社会的養護施設等の退所児童に関する支援の実態把握等調査研究等事業報告書」
- ・滝川一廣・四方耀子・高田治他（2006）「児童虐待における援助目標と援助の評価に関する研究：情緒障害児短期治療施設におけるアフターフォローと退所後の児童の状況に関する研究」
- ・東京都福祉保健局（2005）「東京の児童相談所における非行相談と児童自立支援施設の現状：子どもの健全育成と立ち直り支援の取組」
- ・東京都福祉保健局（2017）「東京都における児童養護施設等退所者の実態調査報告書」

- ・特定非営利活動法人ふたばふらっとホーム（2012）「社会的養護施設等および里親出身者実態調査概要報告書」
- ・特定非営利活動法人杜の家（2014）「施設児童退所支援のための実態調査 調査報告書」
- ・名古屋市（2017）「名古屋市における児童福祉施設退所児童の実態調査報告書」
- ・兵庫県（2017）「兵庫県における児童養護施設退所者に係る実態調査報告書」
- ・村井美紀（2006）「要保護年長児童の社会的自立に関する研究：自立援助ホーム利用者の実態と地域小規模児童養護施設調査結果から」
- ・村井美紀（2007）「要保護年長児童の社会的自立に関する研究：自立援助ホーム利用者の概要と生活問題 2」
- ・NPO 法人ブリッジフォースマイル（2018）「全国児童養護施設調査 2018：社会的自立と支援に関する調査」

(3) 第三章

- ・全国児童相談所長会（2013）「平成 25 年度児童虐待相談のケース分析等に関する調査研究」
- ・東京都福祉保健局（2005）「児童虐待の実態Ⅱ」
- ・松本伊智朗（2009）「子ども虐待問題と被虐待児の自立過程における複合的困難の構造と社会的支援のあり方に関する実証的研究」

2. 自治体へのアンケート調査 調査票

平成 30 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
**児童養護施設等への入所措置や里親委託等が解除された者の
 実態把握に関する調査研究 自治体票**

※この「自治体票」は、自治体の社会的養護担当者の方に、児童養護施設等への入所措置や里親委託等が解除された人の実態把握の状況、自立支援事業の実施状況等についてお伺いするものです。

※ご回答の際は、あてはまる番号を○(マル)で囲んでください。また、()内には具体的な数値、用語等をご記入ください。()内に数値を記入する設問で、該当なしは「0(ゼロ)」を、わからない場合は「-」をご記入ください。

※特に断りのない場合は、平成 30 年 10 月末現在の状況についてご記入ください。

都道府県	都・道・府・県	市(指定都市・児童相談所設置市の場合)	市
------	---------	---------------------	---

問 1. 貴自治体の状況について (平成 30 年 3 月末現在)

① 児童相談所数	() か所 ※支所・分室を除く			
② 社会的養護施設・里親数、児童数等				
	施設数・ 委託里親数 ^{注1} (平成 30 年 3 月末 現在)	入所児童数・ 里親委託児童数 ^{注2} (平成 30 年 3 月 1 日 現在)	措置解除数 ^{注2} (平成 29 年度 1 年間)	うち、就職・進学 による措置解除数 ^{注2}
(1) 児童養護施設	施設	人	人	人
(2) 児童心理治療施設	施設	人	人	人
(3) 児童自立支援施設	施設	人	人	人
(4) 自立援助ホーム	施設	人	人	人
(5) 委託里親(養育里親・専門里親)	人	人	人	人
(6) ファミリーホーム	施設	人	人	人

注 1 平成 29 年度福祉行政報告例の報告数から転記してください

注 2 厚生労働省に報告した「社会的養護の現況に関する調査」から転記してください(児童心理治療施設については通所部を含める。自立援助ホームについては措置費の支弁対象外の者を含める)

問 2. 施設退所者等の実態把握調査の実施について (平成 30 年 10 月末現在)

この調査票では、**児童養護施設等への入所措置や里親委託等が、中学卒業以上の年齢で解除された児童のことを「施設退所者等」とします**

① 貴自治体では直近の 5 年間で、施設退所者等について、生活の状況、困っていること、支援ニーズ等を把握するための調査を実施したことがありますか。 ※○は1つ

01. 実施したことがある

02. 実施したことがない→4 ページの設問④へ

03. わからない→4 ページの設問④へ

【調査を実施したことがある自治体の方】

② 直近 5 年間に実施した調査の回数を教えてください。

() 回

③ 貴自治体で行った施設退所者等を対象にした調査についてお伺いします。
 ※複数の調査を行っている場合は、詳細に状況を把握しているものについてご回答ください。
 ※調査票・調査結果・報告書をご提供いただける場合は、本調査票のご提出時に添付をお願いします。

(1) 実施年度 平成 () 年度

(2) 定期的な調査の実施
 01. 定期的に実施している → () 年毎に実施
 02. 定期的には実施していない

(3) 調査の目的を教えてください。 ※当てはまるものすべてに○
 01. 社会的養護に関する予算要求のため
 02. 現在行っているイン・ケアの評価のため
 03. 現在行っているアフター・ケアの評価のため
 04. 今後行うべき自立支援事業の検討のため
 05. その他 (具体的に)

(4) 調査の対象者を具体的に教えてください。
 ※施設退所者等の年齢、退所年度、退所理由 (自立・家庭復帰)、退所施設等の具体的な条件を記入してください。

(5) 調査の方法として当てはまるものを選んでください。 ※当てはまるものすべてに○

01. 自記式のアンケート調査^{注3} 02. 他記式のアンケート調査^{注4}
 03. インタビュー調査 04. その他 (具体的に)

注3 自記式のアンケート調査：施設退所者等本人が直接回答することを想定したアンケート調査

注4 他記式のアンケート調査：職員等が、把握している施設退所者等の状況を回答することを想定したアンケート調査

【上記設問で「01.自記式のアンケート調査」を選択した自治体の方】

(6) 調査票の送付方法として当てはまるものを選んでください。 ※当てはまるものすべてに○

01. 自治体から施設退所者等に直接発送^{注5}
 02. 措置委託されていた児童養護施設や里親等から施設退所者等に発送
 03. 当事者団体から施設退所者等に発送
 04. その他 (具体的に)

注5 施設退所者等の連絡先を委託先に提供して送付する場合を含める

【上記設問で「02.措置委託されていた児童養護施設や里親等から施設退所者等に発送」、「03.当事者団体から施設退所者等に発送」を選択した自治体の方】

(7) 措置委託されていた児童養護施設や里親、又は、当事者団体が調査票を発送した理由を選んでください。
 ※当てはまるものすべてに○

01. 自治体が施設退所者等の連絡先を把握していないため
 02. 見知った団体や人からの依頼の方が回答を得られやすいため
 03. 回答率を上げるための工夫を行いやすいため
 04. その他 (具体的に)

(8) 調査の回答率を上げるために工夫したことがあれば具体的に記入してください。

(9) 調査項目として当てはまるものを選んでください。 ※当てはまるものすべてに○
 ※調査票をご提供いただける場合は回答不要です

<イン・ケアについて>

01. 措置期間中に受けた養育の評価 02. 措置期間中に受けた自立支援の内容
 03. 措置期間中に受けた自立支援の評価

04. その他（具体的に _____）

<アフター・ケアについて>

05. 措置解除後の児童養護施設や里親等との交流の有無
 06. 措置解除後に児童養護施設や里親等が行っている支援の内容
 07. 措置解除後に児童養護施設や里親等が行っている支援の評価
 08. 措置解除後に児童養護施設や里親等に望む支援
 09. 措置解除後に行政に望む支援
 10. 児童養護施設や里親等以外に交流のある機関・施設・団体等
 11. 児童養護施設や里親等以外に相談を行った機関・施設・団体等
 12. その他（具体的に _____）

<措置解除後の状況について>

13. 住まいの状況（アパート、マンション、寮など）
 14. 転居の回数、転居した理由
 15. 同居人の状況
 16. 婚姻の状況
 17. 子どもの有無
 18. 家計の状況
 19. 借金の状況
 20. 生活保護の受給状況
 21. 医療保険の加入状況
 22. 公的年金の加入状況
 23. 将来の目標・希望
 24. 疾病の有無
 25. 逮捕歴、補導歴
 26. 就労・就学の状況
 27. 転職回数、転職した理由
 28. 就労を続けるうえで困っていること
 29. 奨学金制度の利用状況
 30. 中途退学の経験、中途退学した理由
 31. 進学を続けるうえで困っていること
 32. 今後の進学意向
 33. 措置解除直後に困ったこと
 34. 現在困っていること
 35. その他（具体的に _____）

<その他>

36. その他（具体的に _____）

(10) 調査の実施にあたって、調査倫理に関する検討を行いましたか。 ※○は1つだけ

01. 検討した →検討内容：（具体的に _____）
 02. 検討しなかった

(11) 調査の実施にあたって、施設退所者等の参画（例：施設退所者等が調査の検討に参加する、調査実施を当事者団体に委託する など）はありましたか。 ※○は1つだけ

01. 参画があった →参画の内容：（具体的に _____）
 02. 参画はなかった

(12) 調査結果の公表状況 ※○は1つだけ ※一部公表は公表に含める	01. 公表	02. 未公表
--	--------	---------

(13) 調査結果をどのように活用したか具体的に教えてください。

（例：児童養護施設の施設長が集まる会議で結果を紹介し、アフター・ケアの実施の徹底をお願いした）

(14) 調査実施にあたって課題になったことがあれば具体的に教えてください。

貴自治体で実施された調査の調査票・調査結果・報告書のご提供について、
 ご協力のほどよろしくお願いいたします。

→【ここからは、すべての自治体の方にお尋ねします】

④ 地域の施設退所者等の状況や支援ニーズ等を把握するために参考になっている、貴自治体以外の組織・団体が行った調査があれば調査の概略を教えてください。

■調査実施者

■調査タイトル

■調査の内容

⑤ 貴自治体では、今後、施設退所者等を対象に、生活の状況、困っていること、支援ニーズ等を把握するための調査を実施する予定はありますか。 ※〇は1つだけ

01. 実施する具体的な予定がある → 実施予定時期：平成（ ）年度

02. 具体的な予定はないが、実施を検討している

03. 実施する予定はなく、検討も行っていない

04. その他（具体的に ）

【上記設問で「02. 具体的な予定はないが、実施を検討している」を選択した自治体の方】

⑥ 差し支えない範囲で結構ですので、貴自治体で検討中の内容や、実施にあたって課題に感じられていることを具体的に教えてください。

【上記設問で「03. 実施する予定はなく、検討も行っていない」を選択した自治体の方】

⑦ 貴自治体で調査の実施を検討していない理由は何ですか。 ※当てはまるものすべてに〇

01. 施設退所者等の状況を把握する必要性を感じていないから

02. 措置委託されていた児童養護施設等が状況を把握しているから

03. 自治体以外の組織・団体による調査で状況を把握しているから

04. 予算が不足しているから

05. 担当職員が不足しているから

06. その他（具体的に ）

問3. 施設退所者等の状況を全国規模で把握するために、措置委託されていた児童養護施設・里親・ファミリーホーム等から施設退所者等へのアンケート配布が可能かどうか、検討する材料を得たいと考えています。貴自治体の里親・ファミリーホームについて、ご存知の限りで結構ですのでご回答ください。

① 貴自治体では、里親・ファミリーホームが委託解除後の児童の連絡先を把握しているか確認したことはありますか。 ※〇は1つだけ

01. 確認したことがある → 確認時期：平成（ ）年度、連絡先の把握率：約（ ）割

02. 確認したことはない

② 里親・ファミリーホームに措置委託されていた児童について、自治体単位で、委託解除後の状況を把握するにはどのような方法が良いと思われますか。自由にご記入ください。

問4. 貴自治体における自立支援に関する取組について（平成30年10月末現在）

① 貴自治体が、国の補助を受けて実施している社会的養護自立支援事業を教えてください。 ※当てはまるものすべてに○		
01. 支援コーディネーターによる継続支援計画の作成	02. 居住に関する支援	
03. 生活費の支給	04. 生活相談の実施	
05. 就労相談の実施	06. 実施なし	
② ①以外に、自治体独自で実施している自立支援のための取組があれば具体的に教えてください。		
③ 自治体として、自立支援のための計画策定や自立支援を行うコーディネーターを配置していますか。 ※当てはまるものすべてに○		
01. 国から補助金で配置している		
02. 自治体の予算で配置している		
03. 配置はしていない → 6ページの設問⑧へ		
04. その他（具体的に	）	
→ 【上記設問で「01. 国から補助金で配置している」「02. 自治体の予算で配置している」を選択した自治体の方】		
④ コーディネーターの配置状況を教えてください。		
(1) 配置人数	() 人	
(2) 配置先		
⑤ コーディネーターが支援している対象者や支援業務の内容について具体的に教えてください。		
⑥ コーディネーターは、支援対象者以外の施設退所者等について、連絡先を把握していますか。把握している場合は、支援対象者以外で連絡先を把握している人を具体的に教えてください。 ※○は1つだけ		
01. 把握している → 対象者以外で連絡先を把握している人：	[]	
02. 把握していない	03. わからない	
⑦ コーディネーターは、貴自治体で自立によって措置解除となった人の何割程度の連絡先を把握していますか。 ※○は1つだけ		
01. 10%未満	02. 10%以上 30%未満	03. 30%以上 50%未満
04. 50%以上 70%未満	05. 70%以上 90%未満	06. 90%以上
07. わからない		

【すべての自治体の方にお尋ねします】

- ⑧ 貴自治体が行っている自立支援のための取組の中で、施設退所者等の措置解除後の状況・課題・支援ニーズ等を把握する取組及び取組のアイデアがあれば、具体的に教えてください。

(例：毎年度末に、直近3年間に児童養護施設を退所した人への連絡確認をお願いして、施設と連絡がつか、進学・就職の状況、現在困っていることの3点を自治体に報告してもらっている)

- ⑨ 自治体として情報を把握すべきと思われる施設退所者等の年齢や措置解除後の年数の目途について、お考えがあれば教えてください。

- ⑩ 自治体として把握すべきと思われる施設退所者等の情報について教えてください。 ※当てはまるものすべてに○

<イン・ケアについて>

- | | |
|----------------------|----------------------|
| 01. 措置期間中に受けた養育の評価 | 02. 措置期間中に受けた自立支援の内容 |
| 03. 措置期間中に受けた自立支援の評価 | |
| 04. その他（具体的に | ） |

<アフター・ケアについて>

- | | |
|----------------------------------|-------------------|
| 05. 措置解除後の児童養護施設や里親等との交流の有無 | |
| 06. 措置解除後に児童養護施設や里親等が行っている支援の内容 | |
| 07. 措置解除後に児童養護施設や里親等が行っている支援の評価 | |
| 08. 措置解除後に児童養護施設や里親等に望む支援 | 09. 措置解除後に行政に望む支援 |
| 10. 児童養護施設や里親等以外に交流のある機関・施設・団体等 | |
| 11. 児童養護施設や里親等以外に相談を行った機関・施設・団体等 | |
| 12. その他（具体的に | ） |

<措置解除後の状況について>

- | | | |
|----------------------------|----------------------|---------------|
| 13. 住まいの状況（アパート、マンション、寮など） | 14. 転居の回数、転居した理由 | |
| 15. 同居人の状況 | 16. 婚姻の状況 | 17. 子どもの有無 |
| 18. 家計の状況 | 19. 借金の状況 | 20. 生活保護の受給状況 |
| 21. 医療保険の加入状況 | 22. 公的年金の加入状況 | 23. 将来の目標・希望 |
| 24. 疾病の有無 | 25. 逮捕歴、補導歴 | 26. 就労・就学の状況 |
| 27. 転職回数、転職した理由 | 28. 就労を続けるうえで困っていること | |
| 29. 奨学金制度の利用状況 | 30. 中途退学の経験、中途退学した理由 | |
| 31. 進学を続けるうえで困っていること | 32. 今後の進学意向 | |
| 33. 措置解除直後に困ったこと | 34. 現在困っていること | |
| 35. その他（具体的に | | ） |

<その他>

- | | |
|--------------|---|
| 36. その他（具体的に | ） |
|--------------|---|

ご協力いただきましてありがとうございました。

平成 30 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
児童養護施設等への入所措置や里親委託等が解除された者の
実態把握に関する調査研究 報告書

平成 31 年 3 月

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
政策研究事業本部
東京都港区虎ノ門 5-11-2 オランダヒルズ森タワー
電話：03-6733-1024
